

第百五十一回国
参議院内閣委員会會議録第十一号

平成十三年五月二十四日(木曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 江本 孟紀君
理事 宮崎 秀樹君
森田 次夫君
小宮山洋子君
築瀬 進君

委員

上野 公成君
鹿熊 安正君
中原 爽君
仲道 俊哉君
山崎 力君
山崎 正昭君
小山 峰男君
円より子君
大森 礼子君
白浜 一良君
大沢 辰美君
照屋 寛徳君
椎名 素夫君

国務大臣

国務大臣 (内閣官房長官) 福田 康夫君
国務大臣 (男女共同参画担当大臣) 村井 仁君
国務大臣 (国家公安委員会委員長) 竹中 平蔵君
国務大臣 (経済財政政策担当大臣)

国務大臣 (規制改革担当大臣) 石原 伸晃君

国務大臣 (科学技術政策担当大臣) 尾身 幸次君

内閣官房副長官 上野 公成君
副大臣 内閣府副大臣 仲村 正治君
内閣府副大臣 松下 忠洋君

大臣政務官 内閣府大臣政務官 渡辺 博道君
内閣府大臣政務官 仲道 俊哉君

事務局側 常任委員会専門員 館野 忠男君

政府参考人 内閣府大臣官房長 江利川 毅君
内閣府大臣官房審議官 永谷 安賢君
内閣府男女共同参画局長 坂東眞理子君

警察庁生活安全局長 黒澤 正和君
警察庁刑事局長 五十嵐忠行君
警察庁交通局長 坂東 自朗君
総務省人事・恩給局長 大坪 正彦君
文部科学省研究振興局長 遠藤 昭雄君
厚生労働大臣官房審議官 伍藤 忠春君

厚生労働大臣官房審議官 青木 豊君
厚生労働省医政局長 伊藤 雅治君
厚生労働省政策統括官 石本 宏昭君
経済産業省商務情報政策局長 太田信一郎君

本日の会議に付した案件
○政府参考人の出席要求に関する件
○内閣の重要政策及び警察等に関する調査 (高齢者対策に関する件)

(総理の靖国神社参拝に関する件)

(公務員制度改革に関する件)

(情報通信技術政策に関する件)

(男女共同参画に関する件)

(ハンセン病訴訟に対する政府の判断に関する件)

(警察不祥事に関する件)

(科学技術研究の評価に関する件)

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(江本孟紀君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

内閣の重要政策及び警察等に関する調査のため、本日の委員会に政府参考人として、内閣府大臣官房長江利川毅君、同大臣官房審議官永谷安賢君、同男女共同参画局長坂東眞理子君、警察庁長官官房長石川重明君、同生活安全局長黒澤正和君、同刑事局長五十嵐忠行君、同交通局長坂東自朗君、総務省人事・恩給局長大坪正彦君、文部科学省研究振興局長遠藤昭雄君、厚生労働大臣官房審議官

青木豊君、厚生労働省医政局長伊藤雅治君、同政策統括官石本宏昭君及び経済産業省商務情報政策局長太田信一郎君の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(江本孟紀君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(江本孟紀君) 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○宮崎秀樹君 おはようございます。

昨日のハンセン病の控訴取りやめということで、政府の決定に関しましては私はもう大賛成でございます。いろいろあるでございますが、今後ともひとつ、患者さん並びに関係者の救済措置というものを十分に図っていただきたいと思います。

そういうことに関係しまして、まず最初に竹中大臣、石原大臣にお伺いしたいんですが、政府の中にはいろんな諮問会議とか、あらゆるそういう審議会とかそういうものがあるんですが、このメンバーを見てみると、どなたが人選するのかわかりませんが、選ばれた方はそれぞれもう立派な方ばかりであります。どうもバランスがとれていない。

例えば、ハンセン氏病の場合でも過去にこういう審議会などいろいろあったんですが、その結論に基づいて今まで動いてきた、そういうことがあるんですが、一つの端的な例で、経済諮問会議のメンバー、さらには総合規制改革会議のメンバーを見ましても、これは内容が、一つの方向へ決まったものをやるのならいいんですが、あらゆるオールマイティーをここで決めちゃうわけですから。ここで決まるとこれはもうスキームになっ

ちゃうんです。それに基づいて概算要求だとか予算が編成されていく。それが決まると、それから枠を外すことはなかなかできないわけです。ですから、ここを本心に慎重にやらないと、ここで間違えたら大変なことになるんです。

例えば、この二つのメンバーを見ても、少なくともサイエンス、科学、それから理学関係の方というのは一人もいないんですね。ところが、今やもうIT革命とかいろいろ言っている時代に、やはりそういうバランスをきちっとした人たちが物事を決めてもらわないと禍根を残すことになるのじゃないかといって大変私は心配しているんですが。

まず、このメンバーの人数というのはどこで行われるんですか。そこら辺をちょっとお聞きしたいと思っています。

○国務大臣(石原伸晃君) 宮崎委員にお答えを申し上げます。

私は行政改革並びに規制改革を担当しておりますので、委員の質問の部分は総合規制改革会議の点につきましてお答えさせていただきたいと思うんですが、冒頭申されましたように、サイエンスの部分、この十五名のメンバーの中で私も調べましたら、米沢先生という学校の先生がたった一人でございまして。そういう意味では、十五人中で科学、サイエンスの部分の方が十五分の一でありますから、少ないという委員の指摘は的を得ているんだと思います。

しかし、そんな中で一応産業界、各重立った会社の社長さんと会長さんが九名、あるいは学識経験者、米沢先生も入っていますけれども六名、そして特に今回は総理の、女性をやはり重視していくということで、四名の方を総理みずからがみずからのバランスによって配置されたんだと思っております。

今後でございますけれども、やはり委員御指摘のとおり、大きな審議会というものは方向性を示すところでございますので、サイエンスやもちろん医療の分野、社会福祉の分野等さまざまな規

制も存在いたしますので、そこでの専門的な議論には専門委員という形でその分野の専門家の方にお入りいただいて審議を重ねていくという方法もございまして、また適時適切なアドバイスを賜れば幸いに存じております。

○国務大臣(竹中平蔵君) 経済財政諮問会議にしまして同じような趣旨の御質問があったと思います。

私も四週間前まで学者をしておりまして、いろんな政府の委員会からのお誘いがあつたとき、これは隠れみの的審議会が実質的議論の場かということ、その場ではつきりと判断したつもりです。はつきり言ひまして、いろんな会があると思います。

そういう意味で、先生御指摘のように、本当にきちつとリーダーシップを発揮できるような会、それは政治的リーダーシップの役割だというふうに思いますが、経済財政諮問会議にしましては、まさにそういったような人材のバランスをとれるような会にぜひほしいというふうな強い意欲を持っています。

具体的には、法律で幾つか決められているものもあります。議長は総理、それと官房長官と経済担当の私が出なきゃいけないとか、あと、定員が十名でありますとか、その制約の中でやるわけでありまして、基本的には臨時議員の制度等々ありますので、そういった制度もぜひ活用して幅広く意見を聴取できるような仕組みは、これは私の責任でぜひつくっていききたいと思っています。

人材の評価とかいろいろあると思いますが、私は個人的には今の経済財政諮問会議、民間の議員四名入っていらっしゃるんですが、産業界と学界といふことではありますが、私は非常に見識のある偏りのない、勉強熱心な、その意味ではバランスのとれた人選ができていてというふうには一応自負しております。加えて先生御指摘のように、臨時議員の制度等々を活用して、足りない分は補っていききたいというふうに思っています。

○宮崎秀樹君 私は、その委員の資質の個々のこ

とは一切申し上げておりません。大変立派な方ばかりだと思っておりますが、やはり重要なことを決めるので、隠れみのだとか責任逃れだとかいうふうにならないように、そこはきちつとやっていただきたい、こういうことでございます。

ところで、その事務方でございますけれども、石原大臣、事務方もこれはやはり民間の人を起用して、どうも一般の国民が見てみると、官僚が書いたものをそこで議論して、またまとめは官僚がやる。これは言っているのは裏は全部官僚じゃないの、ここのうふうにとるんです。だから、そこもきちつとそういうことと切り離した組織と

いうのをつくる必要が私はあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(石原伸晃君) 宮崎委員に引き続きいてお答えさせていただきたいと思うんですが、まさに私、委員の御指摘は的を得ていると思うんです。よく審議会が、官僚の方が書いたものを審議会の方が踏襲して読んでいるだけで、結局方向はその審議会を所管する官庁の思った方向になっているというふうな批判が多々出ているということも十分承知しております。

今回 私に関連するところでございますは総合規制改革会議があると思うのでございましてけれども、この総合規制改革会議のいわゆる事務局は二十四名いるんですが、この中に三分の一強に当たります九名の方、民間からお願いいただいております。また、行政改革本部のもとにあります行政事務局、これも実務をつかさどるところでございますけれども、ここは六十一名中、金融機関あるいは商社、メーカーと三名の方がおいでいた

○宮崎秀樹君 できるだけそういうことを活用してやっていただきたいと思います。

それから、石原大臣に続けてお伺いしますけれども、平成十二年十二月十二日に、これは行政改革推進本部ですが、規制改革委員会というのが前にありました。さらに、ここの三月三十日の閣議で、規制改革推進三カ年計画というのがあつて、その中で、医療に営利法人の参入について検討するとういうことがうたわれているんですが、これも、私に言わせれば、本当の医療の実態というのは御存じのない方が集まって、しかも経団連とかいわゆる財界の方たちの意見というのは、これは強いと思うんです。

私はかつて自民党の中で、経団連とかそういう財界の方々の話し合いをやつたことがありますが、そこで十分議論をしたんですが、要するに、非営利の性質のこの医療というのの対しまして営利を目的とした人たちが入ってくると、不採算のものに対しては、これは会社で損をすることをやれば社長は首になりますから、そういうことはやらないですね。じゃ僻地に行つて、そこへそれじゃ営利団体が行つてそういう医療をやつてくれるかといつたら、これはノーだと言ふんですね。じゃ救急医療、夜中、不採算のことをやつてくれと、これはノーだと。

やっぱり医療というのは押しなべて、不採算のこともやつて、そして損得勘定なしでやるからいろいろな法規制があるわけです。だから、これは私は、規制緩和と規制緩和といつても、医療という人命にかかわる問題は、一つの法を、やはり規制をかけた中でやらなきゃいけないんですね。それを緩和緩和と、こうなりますと、これは大変なことになると思うので、特に日本は国民皆保険の制度の中でこれやっていますから、そういうことはひとつ慎重に、担当大臣となられたので、こんなものについてどんなふうにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(石原伸晃君) 宮崎委員にお答え申し上げます。

かねてから宮崎委員が今おっしゃられましたような御意見ということをご分野で意見の御開陳をされていることは私も十分承知しております。そしてまた、国民の生命に一番関係する分野でございますので、慎重な検討が必要であるということでは私言うまでもないことだと思っております。

委員が御指摘されましたいわゆる規制改革三年計画の文言をちょっと読ませていただきますと、「医療を取り巻く環境及び国民のニーズの変化に対応するため、医療の持つ特性を踏まえた上で、医療機関相互の競争を促すことにより、医療サービスの質の向上と効率化を図る。」。こういう基本認識のもとに規制改革を進めていくということでございますが、私は東京に暮らしている人ですけれども、今東京でいわゆる都営の都立病院のいろいろな問題が事件として出てきております。いろいろヒアリングをいたしますと、やっぱりその経営感覚というものがなくて、救急医療で来た方の治療をする、これは当然のことですけれども、その後全く代金をちやうだいしない。本当はこの人はだれだったのかということが全くわからないまま放置されているといったような状況が、現状は実はその一方でございます。

病院経営、医療の経営というものはやっぱりかかるべき負担はしていただくというこの原則を曲げてはならないことだと思ひますし、お医者様が病院のマネジメントをできるかといったら、先生のお話を聞かせていただいていますと、医療は仁術である、算術じゃないということをおっしゃられていたんだと思ひますけれども、マネジメントという分野はやはりマネジメントのたけた人が行うというようなことも、その構造改革、聖域なき構造改革の観点からどういうメリットがあるんだ、あるいはどういうデメリットがあるんだというところも議論の対象として、効率的な病院運営みたいなものもこれからやっていきますと、ほとんど赤字を垂れ流すということでは、それもまたこの医療のあるべき姿とはかけ離れたものになってしまふということを感じました。

で、そのような観点も考慮に入れながら、これから幅広く議論がなされていくものと承知をしております。

○宮崎秀樹君 本質はきちつとわきまえてやっていただくことは大いに結構なんです、私のところでも、つい最近、深夜に救急車で来た患者さんが、これ保険に入っていないんですね、みんなフリーターですから。北海道から来た方で、全く保険もなしです。結局、お金もないというので、これはもうやられ損でございますから、それに対してとる手だてはないんです。ない人からとれないわけですから。だれも保障してくれません。しかし、そういう面もあるんですから、やはり私もは、医療というものはそれに対して応招の義務があつて拒否することできませんので、そういうことも一つお含みおき願ひたいと思います。

それから、竹中大臣に次にお伺ひしたいのは、大臣は経済のもうそれこそエキスパートでございます。私もいろいろなそういう審議会で社会保障障についての議論を承っておりますが、社会保障に一兆円の税金をつぎ込んだときと公共事業に一兆円の税金をつぎ込んだときの経済波及効果、雇用効果というのはどちらの方が上か、大臣、お伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 効果というのは非常にいろいろな形でとらえ方があるんだと思ひます。一般には、これはもう先生よく御承知だと思ひますけれども、よく使われるのは、いわゆる産業連関表というのを使つて、ここにこれだけの最終需要が発生したら、そこからどこに発注が行つて、その発注先からさらにどこに発注先が行つて、結果的にどれだけ生産額及び雇用がふえるかという問題だと思ひます。

この産業連関表の形、いわゆる係数、パラメーターそのものも結構変わつていくのでありますけれども、基本的には、社会保障に新しい需要が行くのと公共事業のようなのへ行くのも、私の認識ではそんなに大きくは変わらない。結構両方とも同じような効果がある。数字は先生もう既にお

持ちだと思ひますけれども、その意味では、需要の效果に關してはそんなに大きな、私はむしろ余り差はないというふうに認識しています。

一方で、さらに効果を議論するんであるならば、それが供給力、生産側にどういう効果があるかというところになるかと思ひますが、これはこれでまたちよつと難しい点になつて、そういう問題も我々としては大変関心を持つて新しい手法でぜひはつきりさせていきたいというふうな思つてるところです。

○宮崎秀樹君 ちなみに、今先生のおっしゃった産業連関表を基準として割り出した、これ平成二年の総務庁のデータなんです、これは社会保障にいわゆる一兆円の税金を入れたら五兆四千三百二十八億、これは経済波及効果でございます。それから公共事業は二兆八千九十一億ということ、これは明らかに社会保障の方が優位になつてゐる。雇用効果は、社会保障は五十八万三千六百六十二人、そして公共事業は二十万六千七百十人。さらに、日本医師会の日医総研というのがあります、そこがやはりこれに基づいて最近出したデータでは、さらにもっと大きく差が出まして、経済波及効果は六兆五千八百億、公共事業は三兆五千四百億、雇用効果は社会保障が七十三万三千八百八十人、公共事業が三十三万九千四百八十六人というデータがございまして。

これは、公共事業が何もうすべて悪いわけじゃありません。やるべきことはやらなきゃいけない。しかし、そういう一兆円の税金を入れたときの社会保障に入れたらいわゆる経済波及効果、雇用効果というのはそれは大きなものがございますので、いろいろなことを勘案しながらこの社会保障について御議論願ひたいと思ひます。

そこで、社会保障のいろいろな今政府から出ている、高齢者に対するいろいろな恩恵というのが出ていますが、一番今国民が心配しているのは、年をとつたら何か肩身が狭いというふうな、今どうもそういう風潮にあります。きょうの朝日新聞を見ましても、年金への課税強化とか社会保障費を

抑制する、経済財政諮問会議と、こういう記事が載つています。これは骨太の方針というふうなこういうことで、朝日新聞にきょう載つてゐるんですよ。こういうことを見ますと、国民は非常に不安になります。

私のところに入院しているお年寄りが個室へ入らないんですよ。私のところは田舎ですから、個室といつても三千円でございます。一旦三千円が、それはもう恐らく貯金は五、六万持つてゐる方でも入らぬですね。どうして入らないのと言つたら、いや老後が心配でと。もう老後ですから、あなたもあと一年ぐらしか生きないよなんて言えませんが、私は。とにかくそれじゃ、あいたら大部屋へ移しましょうと。とにかくそういう状況で、若い人も年をとるんですよ。若い人も見ていて、年をとつたらこんな苦しみられるんじゃないかと、今貯金を使わないわけですか。みんながお金を使わないで抱え込むんです。

おととい、私は近くのおすし屋さんへ行つたら、おすし屋さんのおやじが暇だつて言ひます。どうして暇なのと言つたら、年寄りが来ないと言ひます。いや、お金がかかると言ひます。だから、そのおやじさんが言ひましたけれども、おじいさん、今食わないと死んでから食えないよ、だから、食べた方がいいよと、こう言つてゐるんだといつてきのう笑つたんですが、本当に深刻です。だから、そういうことを言つたときに、じゃ本当に高齢者が医療費を使つてゐると、こういう話になるんですよ。ところが、七十五までびんびんして一回もお医者さんへ行かなくて、心筋梗塞でこころと死ぬ人は幾らもいますよ。そうすると一万円ぐらしか医療費を使つてゐない。じゃ、その人が幾ら納めてゐるかといつたら、私は厚生省にも十年近く前から、どのぐらいい納めてゐるかその資料を出せよと言つても出さないんです。私は私なりにこれはいろいろなところから手を回して、大蔵省からもデータをいただきました。大体ここにあるんですが、トータル

で何だかんだで二千万円以上納めているんですけど、これはもちろん本人の保険料プラス国の負担、企業の負担、それから地方自治体の負担が入りますが、それでかかったときの自己負担と、さらに老人保健医療、老人保健ができて、その国の負担が大体平均四百万円くらいですね。そういうものを全部加えると大体今の医療費とツーペイです。ツーペイならばこれは堂々として、年とってからぐあいが悪くなればお医者さんへ行ってもいいんだという話を私はしているんですけども。

そこで、問題なのは、じゃ、だれがそんなに使っているのと同じくしたら、医療費というのは、全体で一の患者さんが二六%医療費を使っているんですよ。一〇%の方で六四%の医療費を使っているんですよ。九〇%の患者さんは残りの三六%の医療費で済んでいるんですよ。それから、高額医療と言いまして、一月で二千万円ちょっと上ぐらい、一月で使っちゃうんですね。それから十番目で、一人でこれも千四、五百万使う。この十名の方を見ると、六名の方がそれで亡くなっているんですよ。その中にはお年寄りは一人もいません。若い人です。だから、若い人は保険料を納めるのは少なくて、そしてすごい医療費を一人で使ってしまう。

これは社会保障ですから、それはいいとか悪いとかの問題じゃないんですが、ですから高齢者が一生懸命今までやってきたということは、これは老人福祉法が昭和三十八年にできているんですけど、それは老後の生活保障を国民全体で見ましようと言っている。敬愛精神がそれに書いてある。それから、老人保健法が昭和五十七年にできました。そのときに、何と老後のいわゆる保健医療サービスというのは、これは全部国、国民で見ましよう。それでこれは負担をゼロにしちゃったんですよ。ここが間違いです。

これは厚生省が、僕はそう言っちゃ悪いんですが、非常にいいかげんなデータを出すんですよ。つい七、八年前まで、平成十二年度には医療費は

四十三兆円になると言ったんです。これはもうほとんどその数字がひとりで歩かしてしまいました。それで、老人医療は十六兆かな、十五兆六千億かな、何かそういうデータを出しまして、大変だ大変だ。ところが、平成十二年度の医療費は三十兆ですよ。十三兆円も誤算の数字を出すということは、これは竹中先生は経済学者だから、ちよつと想像を絶するような間違いだと思ふんです、私は。

そういうことをやっていると、そして今、そういうことをみんなインプットされた人たちが社会保障のことをまことしやかに議論しているというところは私は甚だ腑に落ちない。だから、本当の実態はこうなんだということを国民に見せて、そして何が足りないのか、お年寄りに何で負担を強いるのかということをお納得の上でやらないと大変だと思ふますよ。

だからそこら辺を、きょうは担当の、これは官房長官になるのか、きょうは石本統括官がいらっしゃるから、まあ石本さんもかつて四十三兆円なんて言った口じゃないかと思ふすけれども、そうじゃないですか。それに関して私はお聞きしたいんですが、そういう高齢者がすべて医療費を食いつぶすような発想は私は間違っていると思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(石本宏昭君) 医療に御見識の高い宮崎先生ですから、もう細かいデータはよします。医療費三十兆のうちでおおむね三分の一を老人医療費が占めている。

大変に医療保険財政厳しゅうございまして、来年、政管健保を初め国民健康保険とも非常に厳しい状況にあるという中で、ことしの一月から政府・与党の社会保障改革協議会におきまして、これからの経済の低成長あるいは高齢化の中で、高齢者医療をどうしていくかということは大変大きな問題になりました。

私どもは事務局ですから専ら議事録の整理に追われたわけでございますが、いろんな御意見の中で、先生先ほどからおっしゃいましたように、こ

れからの高齢化の時代で、国民の主役というのはやはり高齢者である。そうすると、高齢者の寝たきり、ばけにならない健康寿命をどう延ばしていくかというのが最も大切な政治課題である。その健康寿命を延ばすためには、やはり若いときからの予防、それから高齢者の心身の特性にふさわしい医療といったようなものを中心に確立していく必要があるといったことが主な意見でございまして、大綱に書かれたわけでございします。

またその中で、老人も大切だし、また老人医療も大切だけれども、これを支える経済というものをどう見ていくかということで大きな議論がございまして、税あるいは社会保険料あるいは自己負担というふうな、それぞれの財源につきまして御議論があった中で、やはり経済の状況がかなり今後中長期的に変わっていく中で、現在の負担というものをもう一回きちつとらまえていく必要がある。そのときに、高齢者と若年世代の経済的な状況あるいは能力といったようなものを一度整理してみることがあるということで、高齢者、若年者を問わず、経済的能力があれば何らかの負担をしていただいたらいんじゃないかという考え方が実は出されたわけでございまして、この考え方につきましては政府・与党として合意が得られたものと私も受け取っておりますが、いずれにしても、先ほど来先生御指摘のとおり、高齢者医療制度の見直し、来年待ったなしでございします。具体的によく御相談しながら、また国民的な合意が得られるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○宮崎秀樹君 今、お年寄りと若い人と同等だといふのは大間違いで、同じ病気でお年寄りが入院すると一日の入院料が五千八百七十円ですか、そして若い人が入院すると六千八百八十円。同じことをやっても年寄りの命が今軽く見られている。しかも、三カ月たつとぐんと入院料を落とすんですね。お年寄りはだからたい回しになってくる、病院の。こういうのが実態ですから、人間の命に若い人もお年寄りも優劣はないわけですから、こ

れは平等です。それはきちつとこの際整理してもらわなきゃ困る。社会保障というのはやっぱり私は多面的な要素できちつと見ないと、これは大変なことになる。ハンセン氏病の二の舞にならないようにこれはきちつと今慎重に議論してもらわなきゃならないと思ふます。

そこで、最後に、若い人も年をとった人も、竹中大臣にお尋ねするんですが、いずれは病気で死ぬわけですね。これは病気になるまで死ななければ、交通事故事故死死しないわけでありまして、私は、必ずそういう羽目になるんですが、しかし、生命のあるうちはやはり元気で、そして生活をエンジョイできるといふことだと思ふんです。それにはやはり年をとってからの不安というものはないかなきゃいけない。

今、一千四百兆円の潜在の預貯金があると言っていますが、その一割、百四十兆円が市場に出れば、これはまたお金が動くたびに税金も入ってきますし、みんなが生活をエンジョイできるんですが、それが今、もうとにかく将来が不安だ不安だと言っている人ばかりです。こういうことを政策的にきちつとやらないと、日本の将来というのは私は甚だ暗いものではないかと思ふます。

二十一世紀はやはりそういう意味で、今せっかく専門家が経済財政担当大臣になられたんですから、これを切り破るひとつそういう政策というものをぜひ出していただきたいと思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 大変貴重な御指摘だと思ふますので、本当にその方向でぜひ努力したいというふうに思ふます。ありがとうございします。

○宮崎秀樹君 それじゃ、私これで、時間ですので次に交代いたします。ありがとうございします。

○森田次夫君 自由民主党の森田次夫でございます。大変お忙しいところを官房長官お見えでございしますので、早速でございしますけれども、ちよつとお尋ねをさせていただきますと思ふます。

おりますところの總理の靖国神社参拝問題についてでございます。この点につきましてお尋ねをさせていただきますと思います。

小泉總理は、御承知のとおり、再三、私は靖国神社に参拝しますと、こういうようなことを明言されておられるわけでございます。その勇断に私もどうしても大きな拍手を送っておるわけでございます。御承知のとおり、公式参拝というのは昭和六十年の中曽根總理以来でございます。その後橋本總理が誕生日に参拝されたというところはございますけれども、まさに久しぶりのことでございまして、小泉總理が、国のためにとうとい生命を犠牲にされた戦没者の上に今日の平和があるんだと、まさにそれとありであるわけでございます。

そうした戦没者に対して、国の代表である總理大臣が素朴な気持ちで、また率直な気持ちで敬意と感謝の意を表されていることは、いずれの国でも行われておることはこれまた御承知のとおりでございますし、独立国家といたしましては極めて当然のことであるというふうに思っております。

また、戦没者遺族を初めとして多くの国民がそのことを強く願っており、そしてこれはまさに長い間の悲願、こう言ってもいいかと思うわけでございまして、こうした小泉總理の御発言が支持率の高い一つの要因にもなっておるのではないかなと、こんなふうにも思うわけでございます。

しかしながら、一方では、靖国神社にA級戦犯が祭つてあるとか、また戦争を美化するとか、そしてさらにはかつての道に逆戻りするんじゃないかと、こんなようなことが言われておる。まさにばかばかしいことでございますけれども、そんなことも言われておるわけでございます。

私もおやじを戦争で亡くしました一人でおるわけでございます。そうした中で、日本遺族会の副会長の方をさせていただいておりますけれども、遺族は全くそんなことは考えておりませんで、絶対戦争はしてはいけないんだ、二度と我々の遺族は出してはいけないんだ、これが遺族会の原点で

ございますので、そのことを申し上げさせていただきます。そこでも最初に、恩給局長さんお見えでございますので、ちよっと伺いさせていただきます。

すので、ちよっと伺いさせていただきます。恩給局長さんお見えでございますので、ちよっと伺いさせていただきます。恩給局長さんお見えでございますので、ちよっと伺いさせていただきます。

○政府参考人(大坪正彦君) ただいま先生の方から、A級戦犯の方で処刑された方あるいは拘禁中に病氣などで亡くなった方、そういう方々の御遺族の方々への処遇はどうなっているかというお尋ねでございますが、こういう御遺族の方々につきましては、昭和二十八年に、当時の厚生省で所管いたしておりました援護法、これに基づきまして甲慰金と遺族年金、これが支給されることとなつたわけでございますが、その翌年、昭和二十九年には恩給法を改正いたしまして、これらの御遺族の方々には、援護法に基づきます遺族年金にかわりまして、恩給法に基づく戦死された方への公務扶助料、これとは同じような扶助料をお出しするというようなことで処遇について取り扱いが行われている状況でございます。

○森田次夫君 ということは、恩給法の改正で、いわゆる一般戦没者の遺族と一緒に、同じように公務扶助料に相当する扶助料が支給されていると、こういうことでございすね。もちろん金額等も一緒だと、こういうことだろうと思ひます。

そこで、それならば今度は、A級戦犯として拘禁されて、その後釈放された方というのはたぶんおられるわけでございますけれども、こうした方の恩給というのはどうなっているのか。いわゆる戦犯受刑者本人に対する恩給でございますね、これについてどうなっているのか。

それからまた、何年か拘禁されておるわけでございすけれども、その拘禁期間中の恩給の取り扱い、この辺についてどうなっているのかお尋ねをいたします。

○政府参考人(大坪正彦君) A級戦犯の方でその後釈放された方の扱いということでございす。恩給法におきましては、一定以上の刑に処せられた方につきましては恩給を受ける権利をなくすという失権事項があるわけでございす。戦犯のような軍事裁判で刑を処せられた方につきましては、サンフランシスコ平和条約の発効後におきましては、一般のそういう刑事事件の方とは処遇の考え方は違ふものだというような解釈方針が出されたわけでございすので、恩給につきましても、戦犯の方々の処遇、刑を処せられた方の扱いにつきましては一般の刑事犯とは別の扱いをしていくわけでございまして、通常の失権事項には該当しないということで、一般の旧軍人の方々と同じ扱いになつていく状況でございます。

をいたします。

○政府参考人(大坪正彦君) A級戦犯の方でその後釈放された方の扱いということでございす。恩給法におきましては、一定以上の刑に処せられた方につきましては恩給を受ける権利をなくすという失権事項があるわけでございす。戦犯のような軍事裁判で刑を処せられた方につきましては、サンフランシスコ平和条約の発効後におきましては、一般のそういう刑事事件の方とは処遇の考え方は違ふものだというような解釈方針が出されたわけでございすので、恩給につきましても、戦犯の方々の処遇、刑を処せられた方の扱いにつきましては一般の刑事犯とは別の扱いをしていくわけでございまして、通常の失権事項には該当しないということで、一般の旧軍人の方々と同じ扱いになつていく状況でございます。

それから、戦犯として拘禁されておられた期間の取り扱いについての御質問でございますが、これは、軍人としての身分はなくなつていくわけでございすけれども、その軍人としての職務に関連する期間と考えられますし、ある意味でその延長とも考えられるわけでございすので、旧軍人の在職年として、恩給法上の在職年として通算する扱いになつております。

○森田次夫君 ということは、受刑者本人に対しても一般の軍人の恩給と何ら変わらない恩給が支給されておる、こういう御答弁だと思ひます。そこで、恩給法の第九条、これがどのようになつておるか、できましたらちよっと読み上げていただきます。

○政府参考人(大坪正彦君) 恩給法の九条は、先ほど申し上げました刑に処せられた場合の失権事項でございます。

御指示がありましたのでちよっと読み上げさせていただきます。恩給法の九条でございます。

「年金たる恩給受給者ノ権利ヲ有スル者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ権利消滅ス」、最初が「死亡シタルトキ」、二番目が「死刑又ハ無期若ハ三年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタ

ルトキ」、三号は「国籍ヲ失ヒタルトキ」、これは恩給法の国籍事項というふうになるものでございす。先生言われましたのは、この二号に該当するケースの場合でございます。

○森田次夫君 したがって、犯罪者じゃないんだと、こういうことになるかと思ひます。したがって、我が国におきましては、いわゆる戦犯と言われる方もその遺族も恩給法上は一般の軍人恩給受給者及び一般戦没者の遺族と何ら変わらない扱いがされておると、こういうことでございす。

そして、A級戦犯として処刑され、そして拘禁され、そしてさらにその後釈放されたという方もたくさんおられるわけでございす。そうした中では、總理大臣になられた方、あるいは法務大臣になられた方、例えば岸信介先生、あるいは賀屋興宣先生は法務大臣になられた、こういうことであるわけでございす。

また、いわゆる戦犯として処刑及び獄死された十四名の、靖国神社では祭神と言つておりますけれども、祭神名票が当時の引揚援護局、現在の厚生労働省になるのかと思ひますけれども、から靖国神社に送付されたのが昭和四十一年でございす。そして、靖国神社が合祀、いわゆるお祭りでございますけれども、これをしたのが昭和五十三年十月十七日、そしてこのことが新聞で大きく報道されたのが翌年の春であるわけでございす。

無論、合祀でございますから、これについては靖国神社の意思とそれから責任において行ったものであることは、これはそういうことでございすけれども、引揚援護局の祭神名票、いわゆる厚生省引揚援護局から送つてこられたその名票、これに依拠して靖国神社に合祀された、これもまた事実であるわけですから、それだといふ靖国神社といふのはどういふ基準かということがわからぬものですから、基準といふものは国の公務で亡くなつた、こういうことの戦没者に対して神社としては合祀をされておられる、こういうことでございす。ということ、今までのことから申し上げま

すと、私は戦犯というのは我が国には存在しないんじゃないのかな、こんなふうに思うわけでございます。

そこで、官房長官にお伺いするわけでございますが、ちよつと歴史をたどりますと、昭和二十七年の四月に日本が主権を回復したと。しかしながら、サンフランシスコ平和条約第十一條がございまして、巢鴨であるとかフィリピン、モンテンルパ、マヌス島、オーストラリアでございますけれども、に千二百二十四名が戦犯として服役中であったわけでございます。

そして、当時の資料等を見ますと、戦犯の釈放の一大国民運動が起きているわけでございます。当時、四千万、恐らく当時の日本の人口というのは一億いなかたないかと思ひますけれども、四千万の署名が集まった。これは当時の共同通信の小沢という記者が書いておりましたけれども、四千万集まった。そして、こうした国民の声にこたえて昭和二十七年十二月に衆議院と参議院の両院におきまして、それぞれ戦犯赦免に関する決議案が圧倒的多数で可決をされております。このとき反対されたのが、当時労働党というのがあったわけでございますが、労働党のみが反対で、そのほかすべて賛成、こういうことでもって決議をされております。

そうしたことで、A級戦犯の方が先に釈放されるわけですが、昭和三十一年三月三十一日に戦犯は釈放されてございまして、BC級につきましては三十三年五月三十日、これでもって全部、千二百二十四名が釈放されておる。それが当時の戦犯に対する大多数の国民の率直な気持ちであつたんじゃないか、そういうふうにも思うわけでございます。

そうした世論の支持がございまして、ただいま恩給局長からも御説明がございましたとおり、戦犯、受刑者本人に対しても、またその遺族に対しても国家補償が行われるようになった、こういうような経緯ではなからうかなと、こういうふうにも思うわけでございます。

だからといひまして、近隣諸国に配慮しないでいいというふうには私は当然考えておりません。やはり迷惑をかけたことは事実でございます。で、そうしたことで理解を求めたための努力というものは当然これからもしていただかなければならぬということも思つております。

また同時に、国のために犠牲となつた方々に国の代表が敬意と感謝の誠をささげ、そして平和を誓うということとはこれまた純然たる国内問題でもあるんじゃないかと、こんなふうにも思うわけでございます。

小泉総理が再三言われておられますように、素直な気持ちでもって靖国神社に参拝できるように、小泉内閣、そしてその大番頭とおっしゃつておられますけれども、官房長官初め内閣全体としてしっかりと小泉総理を支えていただきたい。いろいろとこれから、雑音というのは失礼ですけども、何かいろいろと問題等も出てくるんじゃないかなと、こういうことも懸念するものではない、そういうことでもしっかりと支えていただきたい。なと、このようにお願ひするわけでございますけれども、福田長官の御見解等ございしたら、お伺いをさせていただきますと思ひます。

○国務大臣(福田康夫) 森田委員、遺族会の会長として大変御活躍をいたしておられて、敬意を表する次第でございます。

今、るる御説明ございました。お話を伺つておきまして、また私の知識を深めるといふこともできたわけでございます。

その中で、小泉総理が先般来、たびたび委員会でもってまた本会議等で説明されていらつしやるんであります。特に、靖国参拝ということにつきまして、これは大変日本の国論を分かつようなそういうふうなこともございすけれども、私、小泉総理がおっしゃつていらつしやることは、私は本心に小泉総理の素直な気持ち、今ちよつとお触れになつた素直な気持ち、自然な気持ち、それをあらわされたのではないと思ひます。

国会でもって言われていまして、今日の日本

の平和と繁栄というのは戦没者の方々のとうとい犠牲の上に成り立っている、その戦没者に対する心からの敬意と感謝の気持ちを込めて参拝したいと、こういうふうに出ておられるわけでございます。また、二度と戦争を起してはいけないという気持ちから、この靖国神社に参拝するということ、それをそのような意義を持つて行つておられるというやうなことで説明をされていらつしやる。私も、実は全く同じ気持ちでございます。

私は、もう小学校の低学年のころから、小学校に通うのに市電を使つておりました、都電でございすね、その電車がちよつと靖国神社の前を通りますので、そこでは神社に対して頭を下げる、これは毎日朝夕やるわけでございますから、本心に自然な行いとしてやつてきた。ですから、今でもその気持ちは変わっていない。やつぱり日本のために戦つてくださった、また命を失われた方々に対して、それは尊崇の気持ちを込めて頭を下げるのは本心に自然な人間の気持ちだろうというやうに思つておりました。そういう意味では、国会議員になりましてからも時々参りをさせていただいておると、こういうことを続けております。

そんなふうなことでございすので、これから私はその気持ちを失わないようにしたいというやうに思ひ、なおかつ、また多くの方々がその気持ちになつて、そしてそのことを忘れないやうに、特に若い方々がその気持ちを忘れないでいただきたいなというやうにも思つております。

近隣諸国との関係も御指摘されましたけれども、大変難しい問題でございます。トータルでもって両国民が本心に理解し合えるやうなそういう関係にならなければいけないと思ひます。そのことがこの問題を解くかぎになるだらうと思ひますので、私も及ばずながらそのために努力をしてみたいと、このやうに思つておるところでございます。

○森田次夫君 大変御丁寧に、また心のこもつた御答弁をいただきました、ありがとうございます。

日本国民は、二度と戦争しちやいかぬと、それが本心に日本の国民全部の気持ちだろうと思ひます。しかしながら、国のために亡くなつた方々でございすので、やはりそれなりの扱いをしていただくということが大切じゃないかな、こんなふうにも思ふわけでございます。官房長官、どうかひとつよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

そこで次に、公務員の制度改革につきまして石原大臣にお尋ねをさせていただきたいというふうに思ひます。

行政改革につきましてでございますけれども、石原大臣の担当といひますか、そういった守備範囲といひますか、それにつきましては、所信のあいさつで述べられておりますとおり、一つは特殊法人等の改革、それから公益法人等の改革、この中でも特に行政の委託型、こちらの方に力を入れておられるのかなということ、そして三番目が公務員制度の改革と、この三つが大臣の御担当かなというふうに思ふわけでございます。

そこで、所信のあいさつで言及をされておられるその順番からいいますと、実は橋本前大臣とちよつと比較してみたいんですけれども、橋本大臣は公務員制度の改革を所信の中で一番目に挙げておられます。そして、石原大臣イコール小泉内閣と思ふんですけれども、その重点というのはやはり特殊法人の改革、これを最初に掲げておられるわけでございます、そういうことでもって若干違ふのかなというやうなこともちよつと思ふわけでございます。

前大臣の橋本大臣は、一府十二省庁の再編です、ね、この行政の器はできたんだ、これで一段落だ。今後はその中身の問題ですね、そういう考え方もって公務員制度改革について力点を置かれると、こういうふうになつたのかなと。無論、特殊法人の改革等につきましては天下りの問題とか公務員制度改革と密接な関係はあるわけでございますけれども、そういうことになつてゐる。そこで、石原大臣のお考えでございますけれども

も、行政の器の改革はまだ一段落していないんだ、できていないんだというお考えかな。というのは、例えば郵政三事業の問題など財政との密接な関係にある特殊法人等の改革の方が優先順位は上なんですよ、まずこれが第一なんですよ。そして、次が公益法人であり、三番目が器の中身であるところの公務員制度改革、こうした順序づけではないかと、私自身はそんなふう感じておるわけでございますけれども、橋本行革と石原行革との違いにつきましてこのような理解でよろしいのかどうか。

最終的にはこれは平成十七年度をめどでございますか、そういったことでもって橋本前大臣もそれから石原大臣もそれほど差はないのではないかと、こんなふうにも思うわけでございますけれども、大臣の、公務員制度改革について最終的にはこんな形に持っていきたいんだと、そういった現在描かれておられるイメージ、そういったものもあらわれるんじゃないのかな。そういったことで、そういった将来のイメージ、でき上がったときのイメージ、それからそれをどうやって進めていくか、その手順ですね、こんなことにつきましてお聞かせをいただければ、こんなふうに思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○国務大臣(石原伸晃君) 森田委員にお答え申し上げます。

私、橋本前行革担当大臣、橋本元総理と引き継ぎをさせていただくときに、今、森田委員が御指摘されたような点を含めて、元総理のお考えを実は賜りました。

そこで私も感じたことは、今、委員御指摘されましたような公務員制度改革、特殊法人改革、そして公益法人、業務委託型法人の改革、さらに規制改革と、それらの分に分けてはいいけないんだらうと。やはりこのすべてがパッケージででき上がって、新しいこの国の形が見えてくる。

そんな中で、私は特殊法人改革から所信で述べさせていたわけですが、これは小泉総理の所信表明演説を聞かせていただきました、そのよ

うな並びで総理が話されておりますし、先般も予算委員会等で、住宅金融公庫の問題についてかなり踏み込んだ、特殊法人でございますけれども、発言があったと。総理の思いというものを受けてあのような所信を述べさせていただいたわけでござい

ます。私は橋本元総理とお話をさせていただいて強く感じたのは、やはり戦後これだけ、一府十二省庁にするような大きな改革は実はなされてい

と。戦後のところに一回あったとすれば、戦後は五十数年間そのままだと。まさにこのハードの部分に大きな改革を行ったわけで、大きな器をつくったけれども、そこで働く公務員の方々の意識と、そしてこの二十一世紀に合った形にするということに橋本元総理は非常に力点を置かれておられるなど、そこはまさにそのとおりだと思います。器に魂を入れるという言い方をされておりましたけれども、まさにそのとおりであると。

じゃ、そこで働く人が何を求めているか、きかないのかというの、一九九〇年の冷戦の終了によりましてグローバル化が著しく進展して、やはり公務員の方にもさまざまな分野で国際戦略みたいなものを考えていかなければならない。さらには、金融のときも問題になったように、高度の専門知識というものがこの政策に求められるようになったところが違うのではないかと私は考えております。

そんな中で、どうもこれまで公務員の方々は、コストを全く無視しているとか、サービスという精神がないとか、前回がこうでございますので、過去にこういうことがないからといったような前例踏襲主義とか、ついた予算は全部消化するいわゆる現金主義とか批判がありますので、これにこたえられる制度改革を行っていかねばなら

ない。予定いたしましたは、六月中旬にこの公務員制度改革のグランドデザインというんでしょうか、こういう形でやっていくというものを示ささせていただきます、その後具体的な法制作

業に入っていくという手順で進めさせていただければと考えております。

○森田次夫君 公務員制度改革あるいはその後の規制改革、こういったことにつきまして実はお尋ねしたかったわけでございますけれども、時間でございますので、また質問しますと、私は十一時一分まででございますのでオーバーするということになってしまいますので、この辺で終わらせていただきたいと思います。

また次の機会にお尋ねをさせていただくと、こういうことでもって、いろいろと石原大臣には聞きたいことをたくさん通告させていただきな

ら、一問でもって、大変御無礼いたしました。

じゃ、よろしくお願いいたします。

○築瀬進君 民主党の築瀬進でございます。たくさん質問を予定いたしておりますので、できるだけ端的なお答えをいただきたいと思

います。まず、通告の順番とは違いますが、さうか、石原大臣がお立ちになったところでござい

ますので、後でまた特殊法人については若干質問がござい

ますが、先に公務員制度改革の議論が今若干出たところでござい

ます。

特に私、懸念をいたしておりますのは、公務員の皆さんがこの制度改革については大変心配をしておる中で、国家公務員法百八条の五というものがござい

ます。賃金、労働条件等についての制度改革をする場合は職員団体の意見をよく聴取す

る、このような趣旨だったと思うのでありますが、どうもそのような手続が余り十分に

なされずにこの制度改革の中で賃金、労働条件についての議論が進んでいるのではないかと、

こういうふうな心配をなさっている方が相当多いような感じがいたします。

ということ、まず冒頭にこの公務員制度改革、六月に一つの方向性を出すというところでござい

ますけれども、賃金、労働条件については職員団体の皆さんとしっかりと事前の話し合

いをやったりしながら改革案を決定していくべきなのではないのか、

こういうような質問をさせ

ていただきたいと思います。

○国務大臣(石原伸晃君) 築瀬委員にお答え申し上げます。

築瀬委員はローヤールでございますので、国家公務員法百八条、私もちょっと読ませていただい

てまいりました。

私、ここでやはり大切なことは、「適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに

応ずべき地位に立つものとする」という後段の部分、これは「当局は」ということを意味して

いるんだと思うんですが、やはり先ほど森田委員への答弁の中でお答えをさせていただきました

ように、器をつくって、その中で働く方々が本

当に生きがいを持って、そしてまたこの二十一世紀の新しい時代に適応した公務員として働いて

いただけるような制度をつくっていく、賃金体系もつくっていくわけですから、もちろんのこと、

委員御指摘のとおり、私も先般、職域団体の方ともお会いさせていただきましたし、これから作

業の進展に應じて十分な意見交換を図らせて

いただいで、二十一世紀にあふわしい公務員制度を構築するお役を少しでも邁進できればと考えて

いるところでござい

ます。

○築瀬進君 前向きな御答弁をありがとうございます。

それでは、官房長官、昨日のハンセン病訴訟についての控訴の断念をなさる、大変その決断を私は高く評価をしたいと思います。事務方のいろいろな立場の中での考え方もあったようでござい

すけれども、やはりこれは国家の正義とは何かという

ことをしっかりと踏まえた上で、また野党の私

たちの、控訴すべきではないと、予算委員会でも

そのような訴えを同僚議員が強くさせていただ

きました。それらも含めて御判断をさせていただ

いたものと高く評価しつつ、歓迎をしたいと思

います。ということ、そのことについての質問は今

のコメントで終わりにさせていただきますまして、次

に憲法改正問題について若干聞かせていただ

きたいと思っております。

憲法の規定を、憲法改正についての九十六条の規定を読んでいただければわかると思いますけれども、憲法改正は国会が発議をする、こういうふうな形に憲法は規定をいたしております。

内閣に憲法改正の発議権はあるのでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 御指摘のことでございます。憲法第九十六条において「各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならぬ。」ここに言う憲法改正についての発議権が国会に専属しているということは、これはもう明らかなこととでございます。

ただ、国会において憲法改正案を審議されるに当たって、その原案となる議案を国会に提出する権限、すなわち憲法改正の議案の提案権については国会議員が有することは当然でありますけれども、政府もまたこの提案権を有するというように考えておまして、これは従来からの政府の一貫した考え方でございます。

○榊瀬進君 提案権と発議権、これは意味が違うと思うんですよ。そこはいかがですか。

○国務大臣(福田康夫君) 国会が発議して、そしてその発議に基づいて内閣がその法案を提案するという、そういうことではないかと思えます。

○榊瀬進君 内閣として閣法のように憲法改正案を国会に提出することができるという意味ですか。

○国務大臣(福田康夫君) ちょっと私の理解が不足しておりますけれども、議案の提案権ですね、これは政府が持つておる、その提案に対して国会がこの提案に基づいて発議をし、そしてその提案を承認すると、こういう手続になると思えます。

○榊瀬進君 今の答弁もおかしいですね。提案に基づいて発議するというのはいくつものことなんです。

○国務大臣(福田康夫君) これは、憲法の先ほど申しました九十六条ですね。これは、国会がこれを発議する、そして国民に提案してその承認を得ると、こういうことですね。ですから、それで、

そのとおりじゃないのかと思いますけれども。

○榊瀬進君 答弁が全然、それはもう混乱を。全く混乱の極致ですよ、その答弁は。

提案をだれにするのかという。先ほどの御答弁では、国会に対して内閣が提案をするというそういう答弁だったんですよ。全然違うじゃないですか。

○国務大臣(福田康夫君) これは、発議というのはこれは——ちょっと見えないな。ちょっと字が見えない。

後ほど整理して答弁します。

○榊瀬進君 全く混乱をなさっていると思いますね。

憲法改正は国会が発議をするわけですから、内閣が閣法を国会に提出するような形で憲法改正案を内閣が出すというようなのは、これは憲法上直ちには出てこない解釈ですよ。

○国務大臣(福田康夫君) ちょっと、後ほど整理して答弁いたします。

○榊瀬進君 首相公選にしても九条にしても、小泉さんが総裁選のさなから憲法改正をしつかりと議論するということが結構なんですけれども、国会が発議をするというのが憲法九十六条の趣旨でありますから、内閣は憲法の文言からは直ちに発議権は出てこないんですよ。

そういう中で、例えば小泉さんがおっしゃられているように諮問機関を内閣府の中に置くとか、あるいは内閣の予算を使つて諮問機関を運営して憲法改正にわたるような検討をするということでは、これは認められないはずなんですよ。どうですか。

○国務大臣(福田康夫君) 今の質問は、その前の段階のと関係あると思いますので、後ほどこれ整理して、最初の質問とあわせてお答えさせていただきます。

○榊瀬進君 これは重要な観点でありますからね。首相がみずから憲法改正にわたるようなそういう発言をする際の基本的な前提についての検討が全く内閣ではなされていずこの問題がひとり歩き

をしているということ、今私は答弁の中で非常に顕著にあらわれていると思いますので、これはしっかりと御検討いただいて、政府のしっかりとした回答を当委員会あてに出していただきたい、このように要請したいと思うんですが、委員長、それを詰つてください。

○委員長(江本孟紀君) では、後日また詰つて相談していただきます。いいですか。

○榊瀬進君 理事会で詰るといふことですか。

○委員長(江本孟紀君) 理事会で御検討いただきたいと思ひます。

○榊瀬進君 次に、外務省の報償費についてのいろいろな問題が出ました。この委員会でも何度か今まで議論をさせていただいたわけでありまして、けれども、まず質問は二つ内容があるんですけれども、一つにまとめて、今年度の予算の執行方針について、今までと同じような考え方で報償費を使つていくんですかという質問が一つ、それからもう一つは、来年度の報償費、予算をする際に、外務省も減額も含めて検討するというふうな立場を明らかにされているようでありますけれども、内閣としてはどうか、聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(福田康夫君) このことにつきまして、は、たしか前にも申し上げたかもしれませんが、内容にわたることでございますのでつまびらかにできないということでございます。

方針として、以下のような説明をさせていただきます。

まず、国政の円滑な遂行という目的にかなうものでなければならぬ、これは当然のことです。また、真に目的にかなうものであるかどうか、すべてについて再点検を行った上で執行する。そしてまた、執行及び管理の一層の適正化のために体制の整備を行うということでございます。

そういうような基本的な考え方のもとに、平成十三年度、今年度予算については、執行に当たりまして方針を明確にして効率的な使用への努力を徹底を図る、そういう中でもつて減額も考慮にいた

しております。これはいたす予定でございます。また、来年度につきましては、目下、来年度の報償費関係予算についての考え方について、さきの外務省の機密費事件、あの関係もございまして、その辺をよく見ながら最終確定したいと、このように思っております。

○榊瀬進君 この委員会でも、減額をする場合の方針といふか、あるいは今後の機密費のあり方等についての私どもの提案、民主党としての提案もさせていただいております。どうかそれを御参考にした上で、来年度予算については本当に国民に理解されるようなそういう報償費、あるいは機密費と私は言うべきだと思いますけれども、そういう予算編成をしていただけるよう、ぜひともお願いをさせていただきますと思ひます。

では、次に竹中経済財政担当大臣に御質問させていただきます。

予算委員会が道路特定財源、これを見直されるということを経理は明言なさつたわけでありまして、二〇〇一年度の税収見込みを言つてみますと、揮発油税二兆八千三百六十五億円から始まりまして、次の大物の自動車重量税が一兆一千二百五十三億円等々を合わせますと、六本の道路特定財源の合計が五兆二千六百五十八億円、これは二〇〇一年度の税収見込みです。大変な五兆を超えるという税収が見込まれているということでございます。これは大物です。

これを見直されるということについては、非常に私どもも、これはかねて民主党が主張していたとおりであるということで、これについては大いに賛成なんです、その経理の明言のあつた直後から自民党の中にいろんな揺り戻しが出てきております。特に国土交通省の方から、財源見直しはするけれども、その見直しの上で使える部分は国土交通省関連の予算の中にとどめますよと。またここに省利省益というふうなものがかかり強く出てきた。何のための特定財源見直しなのかかわからないような、場合によつては焼け太りになるようなそういう発想が出ているんですよ。これについ

あるだろうと思います。

では竹中大臣としてはどのようにお考えですか。
○国務大臣(竹中平蔵君) 先生御指摘のように、これだけ大きな財源に言及すると、さまざまな動きが出てくることは予想していましたが、実際にそうなりつつあるんだと思います。これはもう言うまでもありませんけれども、経済財政諮問会議、内閣府の中にある、内閣府そのものが総理のリーダーシップを支えるためにつくられた役所ですから、そういうその縦割りの中に議論が押し込まれないようにまさに非常に全体的な議論をしていくというのが我々の役割だと思っていますので、これはもう総理のリーダーシップを我々は非常に高く評価していますし、信頼もしておりますので、その総理に対して全体的な立場からの議論をぜひ進言していきたいというふうに考えています。

経済財政諮問会議では、この問題は非常に重要な問題だと考えていますので、今まさにゼロベースでの議論を行ってまいります。その意味では、方向性は何かということにあえて答えれば、今申し上げたような、全方位の方向性についてゼロベースから議論を今まさにしているんだということだと思っています。

○築瀬進君 まだ質問に正確にお答えになっていないので改めてもう一回聞かせていただきますけれども、見直しをするということについては、大臣としては当然それはもう大賛成であるということとよろしいんですね。

さて、竹中大臣として初めて経済財政諮問会議を実質的にリーダーシップをとりながら運営なさるお立場になったわけでありまして。今までは委員であったかもしませんが、これからはみずから引く張るというそういう立場になっていくわけでありまして、まさに学者というよりも一種的政治的な意思決定をするという大臣というお立場でのお考えを聞かせていただきたいんです。

そして、その上で、例えばこれを一般財源化する、あるいは先ほどのような国土交通省の枠の中で考える等のいろいろな方向性があるわけですよ。その方向性についてはどのようにお考えになつておられるのか、それについて聞かせてください。

私は、日本の意思決定のまずさというのは、必ず総花主義になっていきまして、いろんなところにルールレットで張つておいてどれかはちよこつとでも当たるといふそういう張り方を、ある意味で責任回避をして、結果として何をやるかわからないようなそういう対策をずつと延々とつくり続けている。これが例えば経済界に対してインパクトが全然来ない、インセンティブがついてこない、こういうふうな状況になってくるわけですよ。まさにこの六月に大臣がおつくりになられるその基本方針、その中で今までのこの十年になんなんとする大変な経済の停滞の原因をどう把握をし、そしてそれに対してどういう処方せんを書くのかということが六月に一つの答えとして出てくるだろうと思う。

まず税の論議からいうと、目的を縮めて税を取っているんだから、目的を特定化しないんだつたら税そのものをなくしたらどうだ、当然の議論として出てくるんだと思います。ないしは、税はそのままだとしておいて、税の論議は少しおいておいて、それを一般財源として使えばいいじゃないか、そういう議論もあり得ると思います。さらには、特定されているというけれども、その特定の幅をどのように柔軟に考えるかという問題だと、そういう現実的な解決もあるだろうという議論も

そこで聞きたいのは、絶対に総花主義的なものをつくつては意味がないと。もちろん全部手当て

はしなければなりませんけれども、大臣として今の日本のこの経済停滞状況を乗り越えるためのそのプライオリティーとしてどんなものをお考えなのか。一つに絞るのは難しいとしても、三つぐらい挙げていただければと思います。絞つてください、絞つた話としてお答えいただきたい。

○国務大臣(竹中平蔵君) 私、学者を一時的にやめて大臣になっていまして、個人的には大変大きなものを犠牲にしているというふうには思っています。大きなものを犠牲にしているという仕事をあえて小泉総理とやらせていただこうと思った理由は、まさしく今、築瀬先生がおっしゃったように、そういう総花的なものではない、ちよつとオーバーに言えば、一つの日本の経済の歴史を動かせるような大きな方向性を示したいと思ったからであります。その意味では、総花的なものにならない、私自身の全精力を傾けてそのようなものになりたいと思っています。

さて、その方向であります、私自身もちょうど三つぐらいの柱を考えておりますので、先生ちよつと三つと言つてくれましたので、ぜひ申し上げたいと思います。

当面のその不良債権の処理とか経済再生のシナリオとかというのは当然の前提問題でありますけれども、日本の改革に関する三つの柱としては、私は、どのような表現をするかはともかくとして、一つは、日本の経済社会そのものを活性化させるようなものというものは当然のことながら必要になつてくるわけですね。それには、やはり一人一人が頑張りがいのあるようなシステムをつくつていかなければいけない。この中にはさまざまなものが入っていきますけれども、そのまず活性化というのが大きな柱として出てきます。その中には、前から言っていますような一種の活力を高めるような競争政策というのにも柱になってくるでしょう。

二番目は、まさに競争が必要であるからこそセーフティーネットだということなのだと思います。特に、雇用とセーフティーネットというのは、

実は活性化とコインの両面をなすものであって、セーフティーネットについて本当に国民にとつて信頼感のあるものにならなければいけないと考えます。

第三番目は、それに伴って生ずるさまざまな役割の分担の見直しということなんだと思います。国はどこまでやるべきなのか、国はどこまで社会資本を整備すべきなのか。その一つの手段として、それを実効あらしめるための一つの手段として特定財源の見直しという問題が今出てきているわけですから、私も、私自身は、特定財源の問題も非常に大きな問題でありますけれども、それよりももっと大きな幾つかの今申し上げたような枠組みの中で、多分、それぞれ今三つ申し上げましたけれども、その三つの中でそれぞれについて二つ三つぐらいの非常に大きな問題を提起するつもりであります。

○築瀬進君 今、セーフティーネットが活性化と車の両輪のごとく必要であると、こういうふうなお話がありました。ぜひ私は、それを立案する際に参考にしていただきたいものがございまして。これは、四月三日で「不良債権問題の一時解決とセーフティー・ネットの整備」ということで私も民主党が求めたセーフティーネットについての具体的な提案をさせていただきます。ぜひともこれを参考にしていただきたい。

その中で、セーフティーネット、まず雇用保険制度の充実、それから二番目に職業能力開発支援制度、再チャレンジをするための生活支援とか、再チャレンジのための教育支援とか、こういうようなものを提案いたしております。二兆円、二兆円と、合わせて四兆円のセーフティーネットを基金としてつくりたいというふうな、こういうかなり大きな提案をさせていただいているんですが、これについての大臣の評価を聞かせてください。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今から二年少し前に、小沢内閣の経済戦略会議の場で同じような問題をまさに議論したことがあります。私自身、その中で一番強調したかったのは、日本を再び人的資源

大団にしたいという問題であります。その意味で、実は民主党がおつくりになった方向というのは、まさにその人的資源大団を私は目指しているものだというふうに、これを初めて実は読ませていただきましたときに非常に高く評価をさせていただきました。

問題は、そのインセンティブといいますが、のちの方の問題なんだと思います。労働市場の問題というのは経済の分野の中でも実はなかなか難しい問題です。それは、いわゆる派生需要というふうにいいますか、人を雇うのは企業ですけれども、企業は決して人を雇うために存在しているわけではないわけですね。これは、いいサービスを提供してそれによって利益を得るために提供している、その過程で派生的に生じるのが労働需要である。つまり、労働需要は派生需要であるという言い方をするわけですけれども、それに対して政府が直接できることというのは実は意外と少ないんです。その意味で、こういうことができるかという点に関して今英知を結集して議論しているところですが、御指摘のとおり、民主党の提案は方向性としては私自身非常に高く評価させていただいています。

○築瀬進君 高く評価をしていただいたところで、せっかくでございますので、ここにペーパーがございますので、大臣にこの場でお渡ししたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。(資料を手渡す)

それで、私は、今大きな課題になっている不良債権、この問題についても竹中大臣としてある程度明瞭な見通しを聞かせていただきたい。それがやっぱりセーフティーネットをつくる際の基本になる見方なのかと思います。

ということ、いろいろな委員会、不良債権を処理した結果、企業倒産、失業者の数が増えてくる、この数が幾らぐらいなのかということについてどうもはっきりとした見通しが語られていない。これがある意味では腰が据わらない不安の一番のポイントなのかなと。仮に、数が多くてかな

り強烈なものであったとしても、やっぱり国民の皆さんに覚悟を決めていただくためにはそれだけの大仕事をしなければならぬということ、これをわかっていただく上でも、私はそういう意味での、不良債権処理の結果出てくる企業倒産の件数、それから失業者の数、これについてある程度のこれは予測の数字をはっきりとするというのが、これは政府の責任なのではないかと思っております。

例えば、ちなみに厚生労働省の就業構造基本調査を例にとりますと、就業者数が産業計で六千七百万人いる、そういう中で分野で一番多いのがサービス業が千七百万人、卸・小売が一千五百万人、そして製造業が一千四百万の半ばぐらい、こういうふうな固まりがある。そういう中で不良債権が一番多いのは、やっぱり不動産関係とか卸・小売、建設あたりなのではないのかなと。という形になると、建設業だけでも従業者の数は六百万人を超えるぐらいのボリュームがある、こういうふうな言われておるわけですね。

というところで、ぜひ聞かせていただきたいのは、不良債権の処理の結果、各分野ごとに大体どの程度の企業倒産件数あるいはどの程度の人数、これが出るのかということに緻密に明らかにするの、これは経済財政担当大臣のまず真っ先の責任なのではないのか。不良債権処理をお題目だけで唱えても意味がないんです。そこをしっかりと行っていただかなければ、不良債権処理についての重要性も国民に認識されない。ただいたずらに改革、不良債権処理すればそれで景気がよくなるのかのように思われてしまうというのは、大変私は心外だと。

ということ、ちよつと質問とは違いますが、お話をレクチャー風に進んでいるようでありまして、けれども、これは委員会の審議の質問者に対しては、答弁者に対しては大変失礼ですから、それはもう先ほどの話がついたことなんで、そこら辺は静粛にお願いしたいと思います。

じゃ、どうぞ、竹中大臣。

○国務大臣(竹中平蔵君) 国民が本当に非常に大きな関心と、ある意味では不安を持っている不良債権処理のプロセスで生じるさまざまな問題、特に雇用を中心とした問題について何がしかの見通しを示すのは経済財政担当大臣の真つ先にやるべき重要な仕事であるという点については、私自身全くそのとおりであるというふうに認識しております。骨太の方針の中で、就任してちょうど四週間、あとそれを出すまで多分一カ月ぐらいですけれども、突貫作業でできる範囲のことをぜひしたいというふうに思っております。

ただ同時に、これは築瀬先生御自身は経済学に大変お詳しいですからおわかりいただけると思いますが、知識でどこまでできるかということに関しては、かなり限界があるということも、多分先生自身は認識していただけるのではないかと思います。

幾つものハードルがあるわけですね。そもそも、不良債権の存在そのものについては大手の銀行から今地方の銀行へと査定を進めつつあるわけですが、けれども、その実態把握がやはりこれはなかなか難しい。今後の株価、地価の動向によつてこれが非常に大きく振れる問題もあって、まず事実確定が大変難しいという、これはもう事実の問題としてそういう問題がある。それに加えて、先ほど申し上げたように、そこから出てくる問題というのはいわゆる派生需要の問題であつて、これを把握することは技術的にもなかなか難しい。

さはさりながら、我々のできる範囲で何らかの一つの絵、シナリオのようなものは書かなければいけないというふうに思っておりますので、それは骨太の方針に向けて今幾つかの省内でもチームをつくって勉強をしておりますので、具体的にどれほど細かい数字が出るかについては大変難しいと思っております。一つのシナリオはやはりぜひ議論して、対話的な議論をさせていただきたいと思っております。

あえてお願いを申し上げます、そういう一つのシナリオの数字のようなものを、私はやはりこの

議会でも何らかの試算をしていただくというのはいいことなのではないかというふうに思うんですね。これはアメリカ等々の例を見ても、議会がそれに対するカウンターの一つのシナリオを出して議論を建設的に進めるという役割があると思っておりますので、これは我々も努力しますので、ぜひ建設的な方向でまた御尽力いただければというふうに思っております。

○築瀬進君 今の御答弁は若干、数字を出されていなかったのは私は非常に不満ですね。他の委員会での数字が、例えば十数万人だとか百万人だとかということ、多過ぎるとか少ないとかという御議論が大臣御自身あつたはずであります。

それを前提にして、数字について今何もお触れにならなかったということは、お見通しがなかった、今までの委員会での答弁というのはい体何だったんだというふうな、そういうふうなことがた見方もされかねないので、もう一回、先ほど私が質問をした骨子は、不良債権処理に伴う企業倒産の件数の見込み、それから不良債権処理に伴う失業者数の増加の見込み、これについて大臣の見聞を問うという質問です。答えてください。

○国務大臣(竹中平蔵君) 議論には幾つかの段階レベルがあると思います。

私は、先ほど非常に慎重な言い方をさせていただいたのは、築瀬先生は非常に高いレベルでの議論を求めているというふうに理解しましたので、そういう数字はまだ実は用意できていないのだというのを申し上げたわけですね。

低いレベルと言うとはかの委員会には怒られるかもしれないけれども、一つの非常に大胆な前提を置いてこのぐらいだという、我々経済学者では目の子というふうに言いますけれども、エコノメトリックスではなくて目の子メトリックスであるというふうに言いますけれども、そういう数字は、これはもうその割り切りの問題でありますから幾らでもつくれる。実は民間の幾つかの機関も、目の子と言うと彼らは怒るかもしれないけれども、ある大胆な前提で出している数字があります

ので、そのレベルで私の印象を申し上げるならば、やっぱり民間の数字というのは少し大き過ぎるのではないだろうか。これまでもオフバランス化というのは行ってきた。オフバランス化によって、そのときにどれだけ失業者がふえているかということの統計的な関係に基づいてラフに推計するならば、別の委員会で申し上げたのはやはり数万人から数十万の範囲ではないだろうか。

しかし、繰り返し申し上げますけれども、そういう数字を申し上げても、多分築瀬先生のレベルでは御満足いただけないと思いますので、もう少しレベルアップしたものを今議論させていただいて、そういうふうな申し上げたかったわけです。

○築瀬進君 ぜひ、目の子ミックスからエコノミックスに移っていただきたいなと思います。

それで、次の質問でございますが、実は塩川財務大臣の発言、私はこれによつと、財政再建あるいは特殊法人改革、その両面から見て大変問題の発言なのかなと思うものがござります。二十一日の予算委員会でも、景気対策として公共事業の量を確保するため公社や公団など特殊法人による借り入れに優遇措置を検討したいと、このような御発言を塩川財務大臣がなさった。

かつて中曽根政権当時に民活路線があらわれしました。そして、その結果として国債は表面上は抑制されました。しかし、結果として、その抑制された反面、景気対策をやつていかなきゃならないという別の考慮があつて特殊法人が肥大化をしていく。特殊法人の方に財投あるいはいわゆる特別予算等の金が回つていった形で、国債抑制の反面として隠れたそういう財政負担というやうなものがあつていく、こういうふうな構造ができてしまった。

まさに塩川財務大臣の言っていることは、中曽根さんのあの当時の姿勢をそのまま先取りをして、小泉さんが三十兆円に抑えろと事業量を減らさなきゃならない。それじゃ困るから、特殊法人の方にそれを寄せて、そこで表に見えないやうな

形で、事業量は確保しつつ、財政は表面づらは化粧直しをする。だけれども実態は変わらない。さらに、見えない分だけ悪化していく。こういうふうな路線になるんだとしたら、これは全く逆行だと思ふんです。

この財務大臣の考え方について、竹中大臣、それから特殊法人改革をするお立場の石原大臣、それぞれ端的にお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 私の記憶では、塩川大臣は別の機会に、決していわゆる隠れ借金のなものを意味ではないかということをおっしゃられたというふうな記憶がございますので、具体的にどういうレベルのことを議論しておられるのかなというふうな疑問はあるんですけども、私の理解では、これはある程度景気にも配慮しながら、例えばPFIとかそういう新しいファイナンスの手法を活用することによって経済の実態に配慮しながら、しかし財政の負担を減らす、いわゆる合理的な方法を考えたとき、そのようにおっしゃったのではないかとこのように理解しています。

決して、財投といういわゆる第二の財布、内ポケットをまた活用して第一のポケットを軽く見せる、そういう趣旨ではないかというふうに思っています。

○国務大臣(石原伸晃君) 築瀬委員にお答えいたしますが、私も今、竹中大臣が指摘されたとおりに認識しております。

と申しますのも、一般会計、特別会計合わせて、共済組合以外のいわゆる特殊法人等に流れております金額も五兆四千億程度もうござりますし、それをふやすということとは予算の規模を広げるといふことでちよつと考えられない。やはり、委員御指摘されたように、六十二年当時のポケットの使い分けみたいなことがちよつと頭にひらめかれて言つたけれども、きのうなんかの委員会の答弁を聞いていますと大分ニュアンスは変わつてきている。

私としては、やはりそういうやうなことは特殊法人改革とはまさに逆行いたしますので、そういう

うことのないやうに、事業をゼロベースから見直すという観点を曲げずに特殊法人改革に臨ませていただければと考えております。

○築瀬進君 財務大臣は時々記憶の回路が混乱をなさる方のごやうでございますので、くれぐれも中曽根民活のマイナスの部分まで再現をするようなことはぜひともやめていただきたい。ゼロベースで見直しをしていくという、それを本当に言葉のとおりやつていただきたい、このように要望いたします。

それで、IT政策、IT担当大臣として、これもまた竹中さんでございませうけれども、聞かせていただきたいたいののは、時間がなくなつてまいりましたので若干質問を整理させていただきます。ITという言葉を言うのは、アメリカが大体ITなんですね。ヨーロッパではこれ何と言うか。ICT、Cをつけます。Cとは何かといえばコミュニケーションです。インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー。まさにここに私はアメリカ的ないわゆるコンピューター社会とヨーロッパ的なコンピューター社会のモデルがずれていく。やつぱりコンピューターというのは基本的にコミュニケーション。経済を活性化させる道具でもありますけれども、その前に、国境を越えたコミュニケーションを高めていき、また社会のいろいろな活性化を図っていく、また、阪神大震災のときに典型的にあらわれたやうなボランティアの基本的なインフラとしてコンピューターがある。まさにそれはITというよりもICTなんです。

私は、まさに日本型IT社会というやうなことを言葉だけで言つて内容は日本型という、それで逃げてしまつていくというのでは済まされな。まさに日本は、アメリカ的な経済の部分もそれはやつていかなきゃなりませんけれども、コンピューターの特性を最も利用してコミュニケーションを高めていく、そういうICTの社会をむしろ日本の理念型にすべきなのではないのかなと、このように思つておりますけれども、竹中大

臣の御見解を聞かせていただきたい。

○国務大臣(竹中平蔵君) IT担当大臣がこういうことを言うとな怒られるかもしれませんが、私もITという言葉は余り適切ではないというふうな思っているんです。IT革命ではなくて、今世界で起こっているのはデジタル革命だと思ひます。

つまり、デジタルというのはいろんな情報、音声情報、映像情報、文字情報をデジタル化する。デジタル化するというのはこれまた簡単に、数字に直すことである。数字に直すことによっていろんな、その中で私たちの利便性を高めて生活を楽しくして、同時にコストも安くするというやうなことが可能になつて、あとは私たちが決めるべき問題で、要するにデジタルな部分を用意してくれた、これが実は一九九〇年代以降の画期的な私たちの人類が得た一つのツールなんだと思ひます。

その意味では、それをどのように使うかということを中心とするという意味でICT、コミュニケーション・テクノロジーということを生々が重視されるのは私には大変適切なことなのではないかと思ひます。

IT戦略会議以降、まずみんなが使へるやうにインフラを整備しよう。そのインフラの議論で野心的な計画を立てた、先生御存じのとおりだと思いますが、それを今度はどのように使つてまことに私たちの生活を豊かにできるかというのが今後の大変重要な段階だというふうな認識していますので、ぜひ御指摘のやうな方向でこのデジタル革命を推進していきたいと考えています。

○築瀬進君 私は、日本のIT政策のおくれというのは、インフラの提供側のいろいろな問題もあります。例えば、通信コストの問題がありました。しかし、随分下がつてまいりました。その上でなおかつおくれしているのは何かといえば、私は利用者側の意識というやうなものが、例えばITが入るといふ形になりますと企業の形態が変わつてくるんですよ、会社の中の意思決定のシステムが変わつてくる。ところが、それを経営者が全然意識していない。お隣が入れたから自分のところも入れよう的な、パスに乗りおくれる的な発想でこ

の問題に取り組んできたというところも非常に問題だったと思う。

それとも一つ、いわゆる行政の側で、ITを使えばこんな便利な社会になるんですよという、そういう利用者の側に立った発想というようなのものが極めて薄かったのではないかな。まさに、このIT政策を進めていくというのは、一人一人の国民が相当これを使えば便利になるんですよという、そういうさまざまなメニューを行政の方が出していくということをもっと重視していただきたい。eガバナンス、まさに在宅で税の申告ができる、在宅で住民票がとれる、在宅でいわゆる保険関係のいろいろな手続が済む、こういうふうな便利さというふうなもの、ユーザーの側に立つて便利さ、これをやっぱり追求するということが非常に重要だと思っておりますので、これについてはもう私の意見として聞いていただきまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

私は、今、実は大変重要な法案がアメリカで施行直前にあるところ、このITの関係で、皆さん、これについてはほとんど認識していない。これは非常に重要だと思っています。

それはどういう法案かといいますと、リハビリテーション法五〇八条の改正案というふうなものが昨年の十二月二十一日にアメリカの連邦議会で通って、六カ月間の準備期間を経た上で六月の二十一日にアメリカで施行がされます。これはどういうものかといいますと、いわゆる障害者も健康者も平等に使えるようなそういうコンピュータでなければ、連邦機関ないし連邦の予算を受けている企業、これは新規にそういうコンピュータを買ってはならない、調達基準を、まさに健康者も障害者も平等にアクセスできる、そういうアクセシビリティを持ったものでなければ買わない、こういうふうな決定をしているんです。それが六月二十一日から施行されます。

この問題の重要性について認識をしている政治も行政もどうも非常に少ないのではないのかな

と。しかも、これは二〇〇三年の一月からロゴマーク対応になる。そういうアクセシビリティというロゴマークが入っていないと買えない。それで、アクセスポードというそういう機関がありまして、もう既に八十品目、こういうアクセシビリティを満たした品目を選んでいく。これはハードだけじゃありません、ソフトもそうです。そして、その八十品目の中には日本の製品がゼロ。

このアメリカの六月二十一日の体制は、カナダも大体同じようなものができる。やがてEUにもできるんです。こうなつてきますと、どうなるか。これは日本のコンピュータ製品がこういうアクセシブル基準、これを例外的なものじゃなくて原則的に、ユニバーサルモード的にこれを備えていないと、だんだん北米市場からもヨーロッパ市場からも追い出されるというふうな状況になってくる。

こういうことについての認識を政府がしているかどうか。まさにIT担当相としてもこれは大変重要な関心事項だと思ふんですけれども、それについての認識と対策を聞かせていただければと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 基本的に大変重要な御指摘をいただいたというふうに感謝しています。これは私自身の体験ですけれども、まさにデジタルデバイドの時代であるからこそ、その裏側でデジタルオポチュニティーの問題がある。特にハンディキャップを負った方々等に対して、これは要するに機械と人間との関係でいわゆるインターフェースの問題というふうに認識しますけれども、その問題が非常に重要になっていく。

これは私個人の体験ですが、実は慶応大学にこういう二人の学生がおります。一人は目が全く見えません。全く目が不自由です。もう一人の方は全く聞こえなくて、話すことができません。この二人が今どうしているかというと、インターネットを通して対話するんですね。これを見たとき私ちよっと鳥肌が立ちました。これによって本当に全く今まで埋もれていた能力が我々の社会の中に

出てきて、我々が新しい仲間を得ると。そういうためにこそ私はITはあるのだと思います。

それに対する社会的な認識、私たちの政策の対応も含めてですけれども、社会的な認知がはかばかしているというふうな点に対しては私自身深く反省します。特にこれが世界的な標準になりつつあるという点で、IT戦略本部でもこの問題は正面からぜひ取り組みたいと思っています。

一つ申し上げるとすれば、このインターネットフェースの問題に関しては、日本には結構高い技術を持っているということだと思います。先ほどのように文字が、文字情報をそのまま点字で出すような技術とかというのは結構あるんだそうでありまして、そもそもコンピュータなんか使わなくなつて、つまりITというのはまさにデジタル情報のやりとりです。コンピュータは使わなくていいわけで、携帯電話でできるものは携帯電話でデジタルで情報を得る。この点では御承知のように、まさに日本型のITが世界に先行している面もあるわけで、こういうものも活用しながら、先生御指摘のような問題に対して戦略的に対応したいと思っています。

○築瀬進君 もう一つ、世界的なソフトウェア技術者不足の問題、そしてその見直しの中で出てくるインドとの連携、その重要性ということについての指摘も、質問も予定をしておりましたが、これはまた別の機会に譲らせていただきたいと思います。

最後の問題といたしまして、今回の五月十日に経済スパイ容疑で日本の理研の研究者に対して逮捕状が出た。この方は帰国をいたしておりましたので逮捕はされておりますけれども、彼の友人の、日本国籍ではありますけれども、アメリカ市民権を持っている学者の方は逮捕され、現在は保釈されている、こういうふうな問題が起きました。これは非常に重要な問題であると思ひます。これは問題はDNA、細胞等の無断の持ち出し等の嫌疑のようでありましても、まさにこれからの知的創造力の勝負、これがもう世界の二十一

世紀のキーワード、私は二十一世紀はまさに知的創造力をいかに高め得たかどうか経済戦略の一つの大きなポイントだと思うんですね。それにいて、どうも我が国の体制が余りまだ整っていないということを私たちに明瞭に認識させた出来事なのではないかなと思います。

そこで、尾身科学技術大臣にお尋ねをしたいわけでありましても、まず、科技大臣とそれから文部科学大臣の職務分掌というふうなものは、どうもどういふふうな形になっているのかということが混乱をいたしております。せっかく科技大臣ができたんですけれども、文部科学大臣がこの問題の担当なのか、あるいは科技大臣がリーダーシップをとって文部省を指導するのか、どういう関係になつておるのか、端的にちよっとまずお答えいただければと思います。時間がありませんので端的にお願いします。

○国務大臣(尾身幸次君) 本年の一月六日から省庁再編成によりまして、この総合科学技術担当という私の職責ができたわけでございますが、私の職責は、総合科学技術会議の審議等を通じて各現場の役所の縦割りの行政の中で科学技術という切り口からそれを立体的、総合的に戦略的な政策を実現していく、こういうことになります。文部科学省の方は、具体的な個々の政策を基本的な方針、システムに従ってこれを遂行していく、こういうことになります。

したがって、私自身の意識としては、現在の制度とかルールとか枠組みにとらわれないで、枠組みの変更も含めて総合科学技術会議でいろんなことを議論し、方向づけをしていくということを考えておりまして、現在のルールに基づいてそれぞれの分野の研究開発を推進するということは、経済産業省にしても厚生労働省にしても、あるいは文部科学省にしてもこれはやっていただくというところでございまして、科学技術の発展のために総合的な戦略を、これは随時いろんな事態が進展してまいりますので、それに基づいた、あるいはそれに対応した戦略を随時立てていく。し

たがって、システムの変更、現在のルールの変更も含めて、私どもはいつも弾力的にそれに対応して、変更もし、あるいは改正もする、改革もする、こういうふうな考えながら、いろいろと政策を進めているというところでございます。

したがって、先ほどの問題につきまして私ども大変関心を持って、現在の問題の処理そのものは文部科学省の所管でございますが、これに對してどういふ方向にするかということ、私どもが中心で考えていかなきゃならないと思っております。

○築瀬進君 せっかく文部科学省の局長さんもお見えになっておりますので、二つほど質問させていただきます。一つは、理研という文部省所管の特殊法人の職員でございます。アメリカのFBIが逮捕状を出したんだらうと思うんですけど、事前にこのような連絡があったのか、あるいはその後の事後的な連絡があったのかどうか。

さらにもう一点、二問に分けてありますけれどもまとめて、逮捕状の中身ですね。一体何が問われているのか。経済スパイ法というアメリカにある法律で、いわゆる何を持ち出したとされているのか、どうもその辺がはっきりしないんですね。特許対象になるようなものになっているのか。研究レベルというのはいろんな段階がありますから、その段階のどの部分を切り取って持ち出したというふうな言われているのか、その辺の報告はあつてしかるべきだと私は思うんですけども、そこら辺の米政府からの我が国に対する連絡等についてお尋ねをしたいと思ひます。

○政府参考人(遠藤昭雄君) お答えいたします。御指摘の件につきましては、文部科学省としてはアメリカ政府からの事前事後の連絡は受けておりません。

もう一つの方の、何を持ち出したと疑われているか、あるいは被疑事実でございますが、岡本研究員それから芹沢助教が具体的に持ち出したもの

のは、クリーブランド・クリニック財団の財産である、アルツハイマー病研究に使用されておりますDNAとその細胞試料であるというふうに承知をしております。

容疑事実は四つございます。理研に利用する意図を持って、許可を得ることなくクリーブランド・クリニック財団の財産を盗んだという容疑、二つ目は、同様に、理研に利用する意図を持って、許可を得ることなくクリーブランド・クリニック財団の財産を破壊したという容疑、三つ目は、盗まれたものであることを承知しつつ州を越えて国外に持ち出した容疑、四つ目は、両研究者がこれらの犯罪を意図的に協力して行った容疑というふうに承知いたしております。

ただ、DNAとか、それから細胞試料と書いてありますが、具体的な何かということについては、私どももわかっておりません。

○築瀬進君 いずれにしても、これからは研究者の国際交流というものはもう当然の話になってくるだろうと思うんですね。

それで、研究というのは、もう私のような素人が言うまでもなくて、いろんなレベルをだんだん積み重ねていくわけでありまして、どこかの機関に所属をしていて、どの部分までがその人のオリジナリティーのものか、その機関のものなのかというのは、意外に難しい問題があると思ひます。

日本の研究者がアメリカに行つて、アメリカから日本に帰る、あるいは逆にアメリカから日本に来て、また今度はインドに行つたりあるいはヨーロッパに行つたりということがあつた。こういうふうな頭脳の国際交流がもう頻繁に行われるような時代に、私はぜひ科技大臣にお願いしたいのは、もちろん個々の団体の利益と思ひますか、それは守つていかなければならないと思ひますけれども、それと同時に、世界全体としての科学技術のレベルアップというふうなものも図つていかなければならない。例えば、ゲノムの地図を先に特許をとったところが全部そこで独占をするような、こういうばか体制をつくつては私は絶対になら

ないと思ひます。

そういう意味で、話はちよつと余分な方にも行きましたけれども、この頭脳の国際交流に当たつてのルールづくり、これについて科技大臣として積極的にお取り組みなさつて、これをもって、ほかの国にも呼びかける。

ゲノムだって本当は日本が呼びかけられたんですよ。あれは生物資源研究所のイネゲノムの開発の中で、地図はほとんどオープンにするんだというそういうルールを既に彼らはつくつていた。しかし、日本政府がそのルールの重要性というのを認識しないで、クリントンとブレアの方に先にアピールされてしまったと、こういうふうな非常に残念な結果になつてしまつた。こういう問題についてもルールをつくつて、まさに国際的なスタンダードを日本発信でやつていくという観点は絶対必要だと思ひます。

そういう意味で、科技大臣の御認識、あるいは今後の取り組みの姿勢等を聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(尾身幸次君) ゲノムの塩基配列の構造解析というのが大変問題でございまして、各国の研究者がいろいろ頑張つてやつていたわけでございますが、アメリカのセララ社が一編に解決しちゃつた、それでこの構造が全部わかつた、その特許を申請をした。しかし、これは人類共通の知的財産でありますので、特許申請をして全部押さへられても困るということで、米英首脳が相談をして、そういうものを特許にするのは適当でないというふうなことを決めた、決めたといひますが、合意したということも聞いております。

そういう状況の中で、科学技術の研究開発についての国際交流を進め、また相互協力をしながら競争していかなきゃならない。そのときに、今までにない知的財産の保護あるいは知的財産の処理における国際的なルールづくりということが大変大事な時代になつてまいりましたし、そのことがこれから科学技術創造立国を築き上げる上で致命的な問題になる可能性も含んでいるという認識

につきましては、全く私も同意見でございます。

そういう新しい時代に対応したシステムづくりということ、やはり総合科学技術会議で検討していただかなきゃならない大事なテーマであると思ひます。経済産業省も文部科学省も担当の者はやつていられるわけでございまして、そういう全体的な知的財産の問題の国際的なルールづくりなどにつきましても、総合科学技術会議の場を使いながら、各関係省庁の意見も踏まえて、前向きに、そして中長期的な国際的な視野も入れて検討してまいりたいと考えております。

○築瀬進君 最後のまとめの質問としてさせていただきます。これはIT大臣とそれから科技大臣、双方に御質問させていただきます。アメリカの話はよく引用させていただきます。

八〇年代のアメリカは、日本の集中豪雨的な輸出攻勢に遭つて、全産業がぶさぶさするんではないのかと大変な危機感を持った。そのアメリカがまず一番最初にやつたことは何か、それを我々は学ばなきゃと思ひます。アメリカがまず総合的にやつて一九八五年のヤング・レポートで結果させたものというのは、まさにアメリカの知的創造力をいかに活性化させるかというそういう大戦略を、教育の現場から産業から、あるいは裁判のあり方、いわゆるプロパテント政策というふうなものも含めて大戦略を立てたんですね。

だから、そういう中で、それがまさにコンピュータがつくり出す新しい知的創造物とうまいぐあいにはタイアップをした、あるいは意図的にタイアップさせたのかもしれない。まさに、そういう意味ではIT政策とIP政策、IPというのはインテリクチュアルプロパティのPでありますけれども、そういうITとIPというふうなものは車の両輪のごとく行かなければならないし、日本はそれが取り組みが非常におくれている。そのおくれの原因は、一つは、やっぱり縦割り行政の中で、この問題が非常に横断的になつていくという部分がございます。これについての対策を

すっかり立ててやっていくということが非常に重要であります。

この点についての両大臣のちよつと決意をお聞かせいただいて、私の質問とさせていただきます。

○国務大臣(尾身幸次君) 新しい状況の変化に応じて、特に科学技術関係は日進月歩でございますし、今おっしゃったようなことを私どももしっかりやっていかないとと思っております。また、築瀬議員のそういう御指摘は極めてごもっともだと思っております。その方向をしっかりと踏まえながら頑張っております。

○国務大臣(竹中平蔵君) 御指摘のような強い決意をぜひ持つてやっていきたいと思います。要は、アメリカの例を見るに、やはり私たちのパワーの源泉を一体どこに求めるかということなのだと思います。それはやはり人材で生きてきた国、知的な力なんだと思いますので、ぜひそのように努力したいと思います。

○築瀬進君 お二人に先ほどと同じようにプレゼントをさせていただきたいと思うんですけれども、これ、民主党の「はばたけ 知的冒険者たち」という、そういう戦略でありますので、どうぞよく御検討なさってください。(資料を手渡す)

○委員長(江本孟紀君) 速記をちよつととめてください。

〔速記中止〕
○委員長(江本孟紀君) 速記を起していただきます。○国務大臣(福田康夫君) 先ほど築瀬委員から憲法改正の国会手続についてお尋ねがございました。国会から国民に対して発議をするということでございまして、その発議の、国会に対する、国会で発議するその中身ですね、原案、これは国会議員とそれから政府と、こういうことになるわけですね。政府がその原案をつくるために政府に所属する諮問会議等をつくることは、これは何ら支障のないことであり、過去においてもそのような例があると、このように承知いたしております。
○築瀬進君 今断定的におっしゃいました。内閣

もそういう意味での国会に対する発議の前にある提案はできるんだという解釈があるということは私も承知しておりますけれども、それに対する異論もあると。だから、結構この問題に関しては、かつての内閣は意外に慎重に取り組んでこられたわけでございます。どうかそういう流れもしっかりと踏まえて、やっぱり内閣は、これは国会が発議をするんだから、国会の中で検討するべきものであつて、内閣はそれに対してメーンにはなれないんだと、こういうふうな解釈論も一方ではあるんです。その議論の優越を、どっちがいいか悪いか、ここで議論してもしょうがありませんけれども、そういう両論あるというふうなところで、今までの内閣はこの問題に関しては非常に慎重に取り組んでこられた、こういう歴史の経緯というふうなものをぜひとも踏まえていただきたいと御要望しまして、質問を終わります。

午後零時三十分休憩

○委員長(江本孟紀君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後一時五十分開会

○委員長(江本孟紀君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。内閣の重要政策及び警察等に関する調査のため、本日の委員会に政府参考人として、厚生労働大臣官房審議官佐藤忠春君の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(江本孟紀君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(江本孟紀君) 休憩前に引き続き、内閣の重要政策及び警察等に関する調査を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○小宮山洋子君 民主党の小宮山洋子でございます。三十分の中でいろいろ伺いたいので、簡潔明瞭にお答えをいただければというふうにお願ひ申し上げます。

まず初めに、代理母と生殖医療、生命倫理の問題について伺いたいと思います。

先日、子宮切除で妊娠できなくなった姉に、わが、妹が受精卵移植を受け、代理母になり、日本で初めて代理出産をいたしました。この件について法律の整備が必要だということを予算委員会等で厚生労働大臣も官房長官も答えられておられますが、改めてどのような手順で法整備を考えていらっしゃるか、官房長官に伺います。

○国務大臣(福田康夫君) お尋ねの生殖補助医療、代理母も含めさせていただきます。お尋ねの方につきましては、国民の間に幅広い意見がございます。

厚生科学審議会の専門委員会代理懐胎を含めて御検討いただいて、昨年の十二月に報告書を取りまとめられました。

この報告書におきましては、まず、代理懐胎については、人を専ら生殖の手段として扱うということとこれを禁止すべきことであること。第二点、代理懐胎のための施術やそのあつせんについては罰則を科すということ。第三点、こういうことを含む必要な法制度の整備を三年以内に行うということなどが求められております。そういう意味で、代理懐胎の実施につきましては、この報告書では慎重であるべきであるという考え方を示しております。

政府といたしましては、この専門委員会の報告書を踏まえて、厚生労働省において今後この報告書の具体化に向けた詳細な検討を行う、この検討の中には三年以内の法制化とかいうようなものを考えていくということを予定いたしておりますところでございます。

○小宮山洋子君 この委員会でもせんだってクロインの問題で前の科学技術担当大臣という議論をさせていただきましたが、生殖医療とか生命

倫理の法整備が日本では非常におくれているというところがあるわけです。総合科学技術会議、特にその中の生命倫理専門調査会の役割が重要だと思ふんですが、今、官房長官もおっしゃったように厚生省の生殖補助医療の専門委員会や審議会では代理出産は禁じる報告書をまとめております。

そこと連携をとっていろいろ法整備を急ぐ必要があると思いますが、総合科学技術会議担当の尾身大臣が先日、それで幸せになれる人がいれば禁止しなくてもといったような発言をされたこと承っておりますが、改めて伺いたいと思います。

○国務大臣(尾身幸次君) ヒト受精卵の取り扱いのあり方につきましては、総合科学技術会議の専門調査会で幅広い観点から今検討している段階でございます。

先日の新聞で報道された問題につきまして、私は記者会見の席で個人的な意見として申し上げたわけでございますが、不妊に悩んでいて子供が欲しいという方がおられ、そしてまた他方でそれに協力する、したいという方がおられ、その中で、ほかの方に迷惑をかけるという状況の中で現実には赤ちゃんが生まれた、そういうことが報道されたわけでございますが、私はその時点におきまして厚生省の調査会の結論というものを余り存じ上げていなかったわけでありまして、新聞等で報道されている中身だけの判断として、これから社会において、このような状態のもとにおいて個人の意思というものを社会のルールとしてこれは絶対だめだということ、絶対禁止することが果たして妥当かどうか疑問であるということ、私の意見として聞かれましたので申し上げた次第でございますが、私自身は、先ほど新聞で報道された考え方について、日本という国でそれを、アメリカあたりではそれが許されているということも聞いておりますが、日本という国でこれは絶対だめということを決めることが妥当かどうかについては、現在ただいまでも私自身は疑問を感じている次第でございます。

○小宮山洋子君 個人的にということでございますけれども、先ほどおっしゃったように、尾身大臣のお立場は、総合的な戦略を現在の枠組みを超えて科学技術についてなさるというお立場にあるので、そのあたりの御認識をしっかりと持っていた方がいいように申し上げたいと思います。

厚生省の方で禁止の方向を出したというのは、例えばアメリカなどで、子供を身ももっている間にどうしても愛情が芽生えて、子供を実際に身ももった人から卵子を提供した人との間で、大岡裁判ではございませぬが子供を奪い合う裁判が行われているとか、あるいは子供を引き渡した後精神的に病んでしまう例ですとか、そういったことが現実にあるわけですね。諸外国でも母の定義としては、卵子の提供者ではなくて出産した人としている国がほとんどでございますので、そのようなことも含めて、これは学者とか推進する研究者だけではなくて広く一般の声を聞いて、総合科学技術会議の中で生殖医療、生命倫理も組み込んだ形で技術の方の規制をかけるというような話し合いもしっかりとさせていただいて、厚生省の方の審議会の結果と一般の声も広く聞きながらこれは検討をぜひ積極的に進めていっていただきたいというふうに思います。

先日指摘しましたように、今の、来月施行されますクローン技術規制法では、科学研究としてのヒトクローンづくりは禁止されておりますけれども、不妊治療として行われる患者の医療行為を差しとめる権限はないと考えられますので、これはやはり海外でヒトクローンづくりに参加するということも解釈によっては可能な形になっていきますので、何としても生殖医療、生命倫理の枠組みをきちんとした上で、今の科学技術の発展とどうきちんとしたルールをつくるかというのがとてもこれから大切な問題だと思いますので、心して取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

○国務大臣(尾身幸次君) この問題に関して、私は総合科学技術会議等でさらに議論をしてルール

を決めることが大変大事だということは一方で申し上げておまして、そういう中で先ほど申し上げました私の感想を申し上げます。

……

○小宮山洋子君 時間がないので結構です。決意だけ伺って。

○国務大臣(尾身幸次君) そうですか、はい。

○小宮山洋子君 次に、皇室典範の見直しについて官房長官に伺いたいと思います。

皇室のあり方の議論をいたしますという意見がございしますが、それはちょっと別にしまして、皇室の中でも男女平等が必要だという視点から女性も皇位を継承できるように皇室典範を改正するべきではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 改正をすべきかどうか、こういうことになりますと、それはいろんなことを考えなければいけない。その場合に、皇室の歴史、伝統とか、そしてまたそれを踏まえた国民の皇室に対する気持ち、さまざまな背景によって現在ある形になっているという、そういうことを承知した上で考えていかなければいけない、このように思っております。

したがって、皇位継承制度のあり方というのは男女平等という観点だけでなく、またそれだけの議論ということに終わらないで、国民、幅広く意見を聞かなければいけないということもあるのではないかと考えております。慎重に考えたいと思います。

○小宮山洋子君 これまで日本でも推古天皇から後醍醐天皇まで、それぞれ跡継ぎがまだ幼いなどいろいろな理由がございしますが、既に十人の女性が天皇になっておられますので、前例はあるというところが一つございします。

それから、世界の各国を見ましても、男子のみに限っているのは日本だけです。ノルウェーでは一九九〇年に、ベルギーでは一九九一年にそれぞれ、先ほど男女平等だけに限ってはとおっしゃい

ましたけれども、私はその視点で質問をしているという意味からしますと、ノルウェーやベルギーでは男女同権を可能にするためという理由で、それぞれ憲法を改正して男女どちらでも継承できるようにしています。

このような国際的な流れからしても改正を考えた方がいいのではないかと思いますけれども、重ねて伺います。

○国務大臣(福田康夫君) 私は今、慎重に考えるべきと、こう申し上げました。委員も改正積極派だと思っておりますけれども、私も実は、積極派というわけではないけれども、改正してもよろしいんではないかというように思っております。そんなふうなことを申し上げて答弁にさせていただきます。

○小宮山洋子君 憲法第二条には、「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範に定めるところにより、これを継承する」とありますので、憲法改正をしなくても皇室典範のみの改正で可能ではないかと思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) おっしゃるとおりでございます。

○小宮山洋子君 私は、やはり雅子さんに安心して出産をしていただく、プレッシャーを少なくするという意味からも、今騒ぐのがいいかどうかというところで意見も割れていると思いますが、少なくとも私自身の考えからすると、積極派とおっしゃいましたが、というより男女同権を皇室が存在する以上その中でもという意味から、なるべく雅子さんへのプレッシャーという意味からして、改正を考えるよい機会だというふうに考えております。

○国務大臣(福田康夫君) 雅子妃のお話が出ましたので申し上げますけれども、そのことがありますが、無事に御出産されるまで静かにしていた方がよろしいんではないかというのが私の個人的な考えです。

○小宮山洋子君 その点を議論しても見解が違

ということになると思いますので、ぜひやはり私が申し上げているような視点からの検討は進めたいと思いますので、そういうふうな申し上げてこの質問は一段落ということにしたいというふうな思っております。

次に、いつも毎回伺っておりますけれども、男性女性が一人一人個性を生かして生き生きと生きられる男女共同参画社会をつくるというために、内閣府に参画局ができ、審議会ができたことに期待が非常に大きいわけですが、その審議会の中の五つの専門調査会でさまざまな活動が行われていると思っております。

その中で、一番活発にというか先につくられまして活動をしていまして、仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会が来月最終報告を取りまとめるというところでございまして、ここで検討されている中身が恐らく小泉総理が予算委員会あるいは所信表明などで男女共同参画の柱としておっしゃっている内容だと思っておりますが、その中身について御説明いただきたいと思っております。

○国務大臣(福田康夫君) 委員御指摘のとおり、この男女共同参画会議の中で仕事と子育て両立支援策、この会議は、また専門調査会は大変熱心に行っておりまして、六月に最終報告をするということでございます。

具体的な内容は現時点で確定はいたしております。しかし、いろいろと案が出ておまして、その案の一部がこの間、待機児童を来年度までに五万人削減するといったようなそういう新聞記事になって、これは経過的なたたき台のようなものを樋口会長が私案として提示された中に入っております。そういうような表現はございましてけれども、これはこれから専門調査会でさらに議論を進めて、どういうふうにするかというところを決定するというところでございまして、もう少しお待ちをいただきたいと思っております、そんなに違うことではないと思っております。

○小宮山洋子君 これから発表される中身を先にというよりは、いろいろ報道されている中身で、

私も保育の問題はずっと議員になる前からいろいろな形で関係をしてまいりましたので、確かに今回、当面五万人、最終的には十万人解消するための策を柱として打ち出されるということについては評価をいたしますが、実際は、言うはやすく実現しないからこういう状態が、今現在わかつていだけで三万三千人の待機児童がいるということがあるのだと思いますので、具体的にどう進めるか、その具体策を聞かせていただかないと、これは選挙前と言つては申しわけありませんけれども、アドバルーンは上がったけれども実績はついてこないということになるのを心配いたします。

例えば、昨年から児童福祉法が改正されまして、保育所の規制緩和が行われて一年になりますけれども、この規制緩和の効果でふえた認可保育所は全国で五十施設、千七百人分に定員からしましてもとどまってるわけですね。それで、もうずっと、保育時間の延長という、延長保育は二十年も取り組んでいるのに必要な確保ができていない。それからさらに、ゼロ歳児とか年少者の保育、手のかかるところは幾ら民間参入を進めても利益にならないわけですので、そのあたりをどうやって対応していくか。もう僻地とか地方の方では定員は割れている。だけれども、都会の中ではさまざまなニーズに対応できていない。

その辺のさまざまなミスマッチもありますので、これからその具体策をどこでどのように納得いく形で検討されるのかを伺いたいと思います。○政府参考人(坂東眞理子君) ただいま官房長官からお答えいたしましたように、まだ議論の途中でございます。最終的には決定しておりますけれども、御指摘のように、例えば民間活力を導入してできるだけ新しい形で保育所の運営ができるようないろいろなやり方、予算だけではなしに、その運営のやり方についても新しい試みができないか御議論をいただいている最中です。ぜひ目標を実現するために具体的な方策についても打ち出したいと、先生方、鋭意検討しております。

れますので、よろしくお願いいたします。○小宮山洋子君 民間活力ももちろん結構なんですけれども、本当に必要なところは手がかり、手間暇かかって利益にならないということで、民間活力が入りにくいところなわけですね。

ですから、そのあたりのめり張りをしっかりつけて具体化へ向けて一歩踏み出していただきたいということ、それから今、無認可を認可になるべく格上げするというところに取り組んでいられませんかと思うんですけれども、例えば大和のベビーホテルでの子供の死亡事故なども踏まえて、私も民主党では、無認可のものの届け出制という児童福祉法改正の法案を提出しておりますので、届け出にただただじゃなくて、そうすると、そこそこどこにどういふふうな援助をしていくかということも含めて、認可と無認可のダブルスタンダードの問題など、本当に実際に目を向けて取り組もうとするという問題がございますので、ぜひこれは現場の声も聞いていただいて、あくまでも便利というのではなくて、子供を真ん中に置いておいて、子供たちにとってどれだけの状態ができるかということとをぜひ積極的に具体策を立てていただきたいというふうに思います。

それから児童保育につきましても、一万五千人所と言われていますけれども、これは呼び方も形態も本当にさまざまございまして、それをどのようによやすのか。目標を掲げるのは簡単ですけれども、こちらにも具体策がないとなかなか進まないのではありませんかと思ひますが、児童保育についてももし何かあれば一言伺いますが、同じお答えでもよろしければ、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと言ふことに、ではとどめることにいたします。

それからもう一つの、女性に対する暴力に関する専門調査会では、私も参議院の共生社会調査会で行ったところ、女性に対する暴力全般を調査して幅広い検討を行うということでもって、もう既に二回会合をいたしております。本年の十月十三日に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、これがもう既に法律成立しておりますけれども、この施行を十月十三日に控えておりますので、この専門調査会において当面は法律の円滑な施行に向けた検討を行う、こういうことになっております。

検討に当たりましては、国民から意見をいろいろと拝聴しながら、そういう意見をも参考にしながら、より実効的な成果が得られるようにということをやつてまいりたいと思つております。

○小宮山洋子君 十月の施行、それからセンターの方は来年度予算です。四月になるわけですが、たくさん実施前にクリアしなければいけない問題があると思ひますので、当面それに取り組みれるということとはぜひお願いしたいと思ひます。

さらに、三年後の見直しに向けて内閣府の方で検討していただくことになっていきます。暴力を振るった方の男性、男性とか、配偶者です。女性の場合もあるかもしれませんけれども、その更生プログラムの検討ですとか、三年後の見直しに向けての調査とか意見集約などについてもこの専門調査会の役割は大きいと思ひますので、ぜひしっかりと取り組んでいただいて、また御報告もいただきたいというふうに思ひます。

それから、ほかに影響調査あるいは苦情処理・監視、基本問題専門調査会、三つほかにあると思ひますが、特に影響調査とか苦情処理というのは、これまでも懸案になりながらなかなか日本の中ででき得なかつた仕組みでございまして、そのあたりも積極的にぜひ取り組みいただきたいと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(福田康夫君) 一言で申し上げれば、積極的に一生懸命取り組んでまいりたいと、こういうことでございまして。いろいろ共同参画会議の中に専門調査会をつく

りました。基本問題調査会、ここでは男女共同参画の形成を促進していく上での基本的な考え方というものを、そしてまた基本的な考え方にかかわりが深く国民の関心も高い個別の重要課題について調査検討する、こういうことになっております。また、御指摘の苦情処理・監視専門調査会では、政府の施策に広く男女共同参画の視点や国民の声を反映させるという観点から、各省庁において男女共同参画基本計画が着実に実施されているかどうかということ調査検討を行う、こういうふうにしております。

また、影響調査専門調査会では、各省でもって、各省の施策に男女共同参画の視点を反映するため自己評価システムの構築、女性のライフスタイルの選択に大きなかわりを持つております諸制度とか慣行について調査検討を行う、こんなふうなことを考えておまして、万般遺漏のないように努力してまいりたいと思ひます。

○小宮山洋子君 もう一点、ぜひ官房長官とお話をしたいと思つておりますのが選択的夫婦別姓などの民法改正についてでございます。嫌な顔をなさらないでいただきたいと思ふんですが、先日、毎回国会に提出しておりますが、私も野党案を提出しております。

先日来、官房長官は、いわゆる旧姓を通称として使用するというところで解決を図つたらどうかとおっしゃっているやに報道では承っておりますが、お考えをまず聞かせてください。

○国務大臣(福田康夫君) 私、決して嫌じゃありませんよ。私は、どちらかというと理解のある方だということに自認いたしております。

今御指摘の、旧姓を使用できない、現在そういう状態でございますけれども、そういうことで女性の社会生活上いろいろな不便、不利益があるというところでございまして。そういうような不便、お話を伺つておりますので、そういう当面の不便、不利益を少しでも軽減したい、その方法はあるかどうかということでもっていろいろと考えてみたという、こう思つてるところでございまして。

○小宮山洋子君 理解をしていただいていると思
っているので質問申し上げていることな
んですけれども、今おっしゃったように、確かに社
会生活上の不利を、当面不便を何とかするため
にという考え方として旧姓使用ということを、通
称使用をおっしゃっているということなんです
が、その選択夫婦別姓を望んでいる理由として
は、そのほかにも、氏名は人格権であるというこ
と、あるいは生まれたときからずっと自分が使い
続けてきた体と同じ、一部であるような姓を奪わ
れるということはアイデンティティーの尊重の面
からも問題があるとか、どちらでも選べると言
いながら女性が九八%改姓をしているとか、いろ
んな理由がございいます。

そうすると、この旧姓使用ということだと、ほ
んの一部になってしまうのではないかといいこと
があるわけですね、一つ。その点についてはいか
がですか。

○国務大臣(福田康夫君) これはいろいろな考
えがあるんですね。例えば、今、委員がおっしゃ
いました、結婚して本来の姓が奪われると、しか
し愛する夫の姓を名乗りたいという女性もいな
いではないんじゃないでしょうか、結構おられるん
じゃないかなと、こんなふうにも思います。その
逆もあるかも知れませんが。

ですから、その辺は、これから世論調査もござ
いますし、集約した形でその結果を見て判
断するという方法もあるんじゃないかと、そんな
先にするわけじゃない、こじじゅうにやろうと、
こういうふうに出てくるわけですからね。

それから、いろいろな不便を解消するために少
しでもお役に立てればと、こういうことでありま
すけれども、これは当面の課題であるというこ
とです。当面、これ民法改正になるまではこの問題
というのは残るわけでございますから、そういう
方々の不便を解消できればと考えているところで
ございます。

○小宮山洋子君 今おっしゃった、愛する夫ある
いは妻の姓を選びたい、それを妨げるわけじゃな

いわけですね。そうではなくて、変えたくない、
もともとの姓を名乗りたいという人の自由を認め
るかどうか。選択肢が豊かなのが豊かな社会だと
思いますので、私は、やはり選択的であって、選
びたくない人にしろと言っているのではなくて、選
びたい人を選ぶようにしようということだとい
うことなので、ちょっと先ほどの御発言は違
うのかなと思います。

それで、もう一つ具体的に申し上げますと、私
自身が今通称使用でございます。通称使用だとや
はり不便な点、あるいはかえって混乱を来す点
がたくさんあるわけですね。混乱なく旧姓を使
えるようにするために、戸籍に書き込むことが必
要になってくると思います。そうでないと、戸籍
と旧姓の関係をどうするか、旧姓に戸籍名と全
く同じ効力を持たせない限り戸籍名との照合が必
要になります。そうすると、一人が二つの姓を持
つことになる、これが一点目です。

それから、二点目は、旧姓が使用できる範囲を
どうするか。現在の通称としての旧姓ですと、住
民票、パスポート、免許証、納税などには使え
ません。それで、住民票と連動しますので印鑑証明
にも使えないので、一定額以上の買い物はできま
せん。私の場合、例えば車を買おうと思っても、
それが一定の額を超えると小宮山洋子には買えな
いということになります。それから、会社の代表取
締役になることとか抵当権の設定などもでき
ないわけです。

そういう意味で、すべての面で使えないと社会
生活上の不利をなくすということにもなりませ
んし、使える場合、そうでない場合を設けるとか
えって混乱する、戸籍名と同じように使える
通称であれば別姓にするのと同じような違いがあ
るのかと、そういうことがございますが、いかが
でしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) よく承って、参考にな
せていただきます。

○小宮山洋子君 先ほどから、参考にと一言で言
われてしまいましたけれども、そのように当面の

不便という理解のある官房長官がそういう意味
で当面の課題の解消におっしゃっていただいた
お気持ちにはよくわかるんですが、かえってそれ
することによって混乱を来すとか、本来選択肢を
豊かにするために早く早く取り組まれるべき
である民法改正の方へもつと全精力を使ってい
ただいた方がいいのではないかと今思うに思
うんですね。

私も、民主党、それから共産党、社民党に
無所属などの一部の方も加わっていただいで提出
しているのは、とにかく選べたい、結婚したとき
に別姓を選びたい人は選べるように、子供の
姓につきましても、子供が生まれるときにそれぞ
れ協議をして決める。その夫婦別姓のほかに、も
う一つ、非嫡出子の差別を、相続差別を撤廃する。
これは子どもの権利条約とか人権規約にも違反す
る問題でございますので、生まれてくる子供に何
の責任もないのに差別が行われている。このよう
なこと、しっかりとやはり選択的夫婦別姓を認め
るということ、それから子供の非嫡出子の差別
をなくす、この民法改正にぜひ積極的に取り組
んでいただきたい。

それで、世論調査をなさるということですが
でも、これは世論調査の項目の立て方によって非
常に差が出てくるんですね。今私が申し上げたよ
うに、選べたい人が選ぶことの自由についてどう
思うかと聞いていただければ、これは賛成がふえ
てくる。だけれども、法改正をどうとか、いろ
いろ言い方によって非常に差異が出てきて、以前
も民放のテレビがした調査、新聞社がした調査で
は、政府がした調査よりも倍ぐらい賛成者が多い
というデータもございいますので、その設問の立
て方の問題が一つ。

もう一つ、法制審議会でさんざん議論をして、
その間にも専門の裁判所を含め、それから一
般の方からも何回も何回も聞いて、それで法制審
議会が答申を出したもので、普通は民主的なル
ールからしますと、それは国会にすぐに提出されて
国会の中で議論が進められるべきものだと思うの

ですが、与党の自民党の皆様の賛同が得られず
にたなざらしになっている。そういう仕組みにつ
きましては、ぜひとにかく国会で審議しようとい
うことについては御理解のある官房長官として
は汗をかいていただきたいと思います、いかが
でしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) いろんな小さなことに
手をつける前に、この民法改正を達成すべく全力
を挙げると、こういうお話でございますけれども、
私はやっぱり何を基準にその改正をしなければ
いけないかということについての国民の理解がな
ければいけない、そういうのが我々の立場であ
ろうというように思いますので、そういうための一
つの資料として世論調査というのはやっぱり大事
だろうというふうに思います。

世論調査を実施する上で、これはもうあくまで
も中立的な立場でその設問も考えなければいけ
ないというのには当然でございますので、それは私
も十分注意をしたいと思います、そのよう
に思っております。

いずれにしても、その間不利をこうむる
方々のために何をするか、しなくてもいいん
だつたらしないんですけれども、しかし実際問題
言って、非常に簡単にできそうところで、公務
員の職場での旧姓使用と、こんなことも徹底し
ていないということもございいますので、そういう
身の回りからやってもいいんじゃないかなと、こ
う思っております。

○小宮山洋子君 終わります。

○照屋寛徳君 私は、先に官房長官にハンセン病
国家賠償訴訟の熊本地裁判決に対する控訴問題に
ついて何点かお聞かせをいただきたいというふう
に思っております。

昨日、被告、国は控訴をしないという方針が発
表されました。当然のこととはいえ、私はとも
いい判断、結論であるというふうに思います。私
ども社会民主党も、過日、官房長官に土井党首と
もどもお会いをして、国は控訴をすべきではない
という申し入れを行いましたし、また野党三党が

そろって、国に対して、政府に対して控訴断念を申し入れてきたところでございます。

私も民主党の申し入れの際に官房長官は、実は個人的に療養所の中にも官房長官の後援会の組織があるというお話などもやっておられましたし、ハンセン病の元患者の皆さんの抱えるさまざまな問題について深い御理解をいただいております。昨日、テレビで官房長官のハンセン病訴訟控訴断念のコメントを私はテレビで見えておりました、官房長官のお姿が何か神々しく見えるぐらい、きのうはほっとしたところでございます。

思い起こしますと、一九〇七年にらいう予防に関する法律ができて、そして私が参議院へ参りました翌年、九六年四月にらいう予防法が廃止をされたわけでありまして。もう官房長官、御案内のように、私の住んでいる沖縄県にも、沖縄愛楽園、それから宮古に宮古南静園、二つの療養所がございます。いまだに多くの入所者がおられるわけでありまして、このハンセン病の患者、元患者の皆さんに対するいわれなき差別、偏見を社会全体につくってしまったという点で、私は熊本地裁判決が判示をする法律論、それから事実認定論、率直に高く評価をしております。在野法曹の一人としても、非常にすばらしい判決だというふうに私自身は思っております。

それで、官房長官は、この熊本地裁の一番判決そのものについては、官房長官としてはどのような受けとめておられたんでしょうか。まず、御意見を聞かせてください。

○国務大臣(福田康夫) まず、ハンセン病患者に対する極めて厳しい偏見、差別が存在してきた、この事実を深刻に受けとめまして、患者、元患者、またその御家族の方々に多大な苦痛を与え続けてきたということに対して深く反省し、おわびを申し上げなければいけないと思っております。

ハンセン病問題の早期かつ全面的解決を図るために、昨日は小泉内閣として控訴を行わないという方針を決定いたしました。今後、新たな損失補

償のための立法措置とか、名誉回復及び福祉増進のための措置などを実現するために早急に検討を進めてまいりたい、こういうふうな思っております。

この判決につきましては、過去のハンセン病対策に係る事実認定について、今回の判決で示された内容に争いがないわけではございません。施設入所施策の転換のおくれや、ハンセン病についての国民への啓発活動の不足など、行政としては反省すべき点があったことは率直に認めなければいけないと思っております。また、国会の立法不作為の違憲性の問題につきましては、過去の最高裁判例の考え方などに反しまして、司法がそのチェック機能を越えて国会議員の活動を過度に制約するという事となりまして、三権分立の趣旨に反するという事で、これは認めることはできないというように思っております。

しかし、そういうことを越えて、先ほど申しました、この患者、元患者に対するいろいろな苦痛を与えたという点について、我々としては大きな反省をしなければいけないし、そのためにそれを越えた判断をしたということで御理解をいただきたいと思っております。

○照屋寛徳君 御承知のように、五月十一日に熊本地裁の判決がございました。昨日が、政府の意思として控訴をしない、こういう意思表示であったわけですね。

私は、熊本地裁の一番判決で、らいう予防法の違憲性、そしてらいう予防法に基づいて政府がとってきた隔離政策、その違法性については厚生省の責任が問われたわけでありまして。そして、一番判決によりまして、少なくとも一九六五年以降、この違憲な法律であるらいう予防法を廃止しなかつた国会の立法不作為の責任も厳しく追及をされたわけでありまして。

このハンセン病の患者、元患者の皆さんに対するいわれなき人権侵害の数々については、もう私以上に官房長官の方が御理解は深いものだと思いますが、墮胎を強要されるとか中絶、それから断

種を強いられるとか、さまざまな人権侵害があったわけですね。それから、強制労働をやらされるとか。そういう中で、私は決してハンセン病の患者、元患者の皆さんに対する問題というのは、もうらいう予防法が廃止をされて終わってしまった、既に過去の問題ではなくして、むしろいまだ未解決の問題だというふうな視点に立つて、これから政府も、それから私たち立法府に身を置いている者も真剣に取り組んでいく必要があるだろうというふうに思っております。

五月十一日の判決後、さまざまな動きがございました。一時期は控訴して和解をするんじゃないか、こういうこともマスコミを通して我々に漏れ伝わってまいりました。私も、予算委員会では、断念をすべきであるということに基づいて、控訴した上で和解をするというのは、何かしら責任を感じないで、そして金は払うが責任はとりませんよ、こういうことになりかねないということを強く申し上げたわけでありまして。

それで、五月十一日の判決後、控訴断念に至るまで、政府としてどのような一番判決に対する検討作業あるいは各関係省庁間の調整作業、さらにまた総理大臣の、小泉総理の断念に至る意思形成がつくられていったのか。そこら辺、差し支えない範囲でお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(福田康夫) 五月十一日の熊本地方裁判所で判決が言い渡されました。これは国側にとつては大変厳しい判決だったというように受けとめております。

その後、厚生労働省、法務省において判決内容及び判決への対応というものが検討されて、適宜関係省庁間でも協議が行われてまいりました。また、これらの検討、協議に当たりましては、患者や元患者の皆さんの今までの苦痛、苦痛を踏まえまして、どのようにこの判決を生かしていくかというところに心をを用いてまいったと承知いたしております。

また、原告団の御要望がございまして、五月十四日には厚生労働大臣が、十七日には法務大臣が、

また昨日は総理大臣が原告団の代表の方々とお会いをいたしております。そして、その都度、いろいろな患者、元患者の皆様方の今まで受けた苦痛に対する実情の御披露があり、なおかつ政府に対して今後どういうふうにしていくべきかという希望も述べられたというふうに私承知いたしております。最終的には昨晩、私と法務大臣、厚生労働大臣が総理大臣と協議をいたしまして、この問題の早期かつ全面的な解決を図るために控訴を行わない、こういうことを決定いたしましたわけでございます。

今、委員御指摘ございましたけれども、この検討過程においていろんな意見があったこと、これは事実でございます。その中には、やはり控訴すべきである、こういう意見も強くあったことも事実でございます。しかし、そういうことについて一昨日の夕方、関係省庁の局長クラスの方々が集まりまして合同会議をいたしました。その時点において、この問題を最終的にどういうふうにしようかという扱い方を討議いたしました。

そして、翌朝、厚生労働大臣、そして法務大臣、私と三人で協議をいたしまして、これは控訴しない方向で検討しよう、こういうことを三大臣の打ち合わせでもって決めまして、直ちに小泉総理にそのようなことで御指示を仰ぎにまいりまして、小泉総理の最終的な判断を得た上で、しないという事で事務手続を進めていった、こういう経過でございます。

○照屋寛徳君 控訴するか否かについて、国としての態度を決めるに当たって、予算委員会の問題になりましたが、衆参両院の国会の意思、上訴の要否に関する意思の確認が求められておったわけですね。私の知る限りでは、衆参両院とも明確な回答はいまだなしていないのではないかとこのように思っています。

これは国会の立法不作為も問われたわけでありまして、私には国会がみずから何らかの決議をして、そこはきちんと答えるべきだということに思いますが、この控訴断念に至るまでの検討作業の

中で国会の意思確認はどうかされたのか。あるいはまた、予算委員会でも問題になりましたが、法務省としては厚生労働省には文書でもって上訴の要否とその理由についての回答を求めた、こういうことでありますが、そこら辺は官房長官を含めて厚生労働大臣、法務大臣、御協議の場で、厚生労働省としてはこうしたいんだという明確な文書もしくは口頭による回答があったのか。先ほど申し上げました国会の意思の確認は両院の事務総長なり議長なりにこの間に何らかの形で手続をとられたかどうか。事実関係でございますが、お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(福田康夫君) 今回の件につきましては、先ほど委員から御紹介ありましたように、御党からも御注文ございました。各党からそれぞれ御意見をいただきました。そういう御意見については、それをよく受けとめ、重く受けとめなければいけないという、その基本的な考え方、これは十分持った上で対処したというように思っております。

国会におきましても、野党各党から控訴を断念するよう議長に申し入れがありました。また、衆参各院の議院運営委員会において国会決議においての協議、議論が行われていたというようなことも承知いたしております。

今回、控訴の判断は、このような国会の動きも含め、さまざまな角度から幅広い検討をした上でのものでございます。

○照屋寛徳君 先ほど沖繩愛楽園、宮古南静園の話をしましたけれども、沖繩からの原告は入所者が三百七十九名、退所者が百五十九名、合計五百三十八名だということを弁護団からお教えをいただきました。政府の控訴断念によつて、これから患者、元患者の皆さん、あるいは退所者の皆さんに対する救済策、損失補償がなされるんでしょうけれども、私はもう一点、これは厚生省にお伺いいたしますが、沖繩は離島県、島嶼県でありまして、その上に、ハンセン病の患者、元患者に対する処遇、これは復帰後は全く同一でありますけれども、

復帰前は日本の施政権が及ばなかった。しかし、さりとて基本的には私は変わらない、隔離政策であつたことは間違いないだろうと、こういうふう

に思っております。ところで、現在でも、愛楽園、南静園の入所者の数等に照らして配置されている医療スタッフが本土の他の療養所に比べると非常に劣悪であるということが再三入所者の皆さんから指摘をされて、その改善が厚生省に求められております。毎年毎年私の方にも要請書が来て、そういうふうな話題になるわけですが、一体その実態はどうなっているのか。私は、改善すべきであれば、もう高齢化をして、そして後遺症が残つて、合併症があつて、今現に入所をしている皆さんが適切な医療を求めているわけでありまして、本土の他の療養所と同じような医師を含む医療スタッフの配置、人員配置をやるべきだと思いますが、実態と、それから改善の方向性についてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(佐藤忠春君) お尋ねのありましたハンセン病の療養所の職員配置の件でございますが、医師それから看護婦、介護職員と三種の職員がそれぞれ配置をされておりますが、私も直近では、平成六年に各療養所に入所されております患者の方々の要介護度といひますか、介護を要する程度の軽重を個別に判断いたしまして、それを積み上げて必要なスタッフは何名かという計画をつくりまして、それに向けて全国の施設の増員を図つていくというふうなことで取り組んでまいりました。

単純に入所者百人当たり幾らという数字で見ますと、確かに施設によつていろいろばらつきがございますが、それぞれ入所されている方々の実態にに応じた配置をしようということで、そのような計画で進めているわけでございます。

医師につきましましては、沖繩の二つの園も全国とほぼ同じ配置になつております。御指摘のように、看護の職員それから介護の職員につきましましては、そういう要介護度といったものから比べますと、

そういうものを反映した目標に達するように今増員をしておりますが、単純に入所者数当たりの配置数ということで、沖繩のスタッフの数は全国よりも若干低い水準になつておることは事実のとおりでございます。

ただ、そういった事情で配置をしておりますので、これはまた改めて現時点の中に入られております方々の実態をよく見きわめて適切に必要な増員を図つていきたいというふうに思つております。

○照屋寛徳君 医師や介護、看護に当たる職員が他の療養所に比べて少ない、こういうことでありますから、ぜひ改善をしないと、こういう私は約束をしていただきたいなと。沖繩のように、島嶼県、離島県でしよう。国の責任で介護や看護や医師のスタッフなどを確保しないと困るわけですよね。どうでしょうか、その決意のほどは。

○政府参考人(佐藤忠春君) 基本的な考え方は先ほど申し上げたとおりでございますので、実態をよくもう一回、再度点検をしたいと思ひます。実情を申し上げますと、国立の療養所でありまして、国家公務員の定員の厳しい枠内で、現在全国に十三の療養所がございますが、毎年、ネットでは九名ずつの職員の増員をしてきております。これを全国の療養所にバランスを見ながら配置していくということで、そういった制限のある枠内の話でございますが、御要望のありました沖繩の実態をよく見きわめて私どもなりに努力をしていきたいというふうに思つております。

○照屋寛徳君 今度の熊本地裁の判決では、第一次の原告に対する判決で、沖繩からは三名しか原告団はおられません。慰謝料の評価については四段階評価で、一番低い八百万円が沖繩の原告に認められた額であります。

その理由の大筋は、要するに入所期間の評価であります。これは立証が尽くされたかどうかという書証技術上の問題かもしれませんが、私は、基本的に復帰前の隔離政策、これは何ら変わらな

かつたというふうに思つておりますし、むしろアメリカの施政権下にあつたがゆえになかなか本土の療養所に移れない、それから進学しようにもパスポートが要りますから、検疫が要りますから、それはばれたらえらいことですから、密航をして他の園に移つたとか、あるいは他の園に転園をして高等学校へ進学したとか、そういうケースがあるわけですから、悲惨なケースがあるわけですからね。一体厚生省は、復帰前沖繩におけるハンセン病患者、元患者に対する処遇についてはどういふうな理解をしておられるんでしょうか。お聞かせください。

○政府参考人(佐藤忠春君) 今御説明ございましたように、今回の判決でも、昭和四十七年の復帰前の期間の処遇につきましては、実態が明確でないというふうなことから、判決で示した認容額の基礎に入つていないわけでございます。

実情を申し上げますと、戦後、昭和二十八年に新しいらい予防法が本土では制定されましたが、沖繩におきましては占領後ずっと戦前の旧らい予防法がそのまま当然のことながら適用されておつたわけでございます。昭和三十六年にはそれを改めて、沖繩独自に、琉球政府のもとで本土とは異なるハンセン氏病予防法というものを策定して、それに基づいて措置を行つてきたというふうに理解しております。

このハンセン氏病予防法は、本土で適用されてまいりましたらい予防法とは異なる、入った方々が退所することができるという規定、あるいは退院することができ、そういった規定がありますし、それから在宅治療といったようなものもその法律の中に規定をされておつたようでございます。そういうことから、適用されていた法体系も四十七年までは本土と異なるということでございます。それから人権侵害といったような面での処遇の実態が必ずしも明らかでないということ、今回の判決は、四十七年以前の沖繩の患者さんについてはこの認容額の算定の対象外というふ

うに判断をしたものと考えておりますが、私どもは、施政権が及んでいない期間の者にどういう処遇が行われてきたかということにつきましては、率直に申しまして、必ずしもつまびらかに掌握はしておりません。

○照屋寛徳君 旧琉球政府時代にハンセン氏病予防法ですか、その法律ができたということは私も承知をしておりますが、今回の慰謝料の算定というのはこれは立証上の問題ですから、ぜひ、復帰前のことは厚生省は、わしは知らぬ、私どもは全然関知しないということじゃなくして、やはり復帰前とはいえ、それは日本の法律、憲法は及ばなかつたかもしれませんが、日本国民であることは間違いないわけですから、こちら辺もこれからの、控訴断念を受けて、さあ名譽回復だ、新しい損失補償だというときには十分調査を尽くされて私にはきちんとして対応できるようにしていただきたいということを御要望申し上げておきたいというふうに思っております。

大急ぎで、官房長官、例の沖繩総合事務局の元事務局長の出張に絡む便宜供与問題、この現段階における調査の経緯と結果について簡潔にお教えいただければありがたい。

○国務大臣(福田康夫君) 旧沖繩開発庁の沖繩総合事務局元幹部の出張に関する問題でございますけれども、これまで二度、本人への事実確認、航空会社からの聞き取りなどを行いました。その結果、航空会社がサービスとして県内各方面に配付しております割引券を利用していただくと、また出張に当たりまして割引券を利用していることを本人が認識していたと、こういう事実が判明しております。現在、その利用の頻度、回数等についてなお調査を行っているところでございます。

この割引券については、元幹部としての地位を利用したり、職権とのかかわりで入手したものではありません。しかし、今後、さらにその事実関係の確認を進める中で、厳正、適正に対応していきたいと、このように思っております。

○照屋寛徳君 マスコミで報じられている元幹部お一人だけの調査でしょうか。それとも、さかのぼつてどうか、その以前の総合事務局長と幹部についてもお調べになっているんでしょうか。その点だけ。

○国務大臣(福田康夫君) これは、この元幹部だけのことなのかどうかという観点から、またその年だけであるかどうかということを含めて今調査をしているところでございます。

○照屋寛徳君 それでは、国家公安委員長にお伺いをいたします。

神奈川県警の不祥事に始まって、もう国会でいろいろ議論を尽くしてまいりました。警察刷新会議ができて、そして法改正をやつて、さあもうこれで警察に対する国民の信頼を回復しようというのかと思つたら、またざろというのか、いろんな警察の不祥事が最近多発しているわけ、大変残念に思つ次第でございます。

中でも栃木県警の不祥事の問題、この事実関係、今明らかになっている、公に公表できる部分でお教えをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(石川重明君) 事実関係でございますので私から御答弁申し上げます。

今の栃木県警における不祥事、これは交通違反のいわゆるもみ消しにかかわることだというふうに住じますけれども、これにつきましては、ことしの一月の中旬に、宇都宮中央警察署の交通課長が女性の飲酒運転の違反切符を没にしたと、こういう内容の匿名の投書がございまして、それを端緒に事案の解明に入つたわけでございます。

その結果、平成十一年の四月ごろ、宇都宮市内において宇都宮中央警察署の署員が検挙した、交通安全活動のこれは協力者の方だったようでございますが、による酒気帯び運転について、違反者が別の交通安全活動の協力者を通じて、その取り扱いについて特別な配慮をしてもらいたいという依頼を当時の喜連川警察署長に働きかけた。これに對しまして、同署長がこれを元部下であった当時の宇都宮中央警察署の交通第一課長に何とかなら

ないかといったような依頼をいたしまして、それを受けてこの課長が、関係する交通切符等の一式を隠匿したほか、一年後にこれを廃棄したということ、事件の送致を不能ならしめた、こういうものでございまして、五月二十一日、これを犯人隠避、公用文書毀棄罪として立件をいたしました。検察庁に送致するとともに、関係の警察官につきまして停職三カ月の懲戒処分を行ったところでございます。

なお、この二名につきましてはその後依願退職をしておると、こういう経緯になっておるところでございます。

○照屋寛徳君 それでは次に、奈良県警の問題であります。私は三月二十二日の当内閣委員会でもこの問題についてお聞きをいたしました。奈良県警と奈良佐川急便株式会社との関係であります。奈良佐川急便から県警の幹部がわいろをもらつておつたのではないかとこの事件でございまして、それについて、たしか、一人は懲戒免職、一人は停職六カ月でしたか、しかも強制捜査はやらないで書類送検をしたと、こういう事件でございました。

ところが、その後、その渦中の元警視が焼身自殺を図るとか、それから贈賄側の経理担当の女性社員が自殺をするとか、大変な事態になつたわけですね。このあたりは、私の質問後、奈良県警の問題というのはどういふふうに進められてきたんでしょうか。

○政府参考人(五十嵐忠行君) 奈良県警では、三月十五日に元交通安全課長及び元暴力団対策課の意見聴取官らを贈賄容疑で検察庁に書類送致した後も、検察庁と共同いたしまして厳正な捜査を進めてきたところでありますが、再度捜査を行う必要があるとの判断に至りまして、四月十八日、検察庁と共同で捜査を実施し、現在も捜査を継続しているところであります。

また、これらの捜査の過程で贈賄側の元奈良佐川急便株式会社副社長らが裏金づくりのために金融機関に奈良県警察官名義の預金口座を設けて通

帳等を詐取した事件が判明したために、四月十七日に元副社長ら二名を逮捕するとともに、翌十八日に検察庁と共同で関係先の捜査を実施したところであり、元副社長ら二名は五月八日に起訴されているという状況にあります。

さらに、五月十五日には通帳の詐欺等で起訴された二名のうち、元奈良佐川急便株式会社副社長を社員の厚生年金脱退一時金の詐欺等の容疑で再逮捕するとともに、もう一名の奈良佐川急便通連会副社長はか一名を別の通連会社員役員の辞任届を偽造し、その旨の登記をした公正証書不実記載等の容疑で逮捕して現在捜査中であります。

四月十八日の捜査当日、元交通安全課長が死亡したことは残念なことではありますが、警察庁といたしましては、今後とも奈良県警において国民の信頼を得るべく、検察庁と共同して厳正な捜査を進めるよう指導してまいりたいと考えております。

○照屋寛徳君 当初の奈良県警の捜査について、身内をかばつていふんじゃないか、甘いのではないかとこの批判がございました。世論として。私もそれを申し上げたんですが、その批判を浴びて奈良地検が強制捜査に乗り出した当日にこの元警視が自殺をするという大変不可解な新たな事件に発展をしたわけであります。

要は、私はこの事件から何を警察が教訓とし、そして国民の信頼を回復するかということであり、一つは奈良県警の問題にしても、いわゆる県警のOBというんでしょうかね、それが民間会社天下つて、その会社との関係が今度の事件の背景にあるわけですね。

前にも警視庁の犯歴データが調査会社に漏えいをする、その調査会社の役員は警察のOBであつた、こういうことがありましたね。大変ショッキングな事件がありました。

そうすると、OBとの密接な関係、これが現職警察官の不正の呼び水になっているのではないかと、こういうふうなことも私は言えなくないと思ひます。そういう根本的なところにメスを入れない

いと、同じように現職警察官とかつての同僚であるOBとの、天下った民間会社とのこういう不正な関係が出てくるんじゃないかと思ひますので、そこら辺はしっかりした対応をとらないと、私は警察の信頼回復はおぼつかない、こういうように思っておりますので、ぜひしっかりした対策をとってください。

最後に、最近いわゆる出会い系サイトに絡む凶悪事件が発生をしております、これは今後情報通信社会がますます進行するに従つてあえてくるんじゃないかと思ひますが、この出会い系サイトに絡む事件がどういふ数で発生をしておりますのか。また、その対策、そのまますこまねいていか、何らかの方策を講ずるべきじゃないかと思ひますが、後段の部分については大臣に所見をお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(黒澤正和君) いわゆる出会い系サイトに関するお尋ねでございますけれども、インターネットの爆発的な普及に伴ひまして、インターネットを利用いたしました各種犯罪も急増傾向にございますが、最近ではインターネット上で異性間の出会いの場を提供するいわゆる出会い系サイトに関係するいたしまして、殺人でありますとか、強姦でありますとか、それから児童買春、こういった事件が発生をいたしておりますのでございます。

平成十三年一月から四月までの間でございますが、警察庁に報告がございましたものとしたしまして、児童買春、児童ポルノ禁止法違反事件につきましては十三件、それから殺人、未遂事件を含めてでございますけれども四件、うち少年が被疑者となりましたものが二件、把握をしております。

こういった現状にあるところでございますけれども、私どもは、インターネットを利用した犯罪につきましては今後とも取り締まりを強化いたしますとともに、インターネットの利用に關して犯罪防止のための注意喚起を促す広報啓発等を推進してきていますのでございますが、この出会い

系サイトのようなサービスにつきましてもこうした点に留意して利用されることが望まれるところでございまして、広報啓発等を一層推進してまいりたいと考えておりますのでございます。

また、こうした出会い系サイトに關係しました事件検挙の実態の推移というものを注意深く見守りつつ、適切な手だてが考えられるのかどうか、私ども、種々の角度から検討したいと存じます。

○国務大臣(村井仁君) ただいまいろいろ不祥事案につきましてお尋ねがございました。本場に私も残念なことだと思つておりますが、ただ私は就任時の記者会見でもちよつと申したことでございますけれども、やはりほとんど大部分の警察官は本場に一生懸命まじめにやっておりますわけでございまして、日夜分かつた、また寒暑をいとわず頑張つていただいておりますので、その諸君がこのような一部の不祥事のゆゑに士氣を阻喪するようなことがあつてはならない。

また、彼らが頑張つていかなければならない治安状況の一般的な悪化と申しましようか、これもまた事実あるわけでございまして、今、委員御指摘の新しいタイプのものも出てまいつてきているわけでございまして、これにもきちんと対応していくためには、一方で一線警察官の士氣を損なわないような対応も私どもしていかなくやいけません。監察などもしっかりとやりますけれども、一方でこれを褒めるというは何でございまして、まじめにやつていられる人たちの勇氣づける、そういうこともかたがた必要だろつと思つております。

各都道府県公安委員会ともよく連携を保ちまして、私としましては、委員ただいま御指摘のようなポイントを押さえて、努力をしてみたいと思つております。

○照屋寛徳君 終わります。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢辰美でございます。最初に、男女共同参画基本計画についてお尋ねしたいと思ひます。

この計画が決定されまして、基本的方向として具体的な施策が示されて半年が過ぎようとしていきます。今後、この共同参画と男女平等を願う女性たちの期待というのは非常に大きいものですから、この内容について注目すべき施策の一点をきょうはお聞きしたいと思ふんですけれども、全体としては私は現行の法制度の範囲内にどまつていけるのではないかなと思つておりますけれども、その改善は今後の大きな課題であると思ひますが、その一つに雇用の方での差別、男女の賃金格差の解消に向けた取り組みがとて大事だなと思つていられるんです。その点についてお尋ねしたいと思ひます。

今、女性の賃金の平均が男性の五一・七%なんです。これはパート労働者もここに入つていきます。だから、半分なんです。ですから、私は国際的に見てもこの日本の男女の賃金格差というのはもう際立つてひどい。その是正は、私、今本場に切実だと思ふんです。特に女性のパートです。女性のパート労働者はさらに低くて、さつき五一・七%と言ひましたけれども、三割になつていける。低いということですね。だから、今本場に改善が強く求められているという認識をまず持つていただきたいと思ふんです。

今パート労働者というのは一千万人いらっしゃるんですが、そのうちの女性は約七割なんです。女性パート労働者は、女性であるための差別としてパート労働者としての賃金とか諸権利との差別という二重の差別を受けていると思ひます。ですから私は、この男女共同参画基本計画の女性パート労働者の問題の位置づけといひます。この点について、うたわれてはいるんですけれども、この内容たるや、独立した人格を持つ労働者にふさわしい賃金、待遇を保障する方向が示されていらない。女性パート労働者の雇用を安定させる方向が示されていらない。そういう点について、まず参画会議議長であります官房長官の見解をお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(福田康夫君) 今御指摘ありましたよ

うに、パートタイマーは一千万人という大変大きな数字でございます。また、そういう中で女性の占める割合が圧倒的に多いということでございます。その賃金も、男性と比べて相当な差があるというところでございます。

これは私も問題ではあると思つております。できればその差が縮まるようにと、こう思つております。しかし、現実的には少しずつでも改善はされていくということではあります。ですから、この改善のテンポが速まってくればというように思ひます。

しかし、このパートタイムをされる方々の中には、その雇用条件について、みずから望んでパートタイムがいいという方々、そういう方も多くいらつしやるということ。そういう方々は時として、賃金が高ければいいけれども、しかしそうでなくてもいいんだというようにみずから割り切つていらつしやる方もおられるということも事実だろつというふうには思ひますので、こういう雇用の環境もあわせ考えなければいけないだろうというように思つております。

そういうことも勘案しながら、少しでも女性の立場が、また雇用の条件が改善されるように私どもも力を尽くしてまいりたいと、こう思つておるところでございます。

○大沢辰美君 この問題の解消の私たち見通しを持つてこの参画会議の中の大きな重要な位置づけとしてやつていただきたいとお願ひの一つなんです。いま一つ突つ込んで、これまでの午前中の質問でもありましたけれども、男女共同参画会議の中に専門調査会が五つ設けられました。その中に仕事と子育ての両立支援策というのが位置づけられていますから、そこにもこのパート女性労働者の問題も入ると思ひます。

だけれども、そこがやはり仕事の確保とか、一応一般的な項目になつていられるわけですね。だから、そのパート労働者の賃金の確保、今、官房長官が、好んでその職についていらつしやる方もいらつしやるという、だんだんと改善されている部分も

あるということを言われましたけれども、実態は、本当に正職員になりたいけれどもなれないという実態の方が一番多いと思うんですけれども、私はそういう調査をきちんとやって、そしてこの問題の解決のために女性、特にパート労働者が人間らしく働ける雇用と賃金を確保することが求められると思うんですが、専門調査会が現在五つございますけれども、この点について、私はぜひこの女性パート労働者の専門調査会を立ち上げて、具体的な施策を提言していただきたいと思いますが、局長いらっしゃっておりますので、局長からも一言お願いします。

○政府参考人(坂東眞理子君) お答えいたします。今、専門調査会五つ設けて御審議いただいておりますが、その中の苦情処理、監視専門調査会は、男女共同参画基本計画の推進状況を監視するという機能を持っております。

それで、基本計画の中では「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」という項目がございまして、その中で、「多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備」ということで、「パートタイム労働者に対する通常の労働者との均衡等を考慮した適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善、在宅就業等の健全な発展のための施策等を推進する」とうたっておりますので、これが着実に実行されますように監視専門調査会で御審議いただきたいと思います。

○大沢辰美君 私は、調査はこの五つの中の一つで処理できる、解決の方向が見出せるという今の御答弁だっと思うんですが、本当にそういう一般的な問題じゃなくて、これを解消するためには私は法律も、やっぱりパート労働法を変えないといけないところまでいくんじゃないかと思うんですけれども、パート労働法を見ておきますと、三十一條に雇用管理の改善の調査研究もうたわれているわけですね。

ですから、この共同参画会議がこういう調査会を立ち上げて具体的なそれぞれの分野でやられていくことは私はこれは本当にすばらしいことだと

思います。ですから、その項目の一つじゃなくて、女性パート労働者の問題、この賃金格差の問題を解消するという立場での専門調査会が今求められているんじゃないかなと思います。官房長官、いかがでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 専門調査会を新たに、こういうお話でございますけれども、今現在、共同参画基本計画の中で、御案内のとおり「パートタイム労働対策の総合的な推進」という項目がございまして、この中では、雇用管理の改善とか労働条件の明示の徹底とか雇用の安定、能力開発といったような多岐にわたる施策の推進というものを考えておるわけでございますので、この分野と、先ほど坂東局長から申し上げましたような苦情処理、監視専門調査会といったようなものを有機的に組み合わせてやっていくのではないかなと思っておりますけれども、行く行くまた検討させていただきます。

○大沢辰美君 ぜひ、今出発している専門調査会があるわけですから、そこでももちろん取り扱っていた方がいいのですけれども、根本的な解決ということをおっしゃる望みですけれども、今、官房長官がおっしゃったように、応じて適宜判断をしていきたいというのを期待いたしまして、この問題については提言を申し上げて終わらせていただきます。

次に、具体的な問題で御尋ねしたいと思います。特に、パート労働と関係があるんですけれども、母子世帯の方の就労、就学、その自立支援の対策について伺いたいと思います。

せんだって、十年度に母子世帯の調査が行われておりましたね。その数字を見てみますと、九十五万四千九百世帯あります。五年前の調査より二一増加しているというわけですね。ですから、この点から私は推測いたしますと、現在もう百万世帯に及んでいるのではないかと、そういうふうには私は思いました。

その母子世帯の方の就労状況を見てみましたら、常勤で働いている方は四〇・四％、そしてパー

ト労働の方も同じように三九・二％なんです。ね。ですから、本当に賃金は低い低い、母子世帯の平均年収は二百二十九万円。これは人数にして母子で三・一六人分だそうなんですけれども、平均です。ですからこのことは、今一般世帯の方の約三三％の賃金になるわけですね。だから、本当にお母さんたちは子供の育児と教育と、それから生活維持のための仕事と、両面を一人の母親で、もちろん母子家庭ですから、もう覆いかぶさっているわけですね。一生懸命頑張っている。

この母子家庭に対する諸施策は、確かに今まで貸し付けの制度とか職業訓練とか、できるだけ自立するように支援策が数多くつくられておりますけれども、その中で、就労、就学、自立支援には大体どんな施策がありますか、まず御尋ねしたいと思います。

○政府参考人(坂東眞理子君) お答えいたします。男女共同参画基本計画の中では「ひとり親家庭の親等の就労と子育てへの支援」という項目を立てておりまして、母子家庭の母等の生活の安定と自立の促進を図るため、職業相談指導の実施、職業訓練、職場適応訓練の実施、母子家庭の母等を雇用する事業主に対する賃金の助成などの就業援助策を推進するといったような施策を推進することとしております。

○大沢辰美君 確かにそういう制度もたくさんありますし、貸付制度も一覽表で見ましたら相当項目がございまして、今までもされていきます。

そういう中で、私はもう少し突っ込んだ自立支援を求めたいと思うんですが、今、母子家庭のお母さんが専門的な知識とすぐれた技能と技術を研修して、収入が確保されたら、やっぱり雇用が安定しますし経済的自立ができるわけですね。また、健全な生活環境を築くことができたお母さんから子供たちにふさわしい子育ても教育環境も整ってくると思うんです。

そこで、二点具体的にお聞きしたいと思います。その一つは、資料一を見てくださいますか。ちよつと説明だけではわかりにくいと思いましたが、

ので、資料を配らせていただきました。この資料1の母子家庭のお母さん方の経済的自立のための職業訓練委託校創設の問題なんです。

今、不況の中で建設業界は確かに大変なんですけれども、すぐれた技能者を求めています。女性も対等に働ける環境も今整いつつあるところがあります。

兵庫県に建設機械工事事業協同組合、これは元請、下請、孫請、第五次ですね、本当に下の下の五次の下請業者などで組織している組合があるんです。この組合が母子家庭のお母さん方のために職業の訓練委託校をつくって、建設機械運転の技能や技術を身につけたお母さん方をその協同組合参加の企業が積極的に責任を持って雇用するという計画を立てたんです。それを立ち上げたいというところで準備しているんです。建設機械工事事業協同組合参加の社長さんといったって小さな小さな社長さんなんですけれども、みずからが保有する技能と技術、経験を活用して、お母さん方の技能、技術取得を支援しようと考えたわけなんです。

このお母さんたちの経済的自立を裏づけを持って支援するためにはいろんなことを熟知していないといけないし、計画も必要なんです。それで、その計画も立てました。その企業の採用人員の計画、それから企業が求めている訓練内容、そして採用後の社内教育内容なんかも含めて準備をされました。いわゆる職業訓練の概要についても、できるだけマンパワー的に教育をしたいということで年間三十人ぐらいをやる、三カ月ぐらいで一人の人を育てていく。いわゆるオペレーターとしての自立をさせていきたいというのが願いなんですけれども、お母さんたちをいかにして優秀な技能、技術者に育てるか、育つか。今までの母子家庭の立場に立つて考えたシステムの教育訓練制度、こういう職場での機械を扱うようなそういう手法はなかったんです。

ここで、私、全国的には初めてじゃないかなという思いをしているんですけれども、当建設機械

工事業協同組合は母子家庭の皆さんの経済的自立を支援するためのそういう訓練システムの研究をずっとしてきたんですね。もう二十五年になります。今、制度であれば数日間の訓練でそういう重機なんかの運転を訓練して修了書を渡したらそれでいいということになっているけれども、女性の場合はそういう形では済まない、とても危険だからやっぱりしっかりとしたオペレーターとして訓練教育をしてやりたい。そのためには最低三カ月かかるというのがこの方針の大きな内容なんです。

だけれども、これを実施するには講師の経費や機械の費用や訓練期間中の受講されるお母さんの生活費の問題など、とても大変な問題を克服しなかつたら実施できないわけです。そこで、公的職業訓練制度に何とか組み込めないかと研究して、県にも要請したりいろいろと対策を練ってみたんですが、今そこには到達していません。

私は、こういう人たちの、お母さんたちが技能を身につけて自立していくための支援として、こういう公共の職業訓練の委託校としてお母さんたちの職業訓練の道を支援する、その可能性がないかということをお聞きしたいんですが、厚生労働省でしょうか、お伺いします。

○政府参考人(青木豊君) 御指摘のような公共訓練の委託でございますが、これは地域の事業主団体が行う職業訓練については、その民間機関が離職者、職のない方々を幅広く対象として職業訓練を実施するというもので、その訓練内容あるいは実施体制が適切であるものにつきましては、必要に応じて雇用・能力開発機構、公共訓練を行っておりますが、ここ、あるいは都道府県、ここも公共職業訓練を行っていますが、この各公共職業能力開発施設から職業訓練の委託を行うことができるというものがござります。

これにつきましては、個々のそれらの施設においてそういった精査をいたしまして委託契約を結ぶということになっております。

○大沢辰美君 公共の職業訓練所、ですから離職

者の人たちにまた必要に応じてやられているということですが、委託をする施設があればやっているとありますが、この場合はどうなんでしょうか、可能性はありますか、今説明いたしました。

○政府参考人(青木豊君) 母子家庭の母を含めまして、公共職業安定所に求職の申し込みをいたしまして、就職に当たって職業能力開発が必要だというふうな判断される方につきましては無料で職業訓練の受講の機会を提供するというところで、いろいろな応援措置をやっているわけです。公共訓練についてもそういう意味で委託を今申し上げましたようなことでやっているわけですが、今申し上げましたように、そういった離職者等を幅広く対象として職業訓練を実施し、その訓練内容あるいは実施体制、そういったものを個々に適切かどうかを訓練施設が精査をいたしましてするということになりますので、それぞれそういった個々のケースにつきましては、当該地域のそういった雇用・能力開発機構の施設あるいは都道府県の施設と御相談をいただくということだろうと思っております。

○大沢辰美君 今まで相談をして、本になかなか対応できない、職業訓練委託校としては条件が満たされていないということで、結局公共と認定の訓練所しかだめだということと言われてきたわけです。でも、私は考えてみましたら、本にお母さんたちが技術を身につけてこういう仕事をやりたいと、そういう道も開けることはとても望ましいことだと思っております。

そういう点で、こういう職業訓練委託校という形を、道を今探求しているところだから、私は国は公共と認定だけではだめだということじゃなくて、やっぱりこういう本に受注工事単価がもう元請からいったら五〇%程度の受注単価に減らされる第五次の下請の企業の体力ではやっていけない、認定職業訓練所なんかはやっていけないわけですから、そういう人たちのための研究ですか、これからの検討の一つとしてぜひ考えていただ

る一つの、私はきょうは母子家庭の経済的自立に絞って質問をさせていただいたわけですが、これも、こういう道をやっぱり探求していくことが、母子家庭で頑張っている人たちがこれからの、働く場合も、そして子育ての上でも、また子供に教育を与える上でも、一定の給料が確保できますから、そういう点では、大変だけれども、えらいけれども、その道を選びたいという人たちが今ふえている。生コンの労働者にもなっています。そして、大型ダンブカーの運転手にもなっている女性もふえています。

そういう中で母子家庭の方がたくさんいらっしゃるというのを聞いて、私はきょうここで取り上げさせていただいたんですけれども、官房長官、どうでしょうか、こういう問題があるんですよ。本に母子家庭の経済的自立を進める関係者の熱意を国がどう支援していくのか。やはり今ここでやりますとかそういうことを私は求めてい

るんじゃないかと、本にすばらしい提案ではないかと思うんですが、いかがお感じですか。

○政府参考人(青木豊君) ちよっと御説明が不足していたかと思うんですが、先ほど申し上げましたように、幅広く、離職された方々にそういう能力が必要だということで、一定の職種なりの限ったものでいいんですが、そういうことで訓練をやるということであればいいわけですが、母子家庭の方に限って、ほかの人はもう入れないんだということであつて、無料で公共訓練をやるということからはちょっといかがかということで、当該地域で実質的にはいろいろな方が入ってくるかと思ひますが、広くその地域の離職者の方々に對して門戸を広げるというんですか、というような形で公共訓練の委託というのは行っているというのが現状でございます。

○大沢辰美君 私は、決して個々の組合事業、訓練所が母子家庭だけをという、絞っているわけじゃないんで、母子家庭の人たちにもそれをやっていくためにそういう援助は必要だから、認定とか、公共職業訓練所の訓練校として適用してくれない

かという要望ですので、もう一度この点についてはこれからの研究課題にさせていただきたいということをお願いしたいと思います。

それで、二点目の母子家庭の自立支援の問題なんです。これは今、女性の職業の中に看護婦、そして看護婦という専門職がござりますが、この点についてお尋ねしたいと思います。

御存じのように、看護婦さんが看護婦になるためには、何種類ものコースがあります。特に、このコースは全日制、昼だけ行くと、夜間に行く分、定時制があるんですね。この定時制のコースに母子家庭の母親の看護婦さんが今ふえてきているんです。そういう資格を得るために頑張っている母子家庭のお母さんがいらっしゃる。そういう実態は御存じでしょうか。まず、お聞きします。

○政府参考人(伊藤雅治君) 母子家庭のお母さん方がどの程度看護婦養成所に入っているかにつきましては、詳細については把握していません。

○大沢辰美君 そういう点も知っていただいて、この制度というのは大変な学力というんですか、努力が要るわけですが、そういう中でこの制度についての援助という点で、私は、最近多くの方から相談があつたわけなんです。

この四月から、看護婦から看護になりたというところで学校に入ったそうです。六歳と八歳の子供を育てながらの専門学校ですから、生活がとても苦しくて、生活保護を受けられないでしようかという相談がありました。しかし、看護婦の専門学校は短大の資格のような一定の評価がありますから、だめだと言われたわけですね。このお母さんは学校に月火木と行っています。水金土とパートで病院で働いて二人の子供を今育てています。収入は月八万円、児童扶養手当を入れますと約十二万円だそうです。住宅は六畳と二畳のアパートで、ふろもないところに住んで、学費働いて頑張っています。

母子家庭の生活実態の厳しさ、その中でも、働き学びたいお母さんへの、看護婦さんの修学支

援の拡充を検討できないか。今現在やられている制度も含めてお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(伊藤雅治君) 現状を申し上げますと、准看護婦の方が看護婦になりますのは、進学コース、進学するわけでございますが、定時制の場合は三年、昼間の場合は二年間看護婦養成所に入っているわけでございます。

それらの人たちに對する現在の施策といたしまして、各都道府県が修学資金の貸与事業を実施しております。これは年間、総額二十二億程度でございますが、お一人の方に、公立の学校の場合ですと三万二千元、私立の学校の場合ですと三万六千元の修学資金が貸与されております。

そこで、現在、希望者につきましては、学生の約九・六％程度の申し込みがございまして、九％の貸与率でございまして、ほぼ希望者に対してはこの修学資金の貸与事業が需要を満たしていると考えているわけでございます。

そこで、今御指摘の点でございますが、私どもは今後この事業を、学生の実態等を踏まえて今後適正に運営しながら、御指摘の点も踏まえて運営していきたいと考えているわけでございます。

○大沢辰美君 今の制度としては、看護職員の確保、そして資質の向上という点で修学資金の制度がずっと続いているわけですが、私は、計算したんですが、このお母さんの親子の場合、生活保護を受けますと約二十二万八千五百八十円になるわけですね、一カ月。だけれども、収入は十二万円しか今現在ない。だけれども、生活保護は受けられない。そういう本当に大変な状況の中でどうしたらいいかと。今の制度を、まだ借りてはいないんですが、お借りすることになっても解決できないという実態にあるわけです。

私は、本当にこういう頑張っているお母さんたち、特に准看護婦から看護婦という、そういう向上を目指しているお母さんたちに、今までは大体看護学校に行かれていた、独身で頑張ってきた

さっていたんですが、こういう母子家庭のお母さんが頑張っているということはまたすばらしいことだと思うんです。だけれども、この人たちが、今制度として言われましたけれども、二年間は半分働けるけれども、三年になったらずっと実習に出ないといけませんから働けないんですよ。働くことすれば夜間になるわけです。ですから、子供を育てる母子家庭にとっては大変困難になるわけです。

ですから、この修学資金はこれからも続けていきたいという御答弁も承らなさいたいわけですが、私、こういうお母さん看護婦の勉強しようとする支援に対する特別なそういう制度が求められてくるのではないかと。これからやはり准看護婦から看護になりたという希望者が統計上も非常にふえておりますので、私は、そういう特別な検討課題もお願いをさせていただいて、このことについては質問を終わりたいと思います。

次に、公務員制度の改革についてお尋ねいたします。特に、難しい事柄なんです、信賞必罰の人事制度とその給与体系の構築について質問をしたいと思ひます。

一つは、政府は行政改革大綱を昨年の十二月一日に閣議決定しました。ことしの三月にまとめられた「公務員制度改革の大枠」の中では、「公務員一人一人の意識・行動原理の改革」と題して「信賞必罰の人事制度の確立」を掲げ、その第一番に「能力、業績等が的確に反映される新たな給与体系の構築」を挙げています。大枠の中では、「多くの民間企業では、従業員の能力を基本とした給与制度が構築されており」と言っており、公務員制度改革のモデルを民間企業に求めています。

そこで、民間企業における能力主義、成果主義賃金制度と比較しながら、私は、公務部門にどのような影響が出るかを質問したいと思います。

初めに申し上げておきますけれども、私は、能力や実力に基づいて相応の地位につくとか責任の重い職責につくということは、適材適所の人事政

策から見ても当然のことだと思ひますので、その点については誤解のないようにお聞きいただきたいと思ひます。

きょう私が問題にしたいのは、ある特定の人物が各個人の能力や業績を成果として評価、判定して、賃金、給与に直接結びつける成果主義賃金、この制度と公務部門のあり方についての問題なんです。

そこで、資料2を見ていただきたいと思ひます。これは、民間企業における能力主義、成果主義賃金の問題点を挙げてみました、ちよつと説明しただけではわかりにくいと思ひましたので、「民間企業における成果主義賃金の弊害と問題点」ということで、先日朝日新聞で書いてありましたので、そこからピックアップしてみました。

この導入の目的は、従業員のやる気を引き出して競争力を強化するために導入していると。制度としては、一定期間、半年間の場合もある、その間に従業員一人一人の目標を決めて、その達成度を上司が段階評価して、賞与とか給与、昇格に反映させるものとなっております。

弊害と問題点について数点だけ、たくさん書いていますけれども、述べたいと思ひますけれども、目標管理と言っているけれどもこれは名ばかりで、実際は上司によるノルマ管理になっている。事業部ごとに目標の利益が与えられて、これを事業部の長が従業員に割り振る、これが各個人の目標となる。やる気のある若手が未知の分野に挑戦したいと思ひても、事業部とその長の目標の達成が優先されて、半年間で達成が確定でないものは目標にはならない。そういう形で、本当にこれすべて申し上げたいんですけれども、時間の関係で述べることができませんが、後でまた読んでいただきたいと思ひます。

そういう点で、この民間の成果主義賃金の制度が、三月十九日だったと思ひますが、朝日新聞に載っております、その例が富士通の例として出ておりました。弊害が本当にはつきりとあらわれ

ているんですね。その方針転換が言われているんです。

ですから、成果主義の賃金によって失敗を恐れ、挑戦不足という、そういう事態が今問題だと言われているんですが、大臣はこういう民間企業における動向をどのように認識しておられてこの公務員改革の公務の分野でやられようとしているのか、その点についてまずお尋ねします。

○国務大臣(石原伸晃君) 大沢委員にお答え申し上げます。

冒頭、大沢委員の方で、責任ある地位にある方が成果あるいは責任を問われ、事業をつかさどっていくということは賛成だという力強いお話がございまして、その点は全く同じだと思ひます。

また、拝見させていただきましたこの「民間企業における成果主義賃金の弊害」につきましても、今ある書かれておりますけれども、一番目の問題は、上司が非常にだめな上司なんじゃないかというような印象を持たせていただきました。

私どもが今考えております公務員制度は、午前中も御質問ございましたように、やはり二十一世紀の新しい公務員像、すなわちこれまでの横並び意識あるいはコスト意識の欠如、またさまざまなことが民間の側から、あるいは国民の皆様方から指摘されている公務員制度の問題について、当たり前のことでございますけれども、すぐれた能力を示し業績を上げた人が手厚く処遇される、これも当たり前のことでございまして、親方日の丸に代表されますような、つぶれるわけないから組織に安住して職務が怠慢になる、そういうことが見られた場合には厳しく処遇をするという当たり前の原則を公務員制度の中にも導入していきたいと。

また、委員が御指摘されましたように、公務というものの、特に警察とか海上保安庁といったようないわゆる保安業務や、また大臣官房にございませう会計あるいは人事、いわゆる組織管理の業務などは成果あるいは業績面で適切に評価されにくい

業務であるというような意見もあることも十分承知しておりますが、民間におきましては、私もジャーナリストの出身でございますが、ジャーナリズムの世界でも管理職は年俸給になっているわけでございます。管理業務のように成績や成果が数字で明確にあらわれないところでも、もう実はさまざまな工夫によって管理部門の人たちも評価されているという実態もあるわけでございますから、こういうものを参考にし、また委員が御指摘いただいた弊害、もう既に民間企業が先行して大きな問題点等がわかつているわけでございますから、こういうことのないように、そしてまた、委員御指摘のとおり、公務の特性に十分配慮して、組織の目標を踏まえた個々人の業務目標を設定して、その困難度や達成度等の評価を行うなどの公正でまた納得性の高い新たな評価システムを具体的にこれから検討してまいりたいと考えているところでございます。

個々人の業務目標を設定する前に、やはりその組織としての目標というのが公務員の場合はあるわけでございます。国家国民に奉仕してこの国をマネジメントしていくという大変重要な職責がどの部署にあるわけでございますから、その点も十二分考慮して、具体化に向けて検討を続けてまいりたい、こんなふうに考えている次第でございます。

新しい制度を二十一世紀に合った、基本はやはり公務員の方がその場所で生きがい、働きがい、そしてこの国のために働くんだという意識を、高い志を持っていただけるような制度設計を今検討している最中でございますので、御理解を賜ればと存じます。

○大沢辰美君 六月末にという、検討をまとめていくということでございますが、私は、今、資料の三点目もお示しいたんですが、ちよっと時間の関係上省かせていただいて、今一点だけ述べましたけれども、民間企業で実施されている成果主義賃金、能力主義賃金または業績主義賃金の何がよくて何が公務員になじまないのか、そのうち何を取り入れるのか、そして何を取り入れないのか、非常に私たちは、また国民も関心を持って今見守っています。ですから、そういうのはやはり整理をしていただいて、そして私たちのこの委員会にも提出をしていただきたいと思います。

同時に、もう一つ最後にお聞きしたいんですけれども、政府が結論を事実上来月、六月末に出すと言われているわけですが、私は、午前中にも質問がありましたが、国家公務員法百八条の五にある労働組合、職員団体の交渉権も私は有名無実になってしまっていると思いますので、大臣がこの公務員制度改革を進める内閣の責任者として、職員団体、労働組合の意見を本当に十二分に聞き、最大限に配慮する必要性をどのように認識されているか、お尋ねしたいと思います。

○国務大臣(石原伸晃君) 大沢委員にお答え申し上げます。

午前中、同僚でございます築瀬委員の方から同趣旨の御質問がございましたが、これから節目節目で、公務員の方々が公務員制度改革に不安を持つようなことのないように、私がお会いすることもあると思いますし、またこれまでも事務局の方も頻繁にお会いしていると聞いておりますし、また明日は御党の松本先生とお会いをさせていただきますということも考えておりますので、その点につきましては、要らぬ心配を起ささないように

配慮をして、成案を六月の末を目途にまとめさせていただきます。こんなふうに考えております。

○大沢辰美君 終わります。

○大森礼子君 公明党の大森礼子です。

まず、これは官房長官に申し上げますが、ハンセン病訴訟、この判決につきまして、控訴を断念したことについて、小泉総理に心からの感謝を申し上げます。こういう表現しかできないのですけれども。

午前中の質問の中でも、いわゆる靖国神社の公式参拝の問題が森田委員との間で出ました。私が小泉総理について一つ心配なのは、憲法についてのどのようなお考えをお持ちになれるのかよくわからないところがございます。首相公選制につきましても、あるときには首相公選制、これに限ってまず憲法改正をするんだという発言をなさったと思います。でも、首相公選制というのは議院内閣制のもとですから、憲法の統治に関する規定をめちゃくちゃ変えることになってしまいますので、果たしてそこまで考えられていたのかなという気もするわけです。

細かい法律論、細かくないぞとおっしゃるかも知れませんが、それよりもやはりハンセン病患者の方々の法の正義というものを求める強い魂、これが勝つたのではないかなというふうには思っております。いずれにしても、政府がこういう決断をしてくださったことについて心から感謝申し上げます。

こういう中で総理が、何でも総理大臣が靖国神社の公式参拝をしようといふんだと自信を持って言われると、ちよっと大丈夫かなという気がするわけなんです。午前中の質疑を聞きまして、これでしたら、参議院の憲法調査会では参考人として総理の憲法観をお聞きするという、こういうことも必要なのかなと思つたんです。この靖国神社の問題につきましても、あるいは靖国神社に祭られている戦没者の慰霊をどのように参拝、言葉おかしいですけれども、こういう問題なんだろうと思うんです。

本日に、小泉総理、よくしてくださったなと思ふんです。何とかこの人気が続いてほしいなと思ふんです。これは我々が、公明党が連立の中にいるから、そんなけなげな考えじゃございません。要するに、本日に改革が必要だと思ふ、そして改革をする上ではやはり国民の支持というものが要るわけでありまして、不人気な総理大臣のもとでは絶対改革はできないと思ふます。そういう意味で、今いいチャンスではないかと思つております。特

で、頑張つていただきたいなと思ふんです。特に、女性閣僚を五名出したことについて、これは大いに評価しております。

ですから、何とか応援したいと思うのですが、ちよっと不安になる場合がございます。

私はいん法をかけた人間ですから、大體役所側がよいと思います。どこら辺を心配するかということもわかるんですね。それから先のいろんな展開とかあると思うんです。ただ、私は法律をやって法律で仕事をしてきた人間ですから、法律をいかに目的でありまして、その目的にかなう限りにおいて法的安定性というのがあるのだろうと思っております。

そこで、当然のことながら、総理であれば憲法九十九条、憲法遵守義務でございます。これは確認規定ですけれども、問題となっているのは、憲法二十条三項の宗教的活動に当たらないかとか、あるいは憲法八十九条の公金支出の関係とか、この憲法との絡みでこれに触れない形でできるかどうかという、この検討がまさに必要なんだと私は思ふんです。

官房長官、素直な気持ちと言ふんですけれども、

素直な気持ちでも憲法に違反したらいけないわけでありまして、そのところをやはりきちつとした解釈をしていただきたいと冒頭に申し上げておきます。

それから、次の問題ですが、男女共同参画担当大臣の官房長官と公明党の女性議員の私とが向かい合いますと、出てくるもうテーマは決まっております。選択的夫婦別姓の問題でございます。

予算委員会が民主党の議員も質問しましたし、それから先ほど小宮山委員の方も質問いたしました。公明党もこれ賛成で、今私は法案づくりをしているところでございます。

それで、これまでの質問の仕方をちょっと変えたいと思うんですが、いつも、こういう不利益があるから、官房長官、民法改正を考えたらどうですか、どうですかと言うと、いや、いろんな御意見があるからとおっしゃいますね。先ほどは愛する夫の姓を名乗りたい人もあるんじゃないかとおっしゃいましたけれども、私を愛しているなら私の姓にしてよと女性が同じように言えないところにも問題があるわけでありましてね。

しかし、余談ですが、昔、寅さん、テレビで放映していたころ、女房のかわりはいくれども親のかわりはないんだと、この言葉を非常に覚えていたんですね。それは、夫の姓のかわりはないんだと、親からもらったこの名前のかわりはないんだという、こういうこともあるわけでありまして、やっぱりいろんな状況等を考えていただきたい。

これは専門調査会の一つテーマに挙げておりますね。やはり男女共同参画社会を考える上で大きな問題なんだろうと思います。別姓というのは、そこで、私が別姓賛成論者でお願いする立場じゃなくて、普通のおばさんだとして、何でもこんな別姓、関係あるの、結婚したらだんなの名前を名乗ったらいけないのって、女はそうあるべきだとか、だから別姓考える必要はないと言ったら、担当大臣としてはどのような説明をなさるんでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) この夫婦別姓、人それぞれにいろいろな考え方、価値観とか生まれ育った環境とかそういうようなものに影響をされるのか、それからそのときどきの社会情勢とかいうものに影響を受けるのかわかりません。今まではそうだったけれどもこれからは違うんだということもあるでしょう。いろんなことがございますので、私は一概にこうだというふうに決めつけることはできないなというふうに思っています。

しかし、そういう選択的夫婦別姓というのは、この方がいいんだという、そういう社会的な風潮というのか、風潮と言っては怒られるかもしれないけれども、そういう傾向というものは確かにふえていっているんじゃないかなと、こう思います。それはやはり社会生活が変わってきている、また結婚に対する考え方も変わってきているといったようなところもあるでしょう。ですから、私はその辺のところは少しよく吟味させていただきたいと思っております。

その一つの資料として、いろいろ皆さんの意見を聞くこともこれ大事ですけれども、一つの資料として五年前に実施しました世論調査、それが、ことしやろうとしているものとどういうふうにあるのか出てきているのかと、こういうことで考えておりまして、その辺をこれから大いに研究課題にさせていただき、その上でまた判断もさせていただきたいと思っております。

○大森礼子君 これは男女同権だから、そういう風潮だからと、もっと詳しく言いますと、やはり結婚というのはいくつもの合意によつてのみ成立するところ、これは原則なんです。ところが、姓のところ、結婚したいんだけれども、こういう問題が生じてなかなか結婚に踏み切れないという一つの婚姻の障害にもなっているということをもっとお気づきいただきたいなと、こんなふうな思っております。

それから、先ほど小宮山委員も触れたんですけれども、私はやっぱり自分の名前をこれで生きたというの、もしかしたら憲法十三条の幸福追

求権の中身じゃないかぐらい思っているんです。やはり女性でもこの社会にあつて自己実現をしたという、こういう要求というのはあるわけでありまして、そしてその自分を認知している方法として、その手段として氏名というものがあつて、ですから、こういう観点からもしていただきたい。

それから、通称でいいんじゃないかということもありませんけれども、社会的に認知された、あるいはこれから認知させようとするその名称といふものと、それから法律上の名称、戸籍上の名称といふまいし、これは一致した方が混乱が少ないというの、これは当然です。本人の意思にもかつておりますし、あるいはある意味では民法上とかそういう取引では取引の安全にも資すると。先ほど小宮山委員が、抵当権設定とかいろんな問題にされましたけれども、やはり取引の安全とかこういう見地も必要で、ただ女性がわがままな、極めてわがままな女性たちがわいわい言っているという、こういう観点でなくて、もう少し現実を見て

させていただきたい。

それで、世論のあれを見てというよりも、やはり必要であればどんなことを主張していただくのが大臣のお役目じゃないかなと。だって、男女共同参画社会を推進していかないわけですから、こんなふうな思っています。

小泉総理がタウンミーティングとかなさるとおっしゃいましたけれども、官房長官も男女共同参画担当大臣として町の中へ出て女性とやっぱりタウンミーティング、男女共同参画担当大臣の国民対話とかタウンミーティングをどんどんおやりになることも必要ではないかと。それはまた小泉内閣、小泉総理の女房役としての官房長官の人気を上げるということは、小泉総理の人氣がさらにこの改革を推し進めるのじゃないかと思うのです。が、こういうお考えはございませんでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) タウンミーティングは小泉内閣の国民対話というふうなことで、六月十六日に第一回をやろうと思っております。これは鹿兒島、宮崎でしたか、それから青森と岩手だっ

たかな、何か東北と九州と、こんなふうなことで四カ所をやろうと思っております。そこには関係が出席し、そしてまた有識者の方々にも同行を願うということを考えておりまして、その地区によつて状況は違いますけれども、二、三百人ぐらいの規模で率直な話し合いができるというようなことを考えているんですけれども、そこに女性閣僚を、必ず行ってもらいたいなと、このように思っています。第一回はそういうような計画をいたしておるところでございます。

私自身のことについて言われますと、ちょっと危機管理担当大臣といたしまして、鹿兒島、宮崎とか遠いところには行けないと、こういう事情がございます。この近辺であるときにはぜひ参加をさせていただきたいと思っております。

済みません。鹿兒島、熊本です。

○大森礼子君 男女共同参画社会の視点から見ますと、女性閣僚に会っていただきたいのは男性の方であります。国民の女性の方が話をしたいのはやっぱり官房長官となりますので、その中に入らなくても、例えば東京周辺でもできるわけですから、かた苦しくなくて、ちょっとカラーのワイシャツか何かでふらつと町の中へ行って若い女性とかと話して、これからは男女共同参画社会は大事なんだよなんて言っていたら、非常にまた施策も進みます。また小泉内閣の人氣も、余りそれは私が考える必要もないわけですから、理解が広がるのではないかと、このように思っております。

それから、世論調査なんですけれども、その前に、例えば聞かれる人に、これは何が問題となっているのか、なぜ夫婦別姓という問題が起るのかという知識がありませんと、その認識がありませんと正しい判断ができないと思うんですね。だから、例えば基本問題専門調査会ですか、六月にこの別姓についてのミーティングをすると聞いておりますが、そこら辺での議論を途中経過として外に出していただくと、こういう議論がされているということで世論調査した場合にもいろいろ

おりでございまして、インターネット社会、これから非常に進むことは間違いないわけではございますけれども、同時にそれがいろいろな形で犯罪に使われる可能性がある。今御指摘の名譽毀損のケースなどは本当に恐ろしいことだと思っております。

私もいろいろな形で対応はいたしますけれども、警察は、この前もどちらかかで、たしか参議院の予算委員会でしたか、ちよつと一言申し上げたことがございますが、情報通信局という技術者集団を持っている、これが私はかなり力になるのじゃないかと思っております、そういう意味で、こうするといふというように、何とかいまして、警告みたいなものもいろいろな形でお出しする。事実、検挙した事案も結構ふえておりますし、それから御相談を受けている件数もかなりふえている。昨年で一万一千件を超えたところまで行っているということでございまして、それだけいろいろな事案がふえていることだと思っております。

それから、先ほどカードにつきましてちよつとお話ございましたが、実は私もスキミングをやられたみたいでございまして、幸いに被害は、カード会社から通報がございまして、使わなかったんでしうねと言われまして青くなったことがございますけれども、本当にどこでやられたか全く記憶がございません。

いろいろな形で出てきているわけではございますが、これは私、もう一つだけ申し上げたいと思いたすのは、カード会社のシステムを少しきちんとしたものにしてみよう。例えばICなどがかなり進んでおりますから、そういうレベルまで上げてもらうとか、あるいはカードを使つて取引をするお店との間での関係もきちんとしてもらうというようなユーザーサイドのケアも必要だろうと思っております。

○大森礼子君 そうですね。ユーザーサイドのケアも必要ですし、それから、私も実はよくこのITというのは、まだパソコンをよく使いこなせない

くて、ただインターネットを見てホームページを見るまでしか使えないんですね。どういう仕組みになっているのかわからないという、使いながら怖いなと思ひながら、便利であるんですけども、例えばいろいろなきつとした情報を知らせることで、こういう被害に遭わないためにこういうふうにご注意しようという啓発活動が必要だと思っております。

一つここに手元にあるのは「ストーカー規制法」、これは全国防犯協会連合会と社会安全研究財団がつくったパンフなんです、こういう行為がストーカーになりますよ、こんな場合はこういふうに注意しましょうと。それから最後には、警察へ連絡しましょう、被害者支援ネットワークという、こういうリーフレットが出ているんですね。これは非常によくできています。やばい予防活動ということ、こういうことも警察にやっていただけたらいいのではないかと思っていますので、希望として申し上げておきます。

時間の関係で次へ行かせていただきます。

最後は竹中大臣にお聞きいたします。大臣も、IT担当大臣ということで、IT社会推進ということでございまして、IT社会革命を推進して、それはそれで世の中の流れですから必要なんですけれども、先ほど申しましたように、常に便利さの裏にはリスクがあります、このリスクについて十分対応しなければ、この上つたものもそれ以上に破壊されるという、こういう怖さも持っていると思います。一般的、抽象的な言い方しかできませんけれども、

そこで、ここで大臣もおっしゃっているように、個人情報保護の推進や、この後段ですが、情報セキュリティ対策に努めますとおっしゃっているんですけども、例えば具体的にはこういうこと、具体的にいいながら余り時間ありませんので詳しくは述べられないと思いますが、このセキュリティ対策について大臣の考えをお聞かせいたします。

○国務大臣(竹中平蔵君) まさにIT社会の光と

影の重要な問題だと思ひます。

午前中も少し議論させていただきましたけれども、デジタル情報を自由にやりとりすることによって我々には間違いなく大きなメリットがある。しかし、自由によりとりやすくなるからこそ、この自由を逆手にとつて非常に悪意に満ちてこれをまさに悪用するということも実は可能になっていくわけですね。便利さとそのセキュリティとのバランスをとるということがいかに重要かということなんだと思ひます。

たまた私の友人で慶応大学の武藤教授がこの情報セキュリティのある意味での専門家がいらつしやいますけれども、非常に多面的な対応が必要だというのが一般的な専門家の意見だと思ひます。

一つは、技術的にやっぱり何らかのウォールを、自分のところに勝手に入つてこさせないようなウォールを設ける、その技術の開発が重要でしょう。同時に、やはりこれを扱っているのは人間でありますから、うっかりその門を閉め忘れて大きな被害に遭うとか、何か問題が起きたときにどう対処するかというトレーニング、人材の問題というのがあるんだと思ひます。さらには、これはもう先生の御専門で、まさに法律でありますけれども、やはりペナルティーを重くしておくというのが一つの抑止力になるんだけれども、しかし、何が起るかわからないところどういふ法律整備をしたらいいだろうかという基本的な問題もあります。最後には、ある程度、実はこういうセキュリティ、一〇〇％防ぐことというのは現実にはなかなか難しく、いざ問題が起きたときの復元の対策も考えておくと、そういう多元的な対応をしなければいけないんだと思ひます。

IT戦略本部のことで、同じく私の大学の先輩の石井威望教授をチェアマンにして情報セキュリティ専門調査会というのをつくっております。そういうところ幅広い対応をしていきたい。現実に、さらにことし三月に作成したe-Japan重点計画の中にもこのセキュリティに向けて

のできることを幾つか対応策として挙げてやっていく予定にしておりますので、これはある意味ではフロンティアの問題で試行錯誤になると思ひますけれども、今申し上げたような観点から怠りなく進めていきたいというふうに思ひます。

○大森礼子君 時間の関係で最後にもう一点ですが、大臣、ごあいさつの中で述べております消費者契約法のところでございまして、消費者契約法の実効性確保等による消費者保護の推進やNPOの活動促進により国民が生活の豊かさをより実感できるように経済社会の実現に努めてまいりますと述べておられます。

それで、この消費者契約法ですけれども、これは本当に画期的な法律であると私は思ひます。一方、どういふトラブルが全部訴訟になつちやたら、二万円の消費のトラブルで三十万円弁護士の着手金が必要となつて、何のこともやらわかんない。そこで、この実効性確保、あるいは裁判になる前のその処理の仕方ということがこの契約法が成功するかどうかの大きなポイントだと思います。

その点で、この実効性確保のところで大臣はどのように考えておられるか、これを最後に質問いたします。

○国務大臣(竹中平蔵君) 私、経済の専門家で法律のことはよくわからなかつたんで、最近一生懸命勉強しまして、これは大変重要な法律がこの四月から施行されているんだということを知らしたので、基本的には皆さんに使ってもらうということで、大変重要である、そのための啓発活動といひますか、情報提供活動を行うというのが我々の重要な仕事だといふふうに考えています。

具体的には、国民生活センターにおける相談員の研修でありますとか、弁護士連合会との意見交換等々を踏まえて、さまざまな機会を通じてこの啓発を努力したい、普及に努力したい。とりわけ、今の五月は消費者月間ということでもありますので、幾つか新しい試みを今年度の予算を活用して、

都道府県等の消費者センターに対してPIONETという、要するにこれはアドバイザー同士で情報を交換してもらうようなシステムでありますけれども、そういうような新しい試みもありますので、先ほどありましたタウンミーティング等々の啓蒙活動ということもあるでしょうし、ぜひ前向きに努力したいと思えます。

○大森礼子君 終わります。ありがとうございます。

○椎名素夫君 大変に時間も短いことでもありますが、ごくごく大づかみの話をいたしまして、参考にしていただければ幸いです。見当違いのこととも言いかれませんが、その点はお許しを願います。

十年間の失われた時間というようなことを言いますが、今の時期に小泉内閣のような大変に高支持率の内閣ができたというのは非常にいいことだと思ふんです。何にしても、一けたぐらいの支持率の内閣というのはどこへ出ても心細いものでして、高過ぎるというようなことを言う人もいるけれども、それは、九〇％ぐらいの支持率のある総理大臣がうちにはいるんだよというのは悪い話じゃないので、うまく利用して、やれることをぜひできるだけやっていただければ、これは日本のためにもなるという気がいたします。

そういう気持ちを持った上での話なんです、でも、でもこの内閣の始まりというのは、ちよつと振り返ってみますと、前の森さんが内閣をやっていた。そして、どういうわけか知りませんが、自民党の諸君が、このままじゃ選挙にならないといって騒ぎ始めて、うちの、しにせだけれども党首をどけようじゃないかという話になって、あれよあれよという間にやめることになって、その後、次の後継ぎをどうするかというような話で一月ぐらいいお使いになったわけですね。

その段階では、これは大変に私ごとだったと私は思ふんですね。その間しばらく、総理大臣は法律的にはいることはいるけれども、待ってこれとというような話で、国会の方は開店休業みたいな話

だった。大臣みんないるんだからちゃんと審議してくれと言ふけれども、もうちよつとたつたらやめることになっておりますのでというような者を相手にやるわけにもいかないというので、一月ぐらいあいやつた。

それで、自民党の総裁選挙というのをやりになった。これは、中で範囲をお広げになったのは悪いことじゃないんですが、それにしても、とにかく自民党は政権にすることに大変に利益があるとお思いになった方々百三十万人ぐらゐの投票によるものである。全有権者からいうと一・三％ぐらゐ。ところが、うちの中だけでやつたんじゃないしに表まで行つておやりになったものですから、何となしに国家的行事みたいになつちやつたんです。

それで、非常におもしろいと思つたのは、四人の候補がおられたけれども、あとの三人はよき自民党総裁になろうという演説をやつた。小泉さんだけが、極端に言えば反自民党演説をやつたんです。それで、すっかり国民的選挙みたいな、一億マインス百三十万人の人までが、おれたちも一緒になつて選んだという気になつちやつたというのが、まあうまいことやつたものだと思ふは思つてゐるんですが、こういう経路であれ、支持率が高いというのは悪いことじゃない。その上に立派な御自身の内閣をおつくりになった。これで相当また決定打、恐らくきのうのハンセン病関係の対処というのでもまた点が上がったと思ひますけれどもね。

ところが、所信表明をおやりになつて、それからずつと衆参で、衆議院の議論も拝見して、各委員会でも始まつておりますが、いろいろ聞いておりますと、非常に立派な看板がどんと上がったので、これはこれと思つて店の中に入つてみるとまだ品物がそろつていないという感じなんです。それで、目録が置いてある。目録も、こういう目録をつくらうと思ひますという話ばかりと言つても過言ではないような気がする。結局よくわからないんですよ。

一つには、私は思ふんですが、政権交代にも比すべき内閣をつくつたと、こうおっしゃるので、そうかもしれない。そうかもしれないんですが、そういうことだとすると、本当は所信表明じゃない。施政方針演説をやつて、それから外交演説、経済演説、財政演説と、大体全部はこんなふうになりますというのがありますね。これ、所信表明演説をやつて、本会議の質疑も大体総理が全部片づけたという感じで、例外を除いては。それからあとは、いろいろ細かいことに入つても、きょうのお話でも、私が尊敬する竹中博士が大臣になられたけれども、これもこういう目録をつくらうと思つてという話であつて、野党の方のお聞きになる方も、我々の目録はという話で、目録と目録の話がまだ続いている。これをどうするかというのがこれからの本場の課題だと思ふんです。

今のようになつてゐるのは、大変に風が吹いてゐるという話だと思ふんです。この風は、天然自然に吹いてゐるのじゃなくて、合成した人工風だと私は思ふんです。与党の各派閥の風というのは、とまつたり動いたり、スイッチを入れたら消したり、消してしまおうとかいふのがある。野党の方も、攻撃したいんだけれども少しスリッチを入れておいた方がいいかなというような向きがある。そうじゃなきゃ九〇％にならないからね。それから、省庁も、各省庁は風を吹かそうか消そうかという話も、様子見もあり、それから業界もあり、そういう風が吹いていて、それを待つてきてけなげに風を送つてゐるというふうな感じが全部ないと、これ九〇％にならない。だけれども、そういうことが起こつてゐるんだらうと思ふんです。

そういうことであるということをはつきり御認識になつてゐるんことをお進めにならないと、ばたつととまると。一番すごい風はマスコミですね。いつでもスリッチを切れるようにスリッチのボタンに手をかけてらんでゐるような人たちがいるので、これから勝負だと思つており

ます。

そこで、一番大事なことは、省庁再編に伴つて内閣機能の強化ということがありました。そして、内閣で、本当に内閣全体を束ねながら調整機能を發揮して縦割りでないような行政を組み立てていくという任務を担つてゐる必要があるのが、きょうここにお並びになつてゐる大臣だと思ふんです。この任務が非常に私は大きいと思ふんです。簡単に言つてしまつて、昔式の自民党の政治の運営のやり方から離れて、本来の議院内閣制型の行政にはつきりここで踏み込むということができるかできないかというのが一番大きなことじゃないか、勝負どころじゃないかと私は思つております。

昔は、私もやりましたけれども、大体党で決めてしまつたというのは、予算なんかみんな書いてやつて、大臣になつた方は、党の政調でつけたせりふに乗つてきたりもえなかつたりやつていたような時代がありました。もうあゝいゝことはだめだ。ただし、ほんのこの間まで、私はこういうことはやめた方がいいなと思つたんですが、内閣で大体こういうふうにお決めたので、党の方で大声を上げるとまたひっくり返つちやうとか、あれが一番いかぬのだと思ふんです。御存じでしょうが、イギリスでは、各国会議員がじかに官僚と接触するということは禁止されてゐる。あくまでも政権をとつた党が内閣に全部乗り込んで、そこで物事が決まつていくと。

格好だけはできてゐるわけです。副大臣がおられて、政務官がたぐさんおられて、部屋もたくさん持つて、一体どうしようかなんと役所で言つてゐるけれども、しかし、本當の意味はそういうことであつて、あゝいゝ外側で物事を引っ張つたり動かしたりする実力者というのがもしいるとしたら、それは全部内閣の中で一緒にやつてやらなきゃいけないというのが元來の議院内閣制の責任あるやり方だと思ふんです。そのところを束ねてゐらっしゃるので、今

ちよつと入り口になると、特定財源の問題とかな
んとかかんとか、いろいろあつちこつちでその風
をどめようかというような話がありますが、こう
いうものを相手にしないという政治の形をきちつ
とこの際こしらえていただくということは非常に
大事だと思ふんです。

そうでないと、形があつても、実は森内閣のと
きは、余り悪口は言いたくないけれども、政策の
丸投げを自民党にしたりしましたね。ああいう癖
がつくと、民主党が例えば将来政権をおとりに
なつてもまた似たようなことが起こつてしまふ。
そこあたりを十分に氣をつけておやりいただくよ
うにお願いをしたいと思います。

ですから、ほかの大臣の方ももちろん重要で
すけれども、この内閣委員会に御出席の大臣の責任
というのは非常に大きなところがあつて、いや政
治というのはそういうものだと言つて、つ
まらないところで妥協しないでいただきたい。

それで、目録と悪口を申し上げましたけれども、
必ずや六月ぐらいになるとろんなのが出てきま
すね。それを拝見した上でその話はするといふこ
とに私はしたいと思つております。

そういうことをやるためには内閣がきちつと同
じような考えでやつていかなきゃいかぬ、これは
基本です。そうすると、そのおつもりでおつ
くりになつたんでしようが、小泉首相は一総理一
内閣といふようなことで、ひよいひよい取りかえ
るのはやめると。これもいいことだと思ふんです。

ただし、機械でも初期のふぐあひといふのはあ
るんですね、合わないような歯車をくつつけちや
つたといふのが。そういうのを見つけたら、余り
どうしようどうしようと言わないで、早いところ
取りかえておかないと、機械ががりがりといつて
とまっちゃうことがありますから、その点は、今
だれといふような話をしていくわけじゃないけれ
ども、これは十分にお考えになつていただいた方
がいいと思ふんです、成功させるためには。

大体あれですよ、おかしくなる会社なんかで
も、あいつは功績があつたから、しようがない置

いておくかといふようなのが大体妙なことをやつ
て会社が破産に至るといふのが多いし、機械でも
さつき言つたとおりです。それが一つ。

それから、たまたま参議院議員選挙が七月にあ
りますが、勝つたの負けたのといふようなつまら
ないことを考えないで、それに向けたような不純
な政策及び予算といふのは断固として排除して
もらいたい。それをやり始めると、本当にまたつま
らない癖を将来の日本の政治の形に持ち込むこ
とになるので、その点を皆さんによりよくお願いを
申し上げます。

最後に申し上げたいのは、参議院の選挙とい
うのは、大衆衆議院の下請じゃないんです。です
から、自民が勝つた、民主が負けるとか、共産党が
伸びたとか、そういう話じゃなくて、本当に長期、
大局に立つた、人間を個々の見識でやるというの
が本来この参議院がやるべきことだと私は思
つておりますので、何か小泉総理が、選挙へ出
るときは派閥をみんなやめてやつたらどうだと
言つて、いろいろ文句があるようですが、それを
一歩越えて、皆さん、党をやめて個人で参議院議
員の選挙に臨んでいただくことができればといふ
ことを、自民党のみならず、全政党の方々にこの
機会にお願いをしておきたいと思ひます。

言いたいことはみんな言いましたが、御感想を
どうぞ、ありましたら。

○国務大臣(福田康夫君) 大変、私も所属する
自民党の中身のことをよく御存じの上で御発言を
していただきました。また御意見をいただきました
てありがとうございました。私も大変同調するこ
ころ、ほとんどでございますけれども、そのよう
な意見を持っております。

小泉内閣の支持率は高いのはいいことだと、私
も全くそう思つております。支持率が高いと求心
力が出ますので、これはやっぱりある程度以上の
支持率はあつた方がいいなといふことを今つくづ
く思つておるところでございます。しかし、あわ
せておつしやいました、そのことに関連して、正
しいと思ふことは、国民の支持を失うといふとき

もあるかもしれぬ、しかしそういうことを恐れな
いで正しいことをやってほしいといふお話がござ
いました。まさに私も同感でございます。多少
ゆとりのある間は勇猛果敢にやるべきだろうと、
こんなふうにも思つております。

また、今後ともよろしく御指導を賜りたく思つ
ております。

○国務大臣(村井仁君) 以前、椎名先生のもとで
科学技術予算の調整作業の一端を担わせていた
いたことがございますけれども、ある意味では、
内閣府の仕事といふのは、そういう意味で総合調
整を要するような仕事が多に多いといふことを
感じます。

私、今度は防災担当といふことになりまして、
そちらの方の仕事はこの委員会では特に扱いは
ございせんけれども、それをやるにつくましても、
改めて、きょう椎名先生が御指摘になられました
ような観点、非常に大事なことだと思つておりま
す。心して努めてまいりたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 椎名先生とは実は学者
のときから海外の会議でしょっちゅう顔を合わせ
ておりました。きょう、椎名先生は日本語も大変
お上手で説得的だといふふうに改めて感じ入
りました。

私は政治家ではありませんので、本当に妥協す
ることなく、先生がおっしゃつたような方向で
ひ力を尽くしたいと思ひます。

○国務大臣(尾身幸次君) 大変に、卓見を聞かせ
ていただきました。ありがとうございます。

目録だけ並んでいて品物がないといふお話が
ございましたが、例えば自助と自律とか、あるいは
構造改革なくして景気回復なしとか、あるいは民
間で行ふことは民間でやる、地方でできること
は地方でやる、そのリーダーとしての基本的な原
則がしっかりとついていると思ひます。したがいま
して、それをどうやって具体的な政策に反映する
かといふことにつくましても、私も、それから官僚
の皆さんも大変やりやすいのではないかと。そう
いう意味で、私は、まだ細かいメニューは並んで

いませんけれども、基本的な国の方向づけとい
ふ意味において、私は総理のリーダーシップとい
うのは大変すばらしいものがあるといふふう
に考へております。

そういう中で、内閣機能の強化といふのは大変
大事でございますし、私も内閣府の一員として
大変大事な役を承つておりました。私は科学技
術担当といふことでございしますが、全体の大所高
所の観点から国の方向づけをするために全力で頑
張つてまいりたいといふふうに考へております。

この内閣、支持率、大変高いわけございま
して、私は、苦い薬であつても将来の健康のため
に役に立つものは、この小泉内閣であれば国民の
皆様に飲んでいただけるような状態であるとい
ふことで、将来を踏まえてしっかりと政策を国民
の皆様に理解してやっていただく、そういうこ
とができる内閣であり、またやらなければなら
ないものであるといふふうに考へておりました。ぜ
ひまた御理解と御協力を、また御指導をお願い
する次第でございます。

○国務大臣(石原伸晃君) 椎名委員の議会と内閣
とそして政党のあり方といふこれからの二十一
世紀の政治のあり方、そしてまた衆議院と参議
院といふ二院制の持つ意味についての御言及の
ところに非常に感銘を受けたところでござい
ます。次回、ぜひ外交の要諦等につきまして、御専門
でございますので、意見の御開陳があれば参考にな
ると思ひます。

○椎名素夫君 皆さんありがとうございました。
○委員長(江本孟紀君) 本日の調査はこの程度に
とどめます。

○委員長(江本孟紀君) 次に、風俗営業等の規制
及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正す
る法律案を議題といたします。
政府から趣旨説明を聴取いたします。村井国家
公安委員会委員長。

○国務大臣(村井仁君) ただいま議題となりま
した風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する

ノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第二条第三項各号に規定する児童の姿態に該当するものの映像をいう。次条第二項において同じ。」を加える。

第三十一条の九第二項中「わいせつな映像」の下に「又は児童ポルノ映像」を加える。

第四章第一節第三款の次に次の二款を加える。

第四款 店舗型電話異性紹介営業の規制

(営業等の届出)

第三十一条の十二 店舗型電話異性紹介営業を営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

三 第二条第九項に規定する電気通信設備を識別するための電話番号

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 第二十七条第二項の規定は、前項の届出書を提出した者について準用する。この場合において、同条第二項中「同項各号(第三号を除く。)」とあるのは、「第三十一条の十二第一項各号」と読み替えるものとする。

(店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等)

第三十一条の十三 第二十八条第一項から第九項までの規定は、店舗型電話異性紹介営業について準用する。この場合において、同条第三項中「前条第一項」とあるのは、「第三十一条の十二第一項」と、同条第四項中「店舗型性風俗特殊営業(第二条第六項第四号の営業その他国家公安委員会規則で定める店舗型性風俗特殊営業を除く。)」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業」と、同条第七項中「前条第一項」とあるのは「第三十一条の十二第一項」と、同条第八項中「ならない旨」とあるのは「ならない旨及び十八歳未満の者が第三十一条の十二第一項第三号に掲

げる電話番号に電話をかけてはならない旨」と読み替えるものとする。

2 店舗型電話異性紹介営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該営業に関し客引きをすること。

二 営業所で十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。

三 十八歳未満の従業者を第二条第九項の規定によりその機会を提供する会話の当事者にする

こと。

四 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること。

五 営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

六 十八歳未満の者からの第二条第九項に規定する会話の申込みを取り次ぐこと。

3 店舗型電話異性紹介営業を営む者は、第二条第九項に規定する会話の申込みをした者が十八歳以上であることを確認するための措置であつて国家公安委員会規則で定めるものを講じておかなければならない。

(指示)

第三十一条の十四 公安委員会は、店舗型電話異性紹介営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定(前条第一項において準用する第二十八条第一項の規定又は前条第一項において準用する第二十八条第二項の規定に基づく条例の規定を除く。)に違反したときは、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な指示をすることができ

(営業の停止等)

第三十一条の十五 公安委員会は、店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪(第四十九条第三項第七号及び第八号の罪を除く。)、刑法第一百七十四条、第一百七十五条若しくは第百八十

二条の罪、売春防止法第二章に規定する罪若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む店舗型電話異性紹介営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型電話異性紹介営業の全部又は一部の停止を命ずることができ

2 公安委員会は、前項の場合において、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者が第三十一条の十三第一項において準用する第二十八条第一項の規定又は第三十一条の十三第三項において準用する第二十八条第二項の規定に基づく条例の規定により店舗型電話異性紹介営業を営んではならないこととされる区域又は地域において店舗型電話異性紹介営業を営む者であるときは、その者に対し、前項の規定による停止の命令に代えて、当該施設を用いて営む店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずることができ

(標章のはり付け)

第三十一条の十六 公安委員会は、前条第一項の規定により店舗型電話異性紹介営業の停止を命じたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該命令に係る施設の出入口の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標章をはり付けるものとする。

2 前条第一項の規定による命令を受けた者は、次の各号に掲げる事由のいずれかがあるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、前項の規定により標章をはり付けられた施設について、標章を取り除くべきことを申請することができ

この場合において、公安委員会は、標章を取り除かなければならない。

一 当該施設を当該店舗型電話異性紹介営業の

用以外の用に供しようとするとき。

二 当該施設を取り壊そうとするとき。

三 当該施設を増築し、又は改築しようとする場合であつて、やむを得ないと認められる理由があるとき。

3 第一項の規定により標章をはり付けられた施設について、当該命令に係る店舗型電話異性紹介営業を営む者から当該施設を買収した者その他当該施設の使用について権原を有する第三者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、標章を取り除くべきことを申請することができ

この場合において、公安委員会は、標章を取り除かなければならない。

4 何人も、第一項の規定によりはり付けられた標章を破壊し、又は汚損してはならず、また、当該施設に係る前条第一項の命令の期間を経過した後でなければ、これを取り除いてはならない。

第五款 無店舗型電話異性紹介営業の規制

(営業等の届出)

第三十一条の十七 無店舗型電話異性紹介営業を営もうとする者は、事務所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称(当該呼称が二以上ある場合にあつては、それら全部の呼称)

三 事務所の所在地

四 第二条第十項に規定する電気通信設備を識別するための電話番号

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 第三十一条の二第二項の規定は、前項の届出書を提出した者について準用する。この場合において、同条第二項中「同項各号(第六号を除

く。」とあるのは、「第三十一条の十七第一項各号」と読み替えるものとする。

(街頭における広告及び宣伝の規制等)

第三十一条の十八 第二十八第五項、第七項及び第八項の規定は、無店舗型電話異性紹介営業を営む者について準用する。この場合において、同条第五項第一号イ中「第一項」とあるのは「第三十一条の十三第三項において準用する第一項」と、同号ロ中「第二項」とあるのは「第三十一条の十三第三項において準用する第二項」と、同条第七項中「第五項第一号」とあるのは「第三十一条の十八第一項において準用する第五項第一号」と、同条第八項中「第三十一条の十七第一項」とあるのは「第三十一条の十七第一項」とあるのは「第三十一条の十七第一項第四号に掲げる電話番号に電話をかけて」と読み替えるものとする。

2 無店舗型電話異性紹介営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 十八歳未満の従業者を第二十条第十項の規定によりその機会を提供する会話の当事者にする事。

二 十八歳未満の者からの第二十条第十項に規定する会話の申込みを取り次ぎ、又は同項に規定する会話の申込みを十八歳未満の者に取り次ぐ事。

3 無店舗型電話異性紹介営業を営む者は、第二十条第十項に規定する会話の申込みをした者及び同項に規定する会話の申込みを受けた者が十八歳以上であることを確認するための措置であつて国家公安委員会規則で定めるものを講じておかなければならない。

(指示等)

第三十一条の十九 無店舗型電話異性紹介営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に關し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反したときは、当該違反行為が行

われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることが出来る。

2 無店舗型電話異性紹介営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に關し、前条第一項において準用する第二十八第五項第一号の規定に違反した場合において、当該違反行為が行われた時における事務所を知ることができず、かつ、当該違反行為がはり紙、はり札又は立看板を前条第一項において準用する同号イに掲げる区域において表示することであるときは、当該違反行為が行われた場所を管轄する公安委員会は、当該違反行為に係るはり紙、はり札又は立看板を警察職員に除却させることができる。

(営業の禁止)

第三十一条の二十 無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に關し、この法律に規定する罪、刑法第七十四条、第一百七十五条若しくは第八十二条の罪、売春防止法第二章に規定する罪若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、無店舗型電話異性紹介営業に該当する営業の全部又は一部を営んではならない旨を命ずることが出来る。

(処分移送通知書の送付等)

第三十一条の二十一 公安委員会は、無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、第三十一条の

十九第一項の規定による指示又は前条の規定による命令をしようとする場合において、当該処分に係る無店舗型電話異性紹介営業を営む者が事務所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に係る事案に関する弁明の機会の付与又は聴聞を終了している場合を除き、速やかに現に事務所の所在地を管轄する公安委員会に国家公安委員会規則で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

2 前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることが出来るものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の十九第一項及び前条の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることが出来ないものとする。

一 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に關し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反した場合、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすること。

二 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に關し、この法律に規定する罪、刑法第七十四条、第一百七十五条若しくは第八十二条の罪、売春防止法第二章に規定する罪若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪に当たる違法な行為をした場合又は当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合、八月を超えない範囲内で期間を定めて、無店舗型電話異性紹介営業に該当する営業の全部又は一部を営んではならない旨を命ずること。

3 第一項の規定は、公安委員会が前項の規定により処分をしようとする場合について準用する。

第四章第四節第三十五条の三を第三十五条の四とする。

第三十五条の二第一号中「第二十九条第九項」を「第二十九条第十項」に改め、同条を第三十五条の三とする。

第四章第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。

第四節 特定性風俗物品販売等営業の規制

(特定性風俗物品販売等営業の規制)

第三十五条の二 公安委員会は、店舗を設けて物品を販売し、若しくは貸し付ける営業(その販売し、又は貸し付ける物品が第二十六条第五号の政令で定める物品を含むものに限るものとし、同号の営業に該当するものを除く。以下「特定性風俗物品販売等営業」という。)を営む者又はその代理人等が、当該特定性風俗物品販売等営業に關し、刑法第七十五条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第七條の罪を犯した場合においては、当該特定性風俗物品販売等営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む特定性風俗物品販売等営業(第二十六条第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける部分に限る。)について、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることが出来る。

第三十六条中「無店舗型性風俗特殊営業を営む者」の下に「店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者」の下に「及び無店舗型電話異性紹介営業を営む者」を加える。

第三十七条第一項中「性風俗特殊営業」を「性風俗関連特殊営業」に改め、同条第二項中「又は店舗型性風俗特殊営業」を「店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業」に改める。

第三十八條第二項中「性風俗特殊営業等（性風俗特殊営業）」を「性風俗関連特殊営業等（性風俗関連特殊営業）」に改め、「興行場営業」の下に「特定性風俗物品販売等営業」を加える。

第四十一條第一項中「第三項」の下に、「第三十一條の十五第一項」を加え、「若しくは第三十五條の二」に改め、「第三十一條の六第二項第二号」の下に「第三十一條の二十、第三十一條の二十一第一項第二号」を加え、「第三十五條の三第二項」を「第三十五條の四第二項」に改め、「第三十條第二項」の下に「若しくは第三十一條の十五第二項」を加え、同条第二項及び第四項中「第三十一條の六第二項第二号」の下に「第三十一條の二十一第一項第二号」を加え、「第三十五條の三第二項」を「第三十五條の二、第三十五條の四第二項」に改める。第四十一條の三第一項第一号中「第三十一條の七第二項」の下に「及び第三十一條の十七第二項」を加え、「若しくは同条第一項」を「第三十一條の七第一項若しくは第三十一條の十七第一項」に改め、同項第二号中「第三十一條の十一第二項」の下に「第三十一條の十九第一項、第三十一條の二十、第三十一條の二十一第二項」を加え、「第三十五條の三第二項」を「第三十五條の四第一項」に改め、同条第二項中「映像送信型性風俗特殊営業」の下に「無店舗型電話異性紹介営業」を加える。

第四十九條第一項第四号中「第三十一條の六第二項第二号」の下に「第三十一條の十五、第三十一條の二十、第三十一條の二十一第二項第二号」を加え、「又は第三十五條の三第二項」を「第三十五條の二又は第三十五條の四第二項」に改め、同条第三項第七号中「第二十八條第一項」の下に「第三十一條の十三第一項において準用する場合を含む。」を加え、同項第八号中「第二十八條第二項」の下に「第三十一條の十三第一項において準用する場合を含む。」を加え、同項に次の二号を加える。

十二 第三十一條の十三第二項第一号から第五号までの規定に違反した者

十三 第三十一條の十八第二項第一号の規定に違反した者

第四十九條第四項中「又は第三十一條の三第二項第一号」を「第三十一條の三第二項第一号、第三十一條の十三第二項第二号若しくは第三号又は第三十一條の十八第二項第一号」に改め、同条第五項第六号中「若しくは第三十一條の七第一項」を「第三十一條の七第一項、第三十一條の十二第一項若しくは第三十一條の十七第一項」に改め、「第三十一條の七第一項」の下に「第三十一條の十二第一項、第三十一條の十七第一項」を加え、同条第六項第六号中「若しくは第三十一條の二第二項（第三十一條の七第二項）」を「第三十一條の十二第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。」若しくは第三十一條の二第二項（第三十一條の七第二項）及び第三十一條の十七第二項」に改め、同項第七号中「第三十一條第四項」の下に「又は第三十一條の十六第四項」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四條第一項第四号の改正規定 公布の日から起算して一月を経過した日

二 目次の改正規定（第三節 興行場営業の規制（第三十五條）、「第四節」及び「第三十五條の二、第三十五條の三」を改める部分に限る。）、第十八條の二第二項、第三十一條の八第五項及び第三十一條の九第二項の改正規定、第四章第四節中第三十五條の三を第三十五條の四とする改正規定、第三十五條の二を第三十五條の三とする改正規定、第四章中第四節を第五節とし、第三節の次に一節を加える改正規定、第三十八條第二項の改正規定

（「興行場営業」の下に「特定性風俗物品販売等営業」を加える部分に限る。）、第四十一條の改正規定（若しくは第三十五條）及び「第三十五條の三第二項」を改める部分に限る。）、第四十一條の三第二項第二号の改正規定（第三十五條の三第一項）を改める部分に限る。）、並びに第四十九條第一項第四号の改正規定（又は第三十五條の三第二項）を改める部分に限る。）、公布の日から起算して三月を経過した日

（「興行場営業」の下に「特定性風俗物品販売等営業」を加える部分に限る。）、第四十一條の改正規定（若しくは第三十五條）及び「第三十五條の三第二項」を改める部分に限る。）、第四十一條の三第二項第二号の改正規定（第三十五條の三第一項）を改める部分に限る。）、並びに第四十九條第一項第四号の改正規定（又は第三十五條の三第二項）を改める部分に限る。）、公布の日から起算して三月を経過した日

法第三十一條の十七第一項の規定の適用については、同項中「事務所」とあるのは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第号）の施行の日から一月を経過する日まで（事務所）」とする。

（条例との関係）

第三条 地方公共団体の条例の規定であつて、店舗型電話異性紹介営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業に該当する営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が当該営業に関し行つた行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。この場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

第二条 この法律の施行の際現に改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「新法」という。）第二條第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下単に「店舗型電話異性紹介営業」という。）に該当する営業を営んでいる者については、この法律の施行の日から一月を経過する日（その日以前に新法第三十一條の十二第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合にあつては、その提出した日）までの間は、同項及び新法第三十一條の十三第三項において準用する新法第二十八條第一項から第三項までの規定は、適用しない。

（児童福祉法の一部改正）

第四条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項第四号の三中「及び同条第六項の店舗型性風俗特殊営業」を「同条第六項の店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項の店舗型電話異性紹介営業」に改める。

2 前項に規定する者がこの法律の施行の日から一月を経過する日までの間に当該営業について新法第三十一條の十二第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合においては、当該届出書に係る店舗型電話異性紹介営業を営んでいる者は、新法第三十一條の十三第一項において準用する新法第二十八條第三項の規定の適用については、この法律の施行の際現に新法第三十一條の十二第一項の届出書を提出して当該店舗型電話異性紹介営業を営んでいる者とみなす。

3 この法律の施行の際現に新法第二條第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業（以下単に「無店舗型電話異性紹介営業」という。）に該当する営業を営んでいる者の当該営業に対する新

平成十三年六月五日印刷

平成十三年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

P